

2023/01/30 時点

安芸高田市都市計画マスタープラン・ 立地適正化計画（素案）

2023 年●月

安芸高田市

目 次

第1章 はじめに.....	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画策定の目的	1
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 計画区域	2
1-5 計画期間	2
第2章 本市の現況・課題.....	3
2-1 現況分析	3
2-2 上位・関連計画	20
2-3 市民アンケート調査結果	26
2-4 地域の問題点・解決すべき課題の整理	42
第3章 全体構想.....	44
3-1 まちづくりの基本理念と基本目標	44
3-2 将来都市構造	45
第4章 分野別方針	48
4-1 土地利用	48
4-2 都市施設	50
4-3 交通	51
4-4 都市環境・景観	53
4-5 防災	54
4-6 地域活性化	55
第5章 地域別構想.....	56
5-1 地域別構想の検討方針	56
5-2 吉田町	59
5-3 八千代町	65
5-4 美土里町	71
5-5 高宮町	76
5-6 甲田町	82
5-7 向原町	88

第6章 立地適正化計画	93
6-1 立地適正化計画とは.....	93
6-2 都市構造上の課題の整理.....	94
6-3 立地の適正化に関する基本的な方針.....	96
6-4 誘導区域・誘導施設.....	98
6-5 誘導施策.....	113
6-6 防災指針.....	116
6-7 目標値の設定	132
第7章 実現化方策.....	133
7-1 重点プロジェクト	133
7-2 計画推進体制	135
7-3 計画の見直し	135
資料編	136

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

本市は、2004年3月に吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町が合併して誕生しました。市全体の将来像を示す計画として、2015年3月に策定した「第2次安芸高田市総合計画」では、『人がつながる田園都市 安芸高田』を将来像としています。また、2015年10月には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけ、若者の定住を促進するまちづくりに取り組んでいます。

本市における都市計画の状況としては、1980年11月に、旧吉田町の一部を区域とする吉田都市計画区域が指定され、1992年には用途地域が指定されました。しかし、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（「都市計画マスタープラン」）や、都市再生特別措置法第81条に基づく「立地適正化計画」が未策定であり、市としての都市計画の方針が未策定の状況が続いています。

また、本市では、2004年の6町合併以降、旧6町すべてで人口減少が生じており、中には3割以上人口が減少している町も存在しています。加えて、人口集積に対応した基盤整備の不足、都市計画区域外への人口流出、商店街の衰退、工業用地の飽和など、様々な都市計画上の課題があります。

一方で、都市計画を行わないと、土地利用規制が撤廃され、住環境の悪化や利便性の低下、無秩序な開発が起こる可能性があるといった課題があります。

1-2 計画策定の目的

本市では、人口減少が進み、空き家が増加し、商店街はシャッター街化が進むなどの課題が山積しており、合併から15年以上が経過する中で、本市全体の新たなまちづくりのビジョンの提示が求められています。

このようなまちづくりのビジョンは、都市計画区域の範囲内外に関わらず、市全体として示す必要があることから、本市全域を対象として、まちづくりの方向性を示す「安芸高田市都市計画マスタープラン」を策定します。

また、生活サービスを効率的に提供し、本市全体として持続可能なまちづくりを行うためには、「コンパクトなまちづくり」を行うことで拠点となる地域の人口密度を維持し、「公共交通ネットワーク」でそれらを繋ぐことが必要になります。そのため、特に都市計画区域内を対象に、都市計画マスタープランのアクションプランとして、コンパクトなまちづくりの実現に向けた方針を定める「安芸高田市立地適正化計画」を策定します。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの将来像をはじめ、土地利用の規制・誘導や都市施設整備、地域ごとの整備などの方向性を示す、市町村の都市計画の根幹となる計画です。この計画に基づき、本市の様々な都市計画施策が実施されることになります。

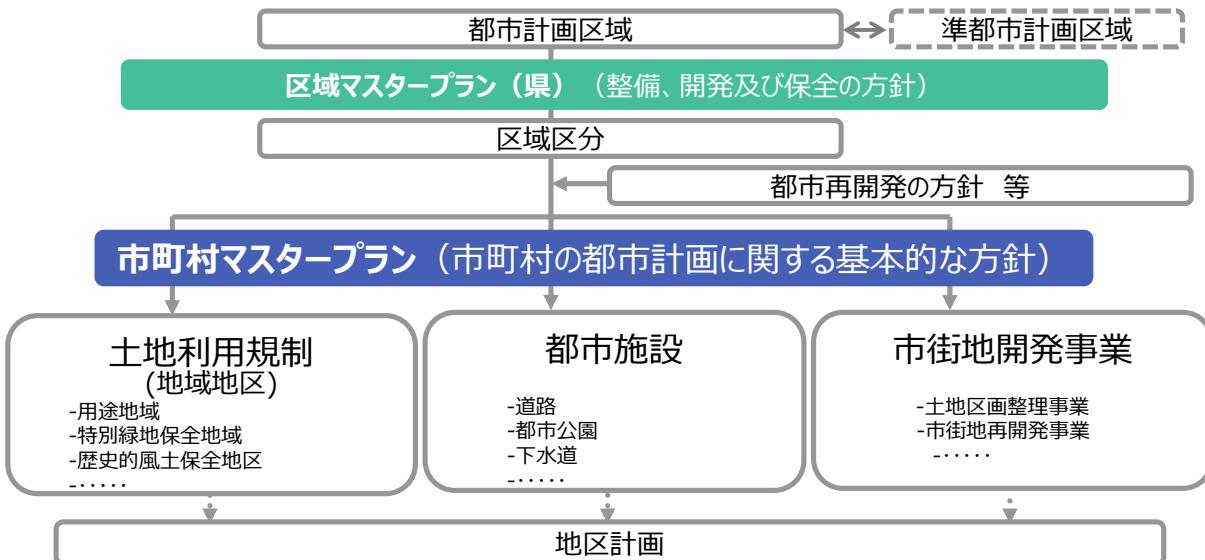


図 1-1 計画の位置づけ

1-4 計画区域

本計画は、安芸高田市全域を対象として策定します。ただし、立地適正化計画については、法令に基づき都市計画区域内を計画区域とします。

1-5 計画期間

本計画の目標年次は 20 年後（2042 年度）を想定します。ただし、社会情勢の変化等を考慮し、本計画の計画期間は 10 年間（2023 年度～2032 年度）とします。

第2章 本市の現況・課題

2-1 現況分析

(1) 人口・世帯数の推移

① 人口の推移

本市の人口は、1970年から2015年にかけて減少の一途をたどっており、今後も減少傾向が続くと推測されています。また、65歳以上の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、2040年には44.9%と16～64歳（生産年齢人口）の割合を上回ると予想されています。

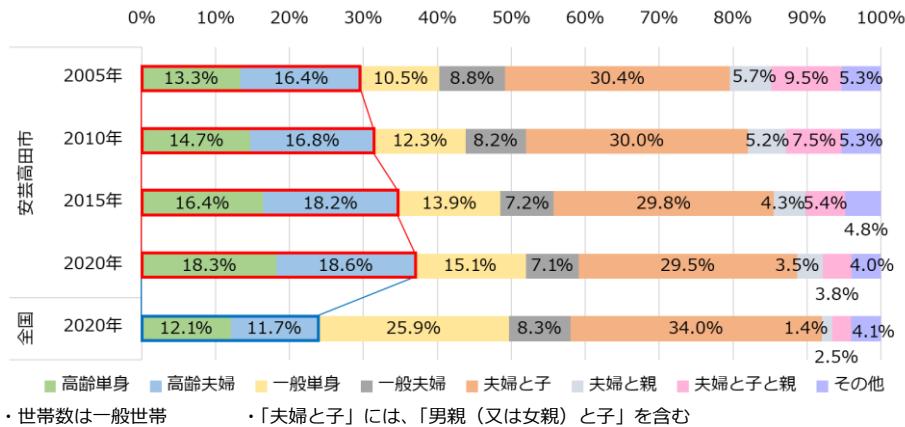


出典：(2015年以前) 国勢調査
(2020年以降) 国勢調査のデータをもとに、国土交通省国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測プログラムを用いて算出

図 2-1 人口の推移

② 世帯数の推移

高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合は増加傾向にあります。また、2020年の本市の高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合は、全国と比較して高いです。



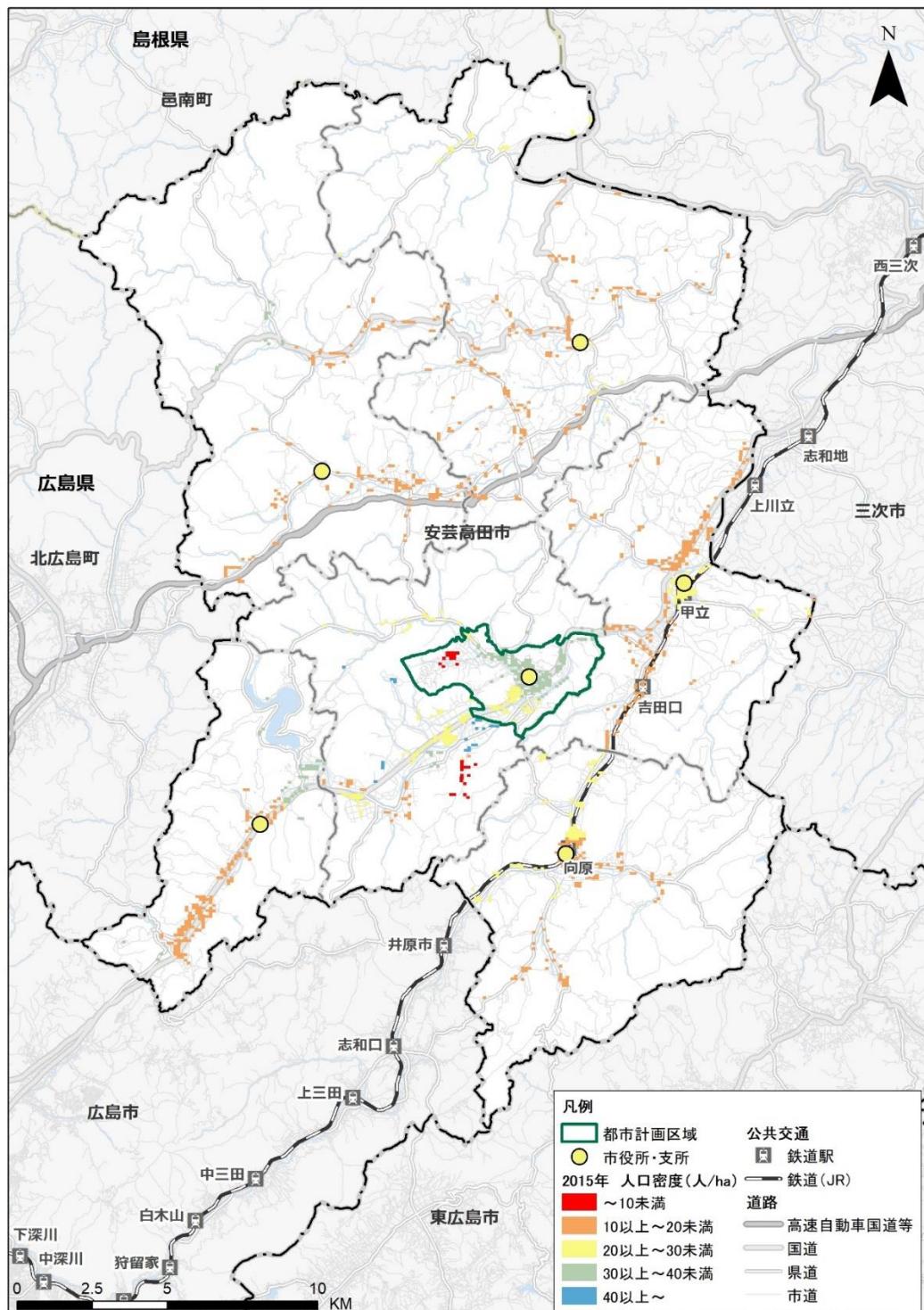
出典：国勢調査

図 2-2 家族類型別世帯数の推移

③ 人口の分布状況

吉田町を中心に人口密度が高くなっています。しかし、本来人口の集約が図られるべき都市計画区域内よりも、都市計画区域外のほうが人口密度が高くなっています。

また、他の町でも、拠点となる支所周辺以外で人口密度が高くなっていたり、広範囲に人口が分散したりしています。

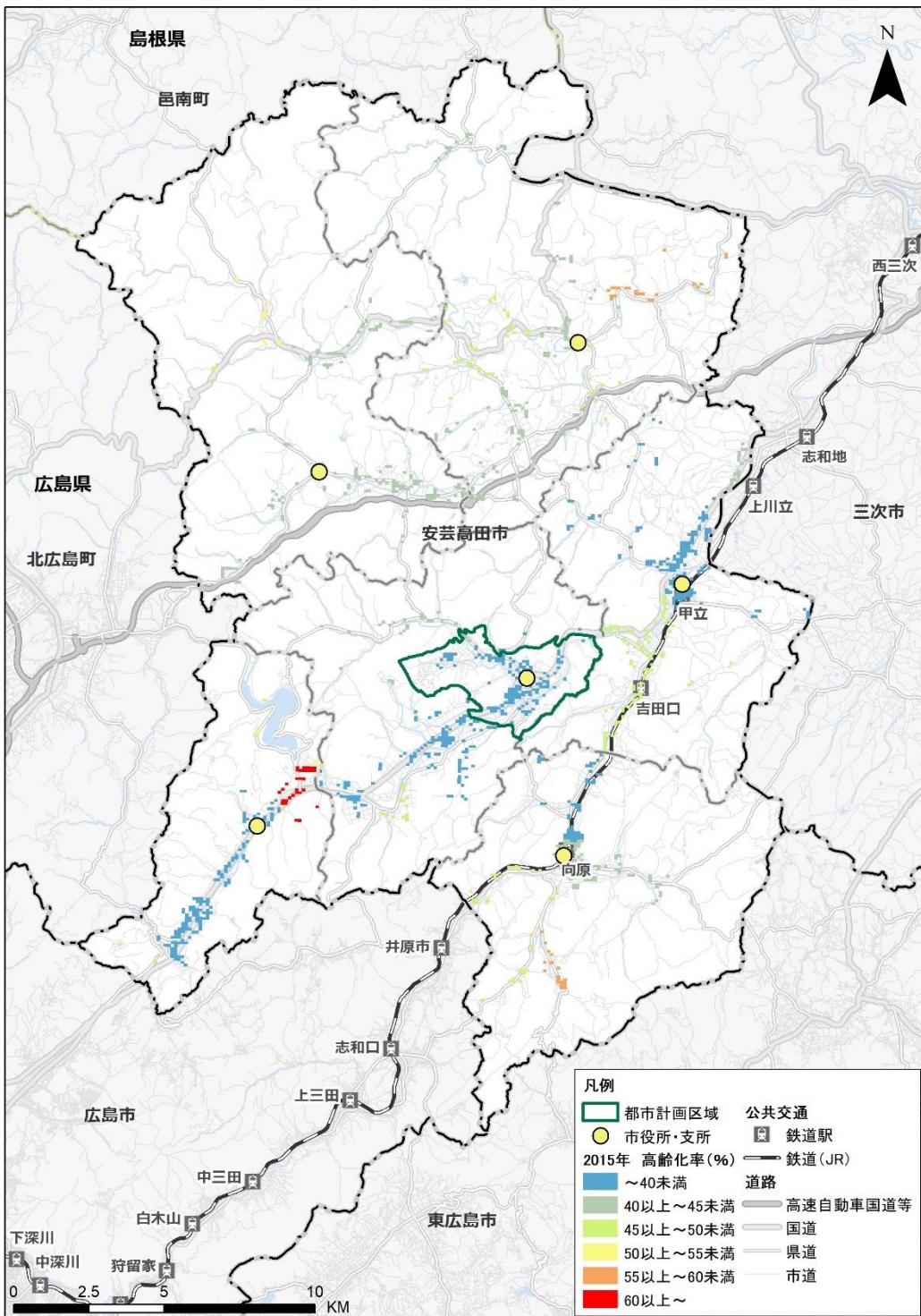


出典：国勢調査

図 2-3 人口密度

④ 各町の高齢化率

高齢化率をみると、八千代町で60%以上、高宮町と向原町で55%以上となっています。また、それらは拠点となる支所からやや離れているため、高齢者の生活利便性の確保が重要となります。



出典：国勢調査

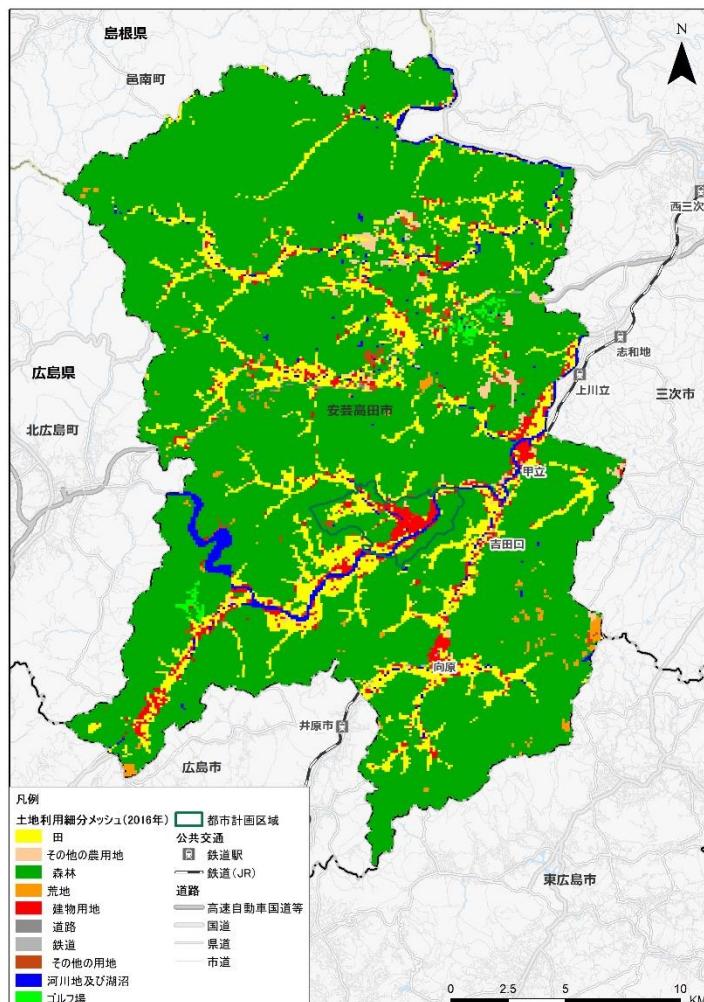
図 2-4 高齢化率

(2) 土地利用状況

① 土地利用及び用途地域の状況

本市は面積のほとんどを森林が占めており、鉄道や主要道路等の周辺に田、建物用地が広がっています。建物用地は都市計画区域外や6町の中心部以外にも点在しています。

都市計画区域の面積は市全体の面積の2.3%であり、そのうち用途地域の面積は市全体の0.3%です。また、用途地域の50.8%を第一種住居地域が占めています。



出典：国土数値情報（2016年）

図 2-5 土地利用状況

表 2-1 都市計画区域及び用途地域の面積割合

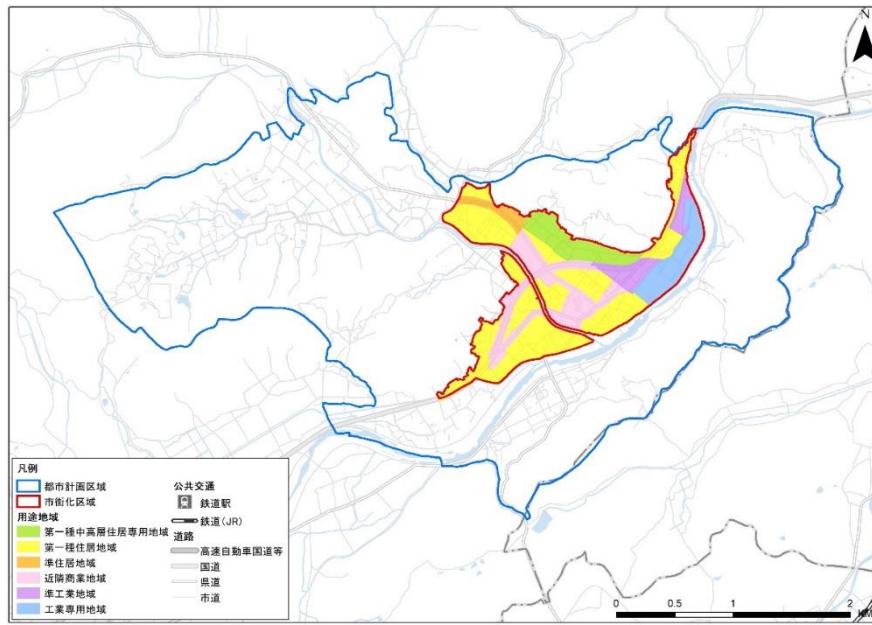
	安芸高田市	都市計画区域	用途地域
面積 (km ²)	537.71	12.53	1.78
割合	100.0%	2.3%	0.3%

出典：国土交通省、吉田町都市計画図

表 2-2 用途地域の面積割合

	用途地域						
	全体	第一種住居地域	近隣商業地域	準工業地域	第一種中高層住居専用地域	準住居地域	工業専用地域
面積 (km ²)	1.78	0.91	0.33	0.12	0.18	0.06	0.19
割合	100.0%	50.8%	18.6%	6.8%	10.3%	3.1%	10.4%

出典：吉田町都市計画図

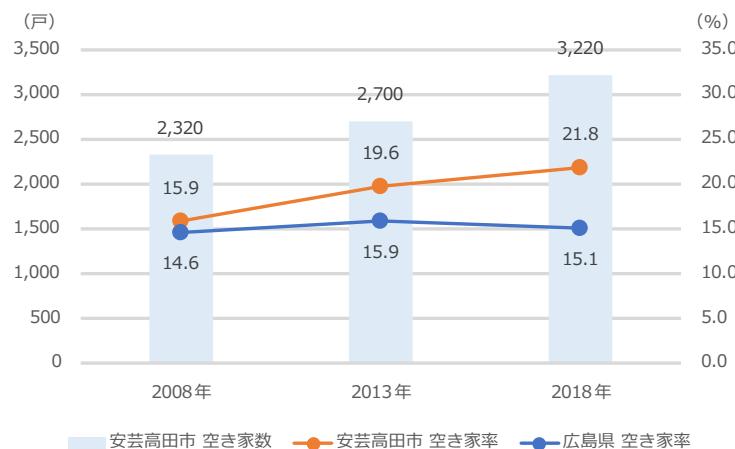


出典：国土数値情報（2021年）

図 2-6 用途地域

② 空き家数及び空き家率の推移

2008年から2018年にかけて空き家数は増加を続け、2018年には3,220戸となっています。同様に空き家率も増加を続け、2018年には21.8%となっています。これは広島県の空き家率を6.7%上回る数値です。



出典：住宅・土地統計調査

図 2-7 空き家数及び空き家率の推移

(3) 公共交通体系

本市の公共交通は JR 芸備線、広域路線バス、高速バス、市内完結路線バスである「お太助バス」、デマンド型区域乗合である「お太助ワゴン」、自家用有償旅客運送である「もやい便・とろっこ便」、タクシーで構成されています。

① 事業者が運営する公共交通

事業者が運営する公共交通として、JR 芸備線、広域路線バス、高速バスがあります。

広域路線バスは、本市と広島市、北広島町、三次市を結んでおり、他市町の拠点へのアクセスが可能となっています。



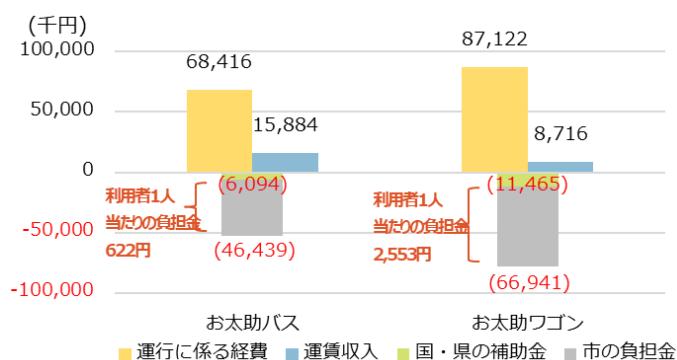
図 2-8 事業者が運営する公共交通の運行路線

② お太助バス、お太助ワゴン

事業者が運営する公共交通を補完する形で、市がお太助バス、お太助ワゴンを運営しています。

お太助バスは主に市内を走る定期運行の路線であり、朝、夕の通勤・通学時間帯の移動を担っています。車両は 55 人乗りまたは 33 人乗りで、大人数の乗車が可能です。一方、お太助ワゴンは、各町と吉田間を運行するデマンド型区域乗合であり、町内・町外への移動が可能です。昼間の時間帯の移動を担っており、10 人乗り程度の比較的小さな車両で運行しています。

予算収支は、お太助ワゴン、お太助バスとともに、運行に係る経費が運賃収入を大きく上回っており、赤字分を国・県の補助金と市の負担金で補っている状況です。



出典：本市資料（2020 年度）

図 2-9 お太助バス、お太助ワゴンの予算収支

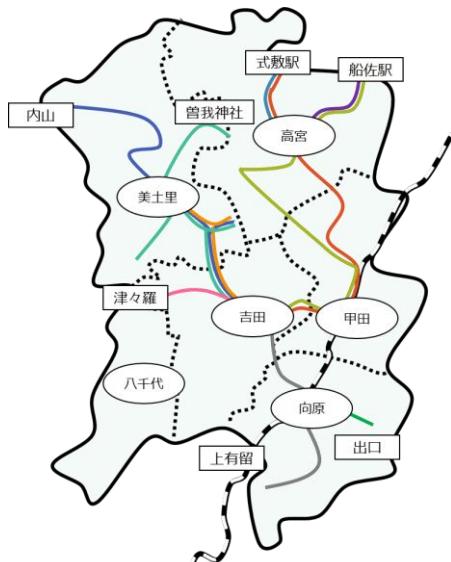


図 2-10 お太助バスの運行路線



図 2-11 お太助ワゴンの運行路線

③ もやい便、とろっこ便

お太助バス・お太助ワゴンでカバーできない地域（川根、智教寺）はもやい便、とろっこ便が移動を担っています。もやい便は川根振興協議会が、とろっこ便是智教寺振興会が運行している自家用有償旅客運送です。

それぞれ、定期運行と予約制の路線が存在します。

お太助バス、お太助ワゴンと同様に、運行に係る経費が運賃収入を大きく上回っており、赤字分を市の負担金で補っている状況です。



出典：本市資料（2020 年度）

図 2-13 もやい便、とろっこ便の予算収支

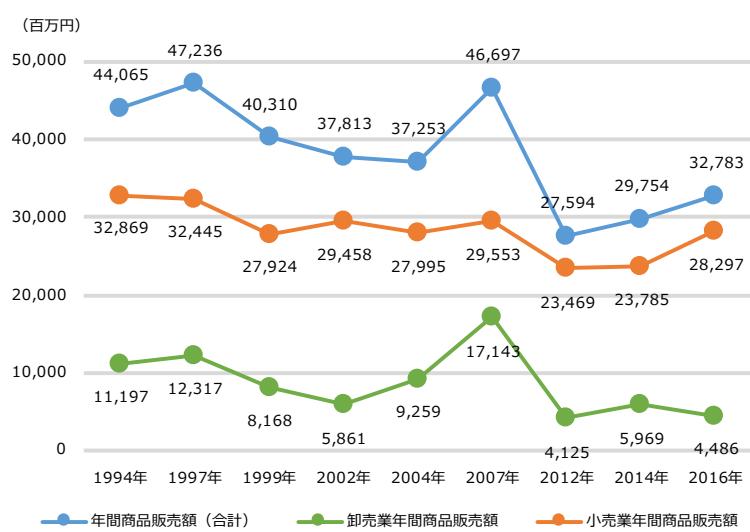


図 2-12 もやい便、とろっこ便の運行路線

(4) 産業

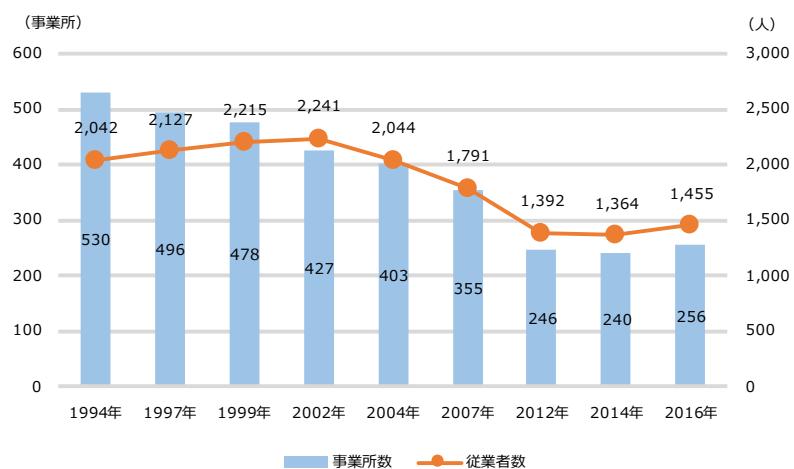
① 卸売・小売業の状況の推移

卸売・小売業の年間販売額は、20年ほど前と比較して少なくなっています。また、小売業の事業所数・従業員数は減少傾向にあります。



出典：経済センサス

図 2-14 年間商品販売額・卸売業年間販売額・小売業年間販売額の推移



出典：経済センサス

図 2-15 小売業の事業所数・従業員数の推移

② 観光の状況の推移

本市の主な地域資源として、ひろしま安芸高田神楽や安芸のはやし田に代表される文化資源や、土師ダムをはじめとした広大な自然資源が挙げられます。

一方、総観光客数は2005年から2010年にかけて減少し、2010年以降は130～150万人程度、県全体に占める割合は2.5%前後となっています。また、個別の観光施設の利用者数についても、新型コロナウィルスの感染拡大前である2017年から2019年にかけ、多くの施設で2～3割減少しています。

また、1人当たりの観光消費額は約1,000～1,500円で推移しています。

観光客の移動に関しては、自家用車での来訪が大多数となっています。

○ひろしま安芸高田神楽



市内の神楽団：計22団
吉田町：2団
八千代町：1団
美土里町：13団
高宮町：6団

主な神楽大会
・美土里神楽発表大会
・高校生の神楽甲子園
・子ども神楽発表大会
・高宮神楽まつり

○土師ダム



○はやし田



国重要無形民俗文化財
：1箇所（高宮町）
広島県無形民俗文化財
：3箇所（美土里町）

○棚田などの田園風景



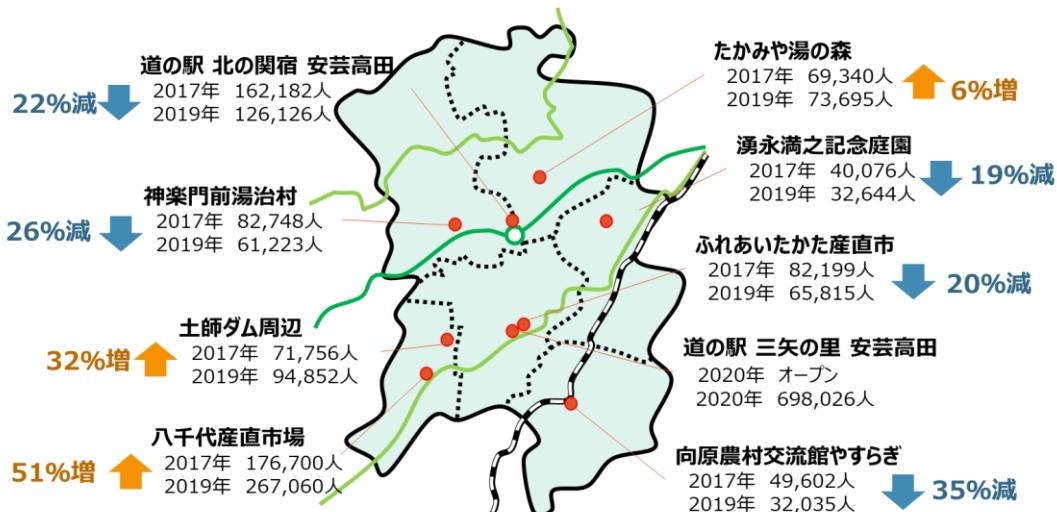
出典：本市HP、あきたかたNAVI

図 2-16 市内の主な文化・自然資源



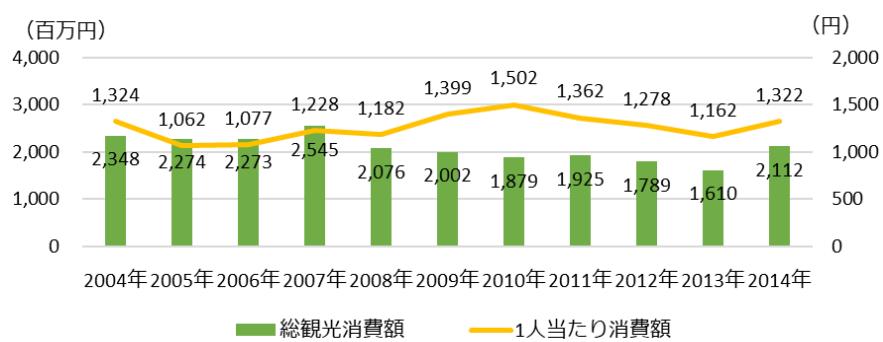
出典：第2次安芸高田市観光振興計画

図 2-17 総観光客数の推移



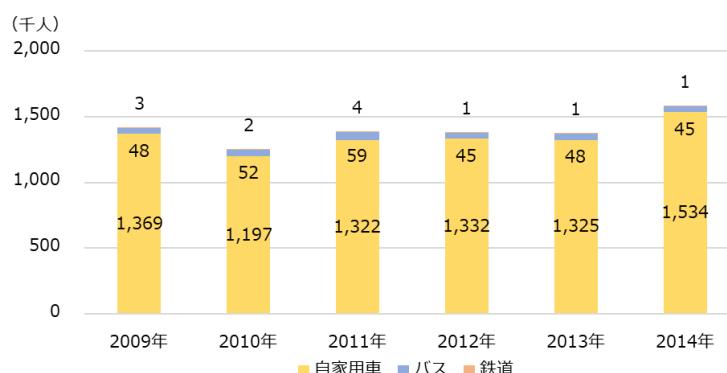
出典：安芸高田市観光統計調査

図 2-18 主な施設別観光客数の推移



出典：第2次安芸高田市観光振興計画

図 2-19 観光消費額の推移



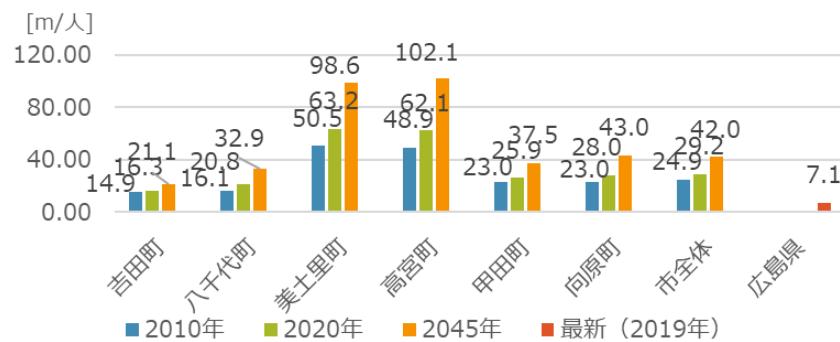
出典：第2次安芸高田市観光振興計画

図 2-20 観光に伴う交通アクセスの状況

(5) 都市施設

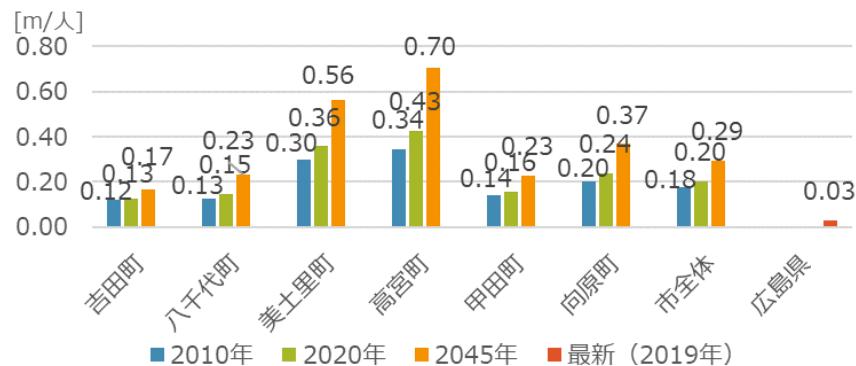
① インフラ延長の推移

市民1人当たりのインフラ延長の推移をみると、道路・橋梁の延長、下水処理面積ともに増加する見込みであり、それに伴い、市民1人当たりの事業費も増大することが予想されます。



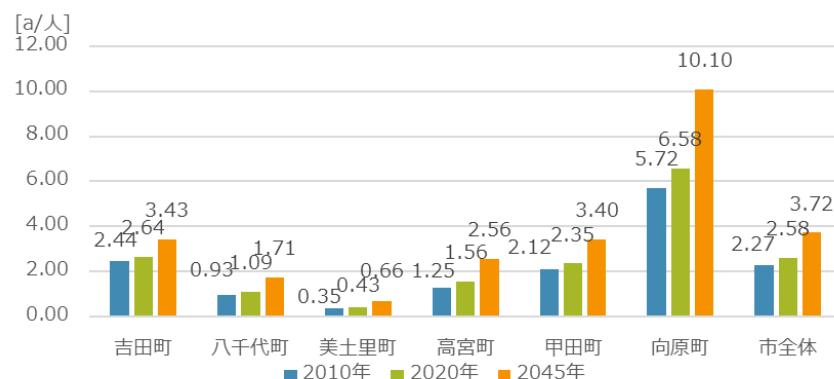
出典：本市資料

図 2-21 市民1人当たりの道路延長の推移



出典：本市資料

図 2-22 市民1人当たりの橋梁延長の推移

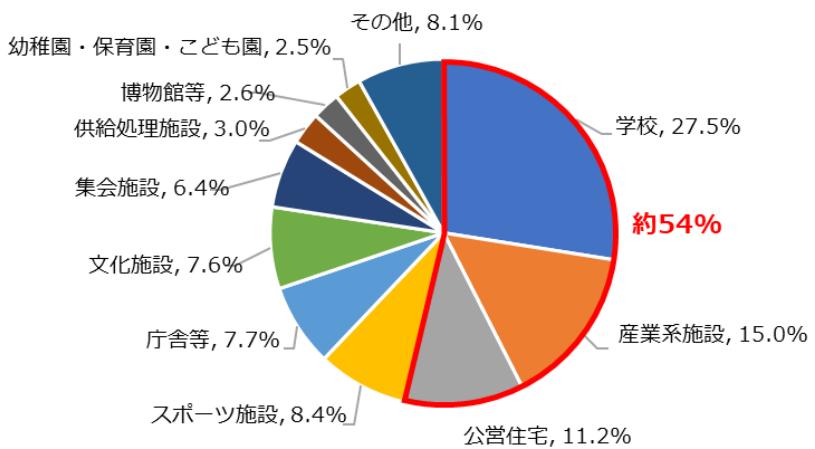


出典：本市資料

図 2-23 市民1人当たりの下水道処理面積の推移

② 公共施設の保有数

公共施設数は 2013 年時点で 277 施設であり、総延床面積は 271,619 m²です。用途別面積では、学校施設が最も多い、次に産業系施設、公営住宅となっており、この 3 用途だけで全体の約 54%を占めています。



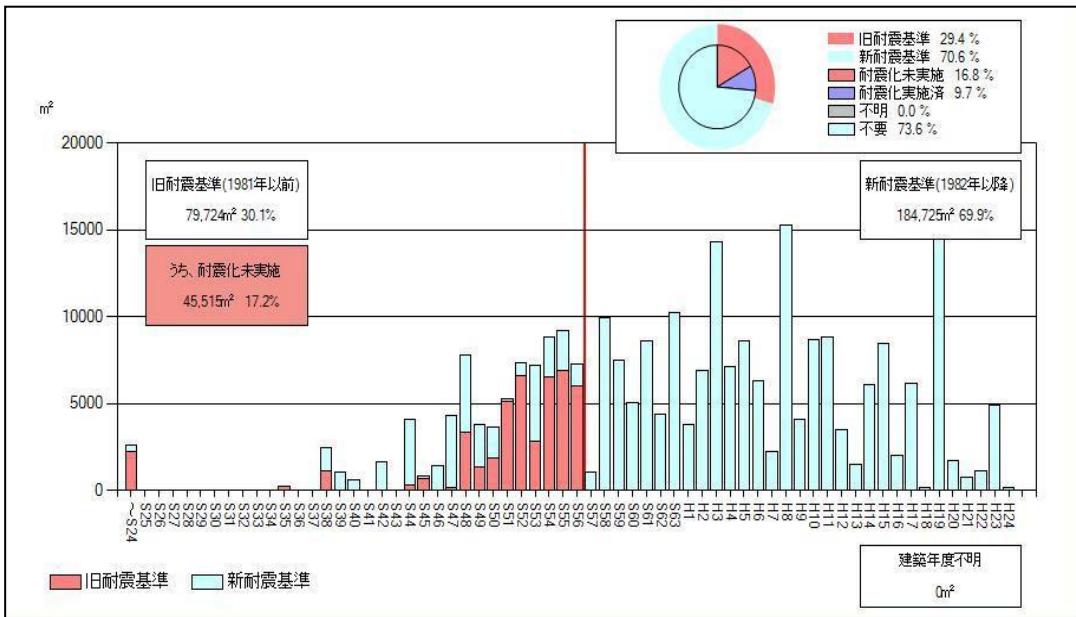
(注) 用途別面積の和は小数点以下を切り捨てているため合計面積と一致しません

出典：安芸高田市公共施設等総合管理計画

図 2-24 施設の用途別面積の割合

③ 公共施設の耐震化延床面積の推移

平成 24 年（2012 年）時点において旧耐震基準である昭和 56 年（1981 年）5 月以前に建築された施設は全体の約 30%であり、そのうち約 17%は耐震化が未実施です。

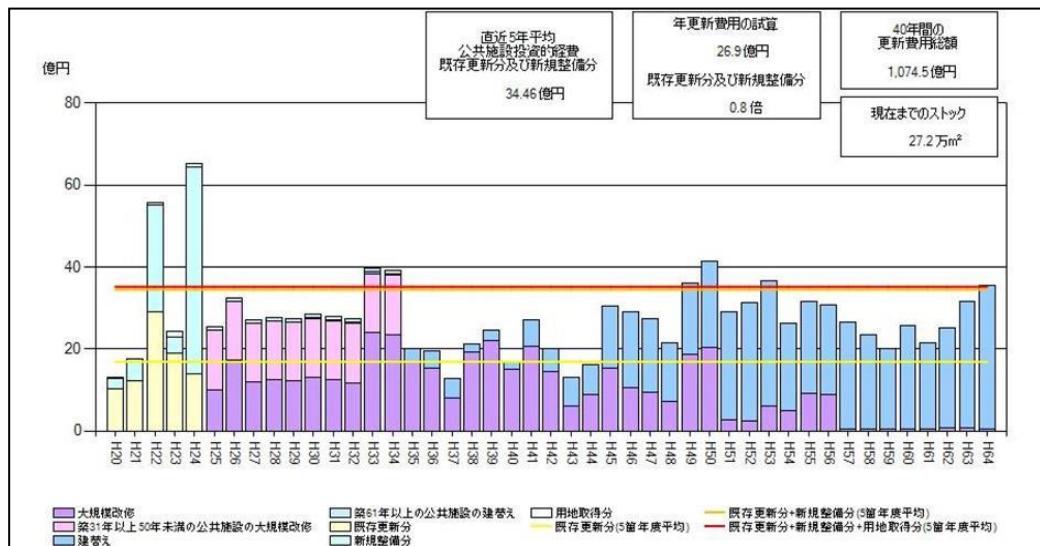


出典：安芸高田市公共施設等総合管理計画

図 2-25 公共施設の耐震化延床面積の推移

④ 公共施設の将来更新費用

平成 25 年度（2013 年度）以降の 40 年間で発生する更新・大規模改修の費用を試算すると、総額で約 1,074 億 5 千万円（年平均で約 26 億 9 千万円）となります。更新・改修費用の大幅な不足が予想されます。



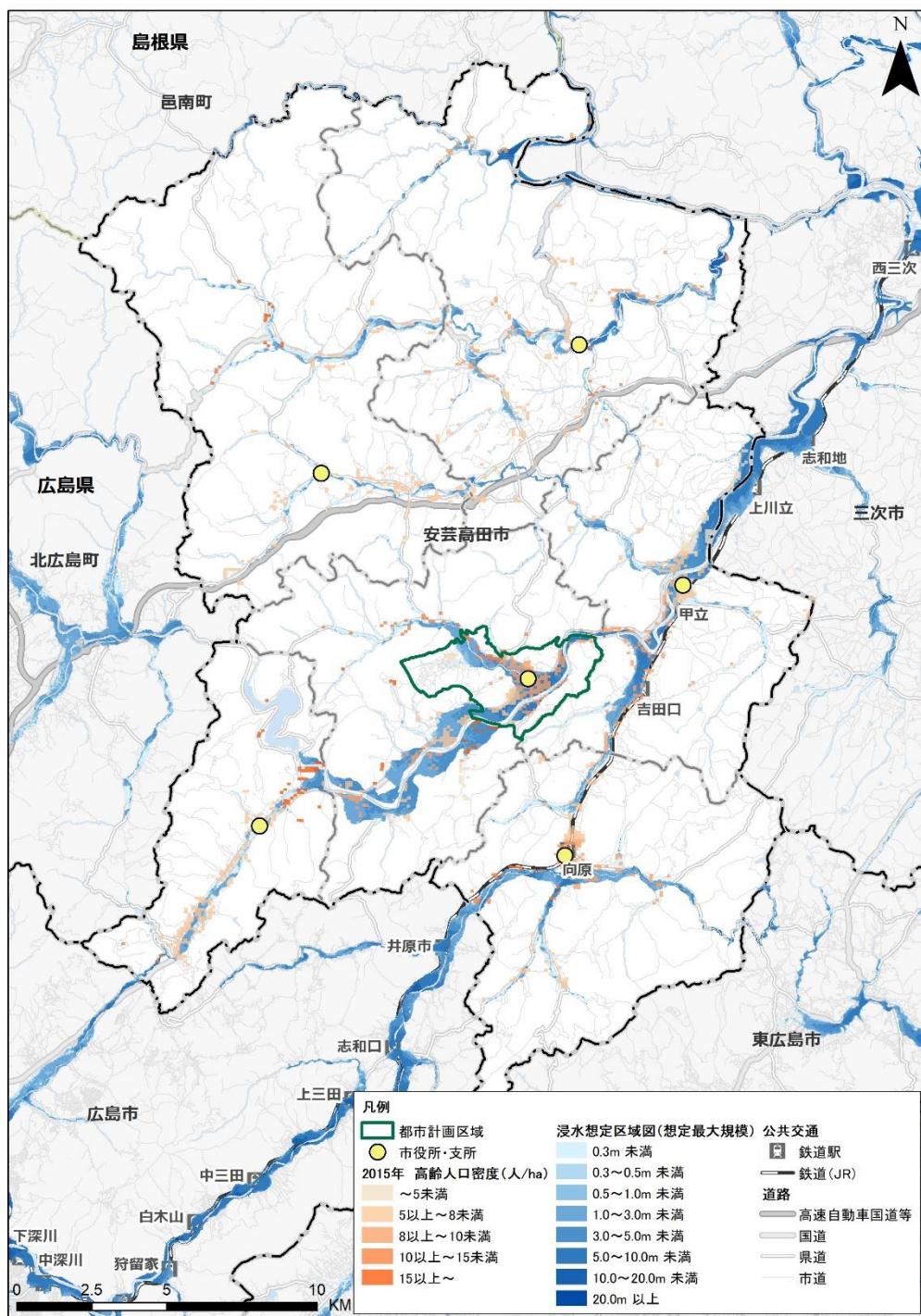
出典：安芸高田市公共施設等総合管理計画

図 2-26 公共施設の将来更新費用

(6) 防災

① 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

各地に洪水の浸水想定区域が広がっており、特に吉田町及び甲田町では広範囲が浸水想定区域となっています。また、高齢人口密度の高い地域も浸水想定区域となってています。

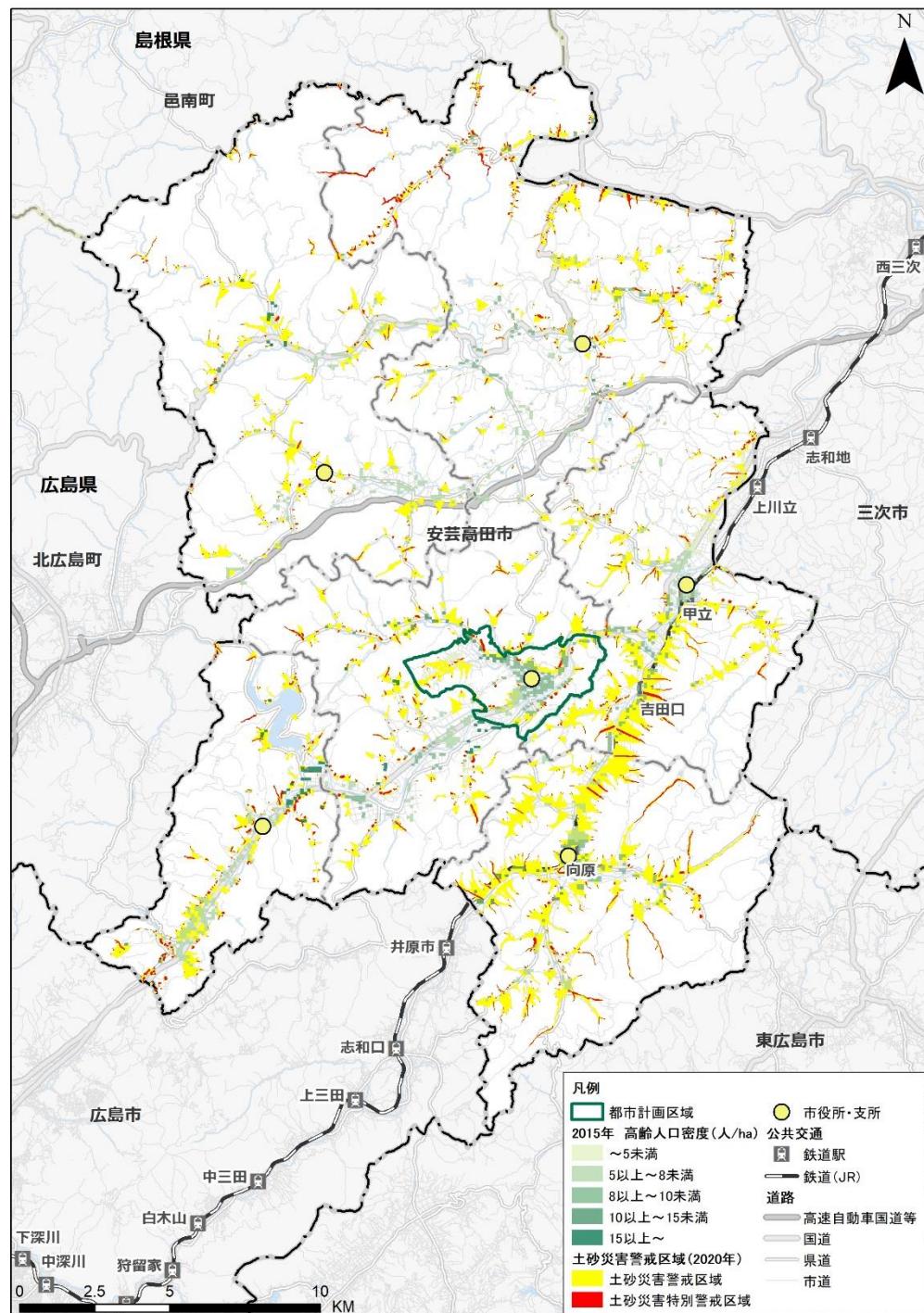


出典：洪水ポータルひろしま、国勢調査

図 2-27 洪水浸水想定区域（最大想定規模）

② 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域が市内各地に点在しており、特にJR沿線において広範囲に広がっています。土砂災害警戒区域及び特別警戒区域周辺には、高齢人口密度が高い地域も存在します。



出典：土砂災害ポータルひろしま、国勢調査

図 2-28 土砂災害警戒区域

(7) 都市構造の評価

日常生活において重要と考えられる施設の徒歩圏に居住する人口の割合（徒歩圏人口カバー率）を算出し、都市構造の評価を行いました。徒歩圏人口カバー率が大きいほど、施設の周辺に人口が集約されていることを意味します。

① 医療施設（内科・外科）

本市の医療施設（内科・外科）の徒歩圏人口カバー率は34.8%であり、全国平均、同規模都市（人口5万未満）のカバー率と比較しても低いです。

表 2-3 医療施設の徒歩圏人口カバー率

	安芸高田市	全国平均値	政令市	概ね50万人	概ね30万人	5~10万人	5万未満
生活サービス（医療） 徒歩圏人口カバー率	34.8%	68.0%	93.0%	89.0%	80.0%	70.0%	57.0%
【算定式】 生活サービス（医療施設）徒歩圏人口カバー率 = 國土数値情報（医療施設）のデータを活用し、医療施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出。							

出典：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」

② 商業施設

本市の商業施設（総合スーパー、専門スーパー、百貨店）の徒歩圏人口カバー率は31.5%であり、全国平均、同規模都市のカバー率と比較しても低いです。

表 2-4 商業施設の徒歩圏人口カバー率

	安芸高田市	全国平均値	政令市	概ね50万人	概ね30万人	5~10万人	5万未満
生活サービス（商業） 徒歩圏人口カバー率	31.5%	49.0%	77.0%	72.0%	62.0%	50.0%	38.0%
【算定式】 生活サービス（商業施設）徒歩圏人口カバー率 = 安芸高田市提供データとタウンページのデータを使用し、商業施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出。							

出典：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」

③ 福祉施設

本市の福祉施設（通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設）の徒歩圏人口カバー率は41.5%であり、全国平均、同規模都市のカバー率と比較して低いです。

表 2-5 福祉施設の徒歩圏人口カバー率

	安芸高田市	全国平均値	政令市	概ね50万人	概ね30万人	5~10万人	5万未満
生活サービス（福祉） 徒歩圏人口カバー率	41.5%	51.0%	76.0%	75.0%	69.0%	56.0%	44.0%
【算定式】 生活サービス（福祉施設）徒歩圏人口カバー率 = 安芸高田市提供データを使用し、福祉施設から半径800mの圏域内人口を都市の総人口で除して算出。							

出典：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」

④ 保育所

本市の保育施設の徒歩圏 0～4 歳人口カバー率は 39.9%であり、全国平均と比較して低いですが、同規模都市のカバー率と比較して高いです。

表 2-6 保育所の徒歩圏 0～4 歳人口カバー率

	安芸高田市	全国平均値	政令市	概ね50万人	概ね30万人	5～10万人	5万未満
保育所の徒歩圏 0～4歳人口カバー率	39.9%	48.0%	80.0%	70.0%	59.0%	52.0%	37.0%

【算定式】
保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率 = 安芸高田市提供データを使用し、保育所から半径800mの圏域内の0～4歳人口を都市の0～4歳人口で除して算出。

出典：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」

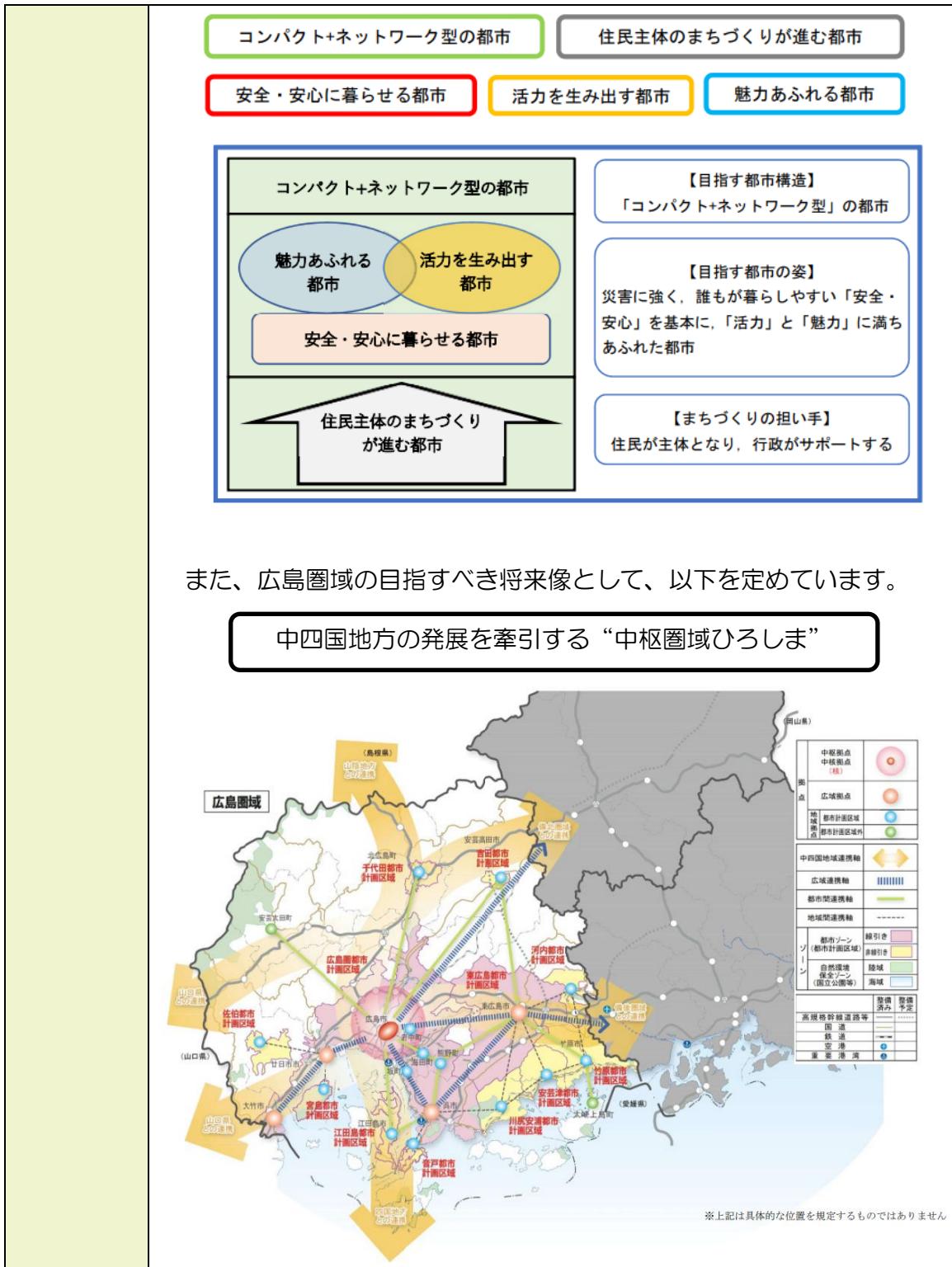
2-2 上位・関連計画

本計画は、上位計画である「広島圏域都市計画マスタープラン」に即して策定します。

また、同じく上位計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」や、全国的な近年の都市計画に関する潮流も踏まえて、策定します。

(1) 広島圏域都市計画マスタープラン

策定者	広島県土木建築局都市計画課	対象範囲	広島県域 (安芸高田市を含む8市7町)
策定年月	2021年3月	計画期間	2030年
目的・位置づけ		<p>都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針や、主要な都市計画の決定の方針など、基本的な方針を示すものです。</p> <p>広域・根幹的な内容を中心に、広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地など広域的課題の市町間の調整を図る指針としての役割を担います。</p> <p>なお、安芸高田市は「吉田都市計画区域」のみが対象に含まれます。</p> <p>都市計画区域を越えて強い結びつきのある一体的な地域として「広島圏域」「備後圏域」「備北圏域」の3圏域を設定し、圏域を単位とした広域都市づくりを推進します。</p> <p>計画の位置づけは以下の通りです。</p> <pre> graph TD A[広島県総合計画] --> B[広島県都市計画制度運用方針 --> C[市町長期総合計画 --> D[都市計画区域マスタープラン --> E[個別都市計画決定 --> F[具体規制誘導等 --> G[基盤整備事業実施 --> H[基盤整備計画 --> I[市町マスタープラン --> J[市町立地適正化計画 --> K[連携・調整 --> L[調和 </pre>	
目指すべき将来像		広島県における都市の目指すべき将来像として、以下の5つの項目を挙げています。	



(2) 安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン

策定者	広島県総務局経営企画チーム	対象範囲	広島県
策定年	2021年	計画期間	2030年
目的・位置づけ	ひろしま未来チャレンジビジョンの計画期間である2020年度以降の10年間において、目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を示し、新たな広島県づくりを推進するため、新たなビジョンとして策定しました。		

目指す姿

【目指す姿】

県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています
～仕事も暮らしある。里もまちも。
それぞれの欲張りなライフスタイルの実現～

【目指す姿の実現に向けた基本的な考え方】

● 県民の挑戦を後押し

県民が抱く不安を軽減して、「安心」につなげるとともに、県民の「誇り」につながる強みを伸ばして、安心の土台と誇りの高まりにより、県内のどこに住んでいても、県民一人一人が夢や希望に「挑戦」できる社会を目指します。



● 特性を生かした適散・適集な地域づくり

新型コロナ危機により、過度に進行した「密集・密閉・密接」を避けて、人ととの距離を保つ「分散」がもたらす価値が改めて認識されました。

一方で、日本が持続的に発展し続けるためには多様なイノベーションを生み出す知の集積や集合も必要であることから、分散か集中の二者択一的な選択ではなく、「適切な分散」と「適切な集中」それぞれの創造が求められます。



【施策を貫く3つの視点】

将来像の実現に向けて、以下の3つの視点を掲げて取り組みます。

- 1) 経済成長と人口減少社会の課題解消を目指す「DXの推進」
- 2) 「ひろしまブランドの強化」と国内外からの共感の獲得
- 3) 生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高める「人材育成」

(3) デジタル田園都市国家構想総合戦略

策定者	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局		
策定年月日	2022年12月23日	計画期間	2027年度
目的・位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しています。 デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取り組みの方向性に沿って、各府省庁の施策の充実・懸念点を図るとともに、KPIとロードマップ（工程表）を位置づけています。 		
目指すべきもの	<p>デジタル田園都市国家構想の目指すべきものとして、以下を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の「暮らしや社会」、「教育や研究開発」、「産業や経済」をデジタル基盤の力により変革し、「大都市の利便性」と「地域の豊かさ」を融合した「デジタル田園都市」を構築。 「心ゆたかな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して</div>		
取組方針	<p>目指すべきものの実現に向けた取り組みとして、以下を定めています。 【デジタルの力を活用した地方の社会課題解決】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方に仕事をつくる スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出など 人の流れをつくる 「転職なき移住」の推進（2024年度末までにサテライトオフィス等を地方公共団体1000団体に設置）、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンパスなど 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 母子オンライン相談、母子健康手帳アプリ、子どもの見守り支援など 魅力的な地域をつくる 教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靭化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化など <p>【デジタル実装の基礎条件整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特色を活かした分野横断的な支援 デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援（地域づくり・まちづくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開）など 		
主要 KPI	地方のデジタル実装に向けたKPI、デジタル実装の基礎条件整備に関する		

るKPI、地方ビジョンの実現に向けたKPIをそれぞれ位置づけています。

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた新たな主要KPI

2030年度までに全ての地方公共団体がデジタル実装に取り組むことを見据え、デジタル実装に取り組む地方公共団体を、2024年度までに1,000団体、2027年度までに1,500団体とする。

地方のデジタル実装に向けたKPI デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化するため、以下のKPIを位置付け。 <ul style="list-style-type: none"> ● サテライトオフィス等を設置した地方公共団体 1,000団体（2024年度まで）、1,200団体（2027年度まで） ● 企業版ふるさと納税を活用したことのある地方公共団体 1,500団体（2027年度まで） ● デジタル技術も活用し相談援助等を行う子ども家庭センター設置市区町村：全国展開（1,741市区町村）を目指す ● 1人1台端末を授業ではほぼ毎日活用している学校の割合 100%（小学校18,805校、中学校9,437校）（2025年度） ● 新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共団体：700団体（2025年まで） ● 物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、物流DXを実現している物流事業者の割合：70%（約3万5千事業者）（2025年度） ● 3D都市モデルの整備都市：500都市（2027年度まで）等 	デジタル実装の基礎条件整備に関するKPI デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進するため、以下のKPIを位置付け。 <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバの世帯カバー率：99.9%（2027年度） ● 5Gの人口カバー率：95%（2023年度）、97%（2025年度）、99%（2030年度） ● 地方データセンター拠点の整備：十数か所（5年程度） ● 日本周回の海底ケーブル（デジタル田園都市スーパーハイウェイ）の整備：完成（2025年度） ● デジタル推進人材の育成：230万人（2022～2026年度累計） ● デジタル推進委員の取組：現在2万人強→5万人（2027年度まで）等
地域ビジョンの実現に向けたKPI 地域ビジョンの実現に向け、以下のKPIを位置付け、全都道府県でデジタル実装の姿が実感できるよう、全国津々浦々で地域ビジョンのモデルを実現するため、政府一丸となって後押し。 <ul style="list-style-type: none"> ● スマートシティの選定数：100地域（2025年まで） ● 「デジ活」中山間地域の登録数：150地域（2027年度まで） ● 脱炭素先行地域の選定及び実現：2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現 ● 地域限定型の無人自動運転移動サービスの実現：50か所程度（2025年度目標）、100か所以上（2027年度まで）等 	

(4) 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性

策定者	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
検討の流れ	2020年6月～7月にかけて、新型コロナ危機を踏まえ、今後の都市の在り方にどのような変化が起こるのか、今後の都市政策はどうあるべきかについて検討するため、都市再生や都市交通、公園緑地や都市防災のほか、医療、働き方など、様々な分野の有識者の方々、合計61名に個別ヒアリングが行われました。
今後の都市政策の方向性	<p>ヒアリングを踏まえた今後の都市政策の方向性として、以下を定めています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">都市の持つ集積のメリットは活かして、国際競争力強化やコンパクトシティなどは引き続き進めつつ、「三つの密」の回避など「ニューノーマル」に対応したまちづくりが必要。</p> </div> <p>各検討事項に対する今後の方向性は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職住近接のニーズに対応したまちづくりの推進 複数の用途が融合した職住近接に対応するまちづくりを進める必要があります。働く場所・住む場所の選択肢が広がるよう、都市規模の異なる複数の拠点が形成され、役割分担をしていく形が考えられます。 ● まちづくりと一体となった総合的な交通戦略の推進 混雑状況のリアルタイム発信等により、過密を回避し、安心して利用できる環境が必要です。また、まちづくりと一体となった総合的な交通戦略や、公共交通だけでなく、自転車、シェアリングモビリティ

	<p>など、多様な移動手段の確保や自転車が利用しやすい環境整備が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">● 緑やオープンスペースの柔軟な活用 グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていくことが必要です。ウォーカブルな空間とオープンスペースを組み合わせてネットワークを形成することが重要となります。● リアルタイムデータ等の活用による、過密を避けるような人の行動の誘導 市民生活、都市活動等の面でのデータ・新技術等の活用に向けた取組をペースアップさせる必要があります。 人流・滞在データでミクロな空間単位で人の動きを把握することで、過密を避けるよう人の行動を誘導する取組が重要となります。
--	--

2-3 市民アンケート調査結果

(1) 調査概要

生活実態や、生活環境等に対する満足度や今後の期待・意向等を把握する目的で、市民アンケート調査を実施しました。

表 2-7 調査概要

対象	安芸高田市内に居住する全世帯
実施期間	2021年12月3日～12月20日
方法	以下の通り、紙面とwebを併用して実施 紙面：市内全世帯に対して調査票を1部ずつ配布 web：調査票表紙にweb上でのアンケートフォームへのURLを掲載 (世帯内で複数人回答可)
回収数	3,750票(3,709世帯、うちweb回答521票)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■回答者の属性 居住地（郵便番号）、性別、年齢、職業、家族構成 運転免許証の有無、運転頻度、免許返納意思 ■日常生活について 目的別の外出先・移動手段、自宅周辺／拠点地区に欠かせないと考える施設の種類 新型コロナウイルスの感染拡大による行動変化 ■お住まいについて 住居形態、住居および周辺の環境への満足度 望ましい居住環境の条件、今後の現住居への居住継続意思 ■これからのかまちづくりについて 日常生活において影響が生じると困ること、コンパクトなまちづくりを進める上で重視すべき点 まちづくりへの参加意欲、進めるべきと考えるまちづくり方針 ■自由意見

(2) 回答者の属性

性別は男性が約6割、女性が約4割であり、年齢は半数近くが70歳以上です。

居住地としては、吉田町が34%と最も多くなっています。

職業は「無職」が33%と最も多く、次いで「会社員、公務員」が27%となっています。

世帯構成としては、「夫婦」が約4割と最も多く、次いで「親子（2世代）」が約3割となっています。また、約6割が65歳以上の高齢者と同居しています。

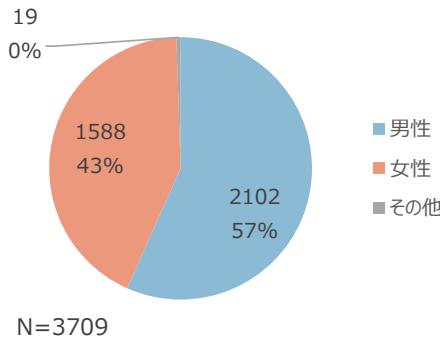


図 2-29 性別

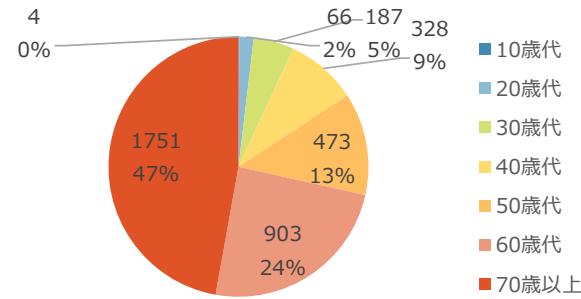


図 2-30 年齢

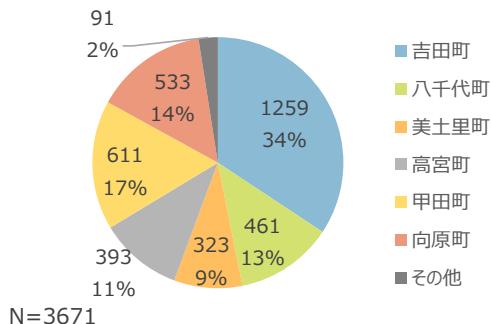


図 2-31 居住地

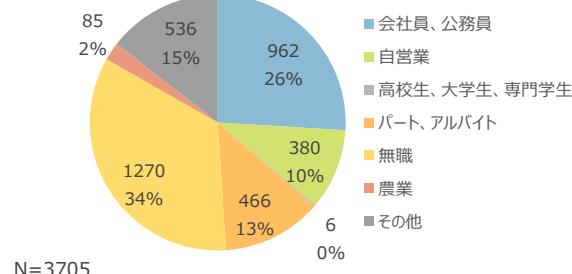


図 2-32 職業

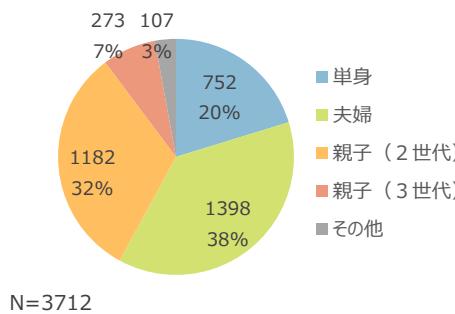


図 2-33 家族（世帯）構成

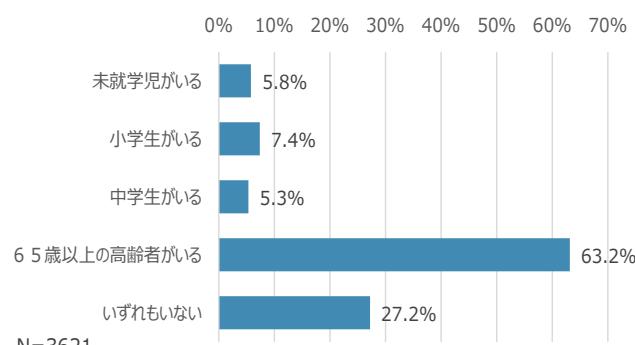


図 2-34 高齢者または中学生以下の同居有無

(3) 車の利用状況

① 自動車運転免許の保有有無

自動車運転免許については、全体の約9割が「保有している」と回答しています。60歳代以下ではいずれも95%以上が、70歳以上では約8割が「保有している」と回答しています。

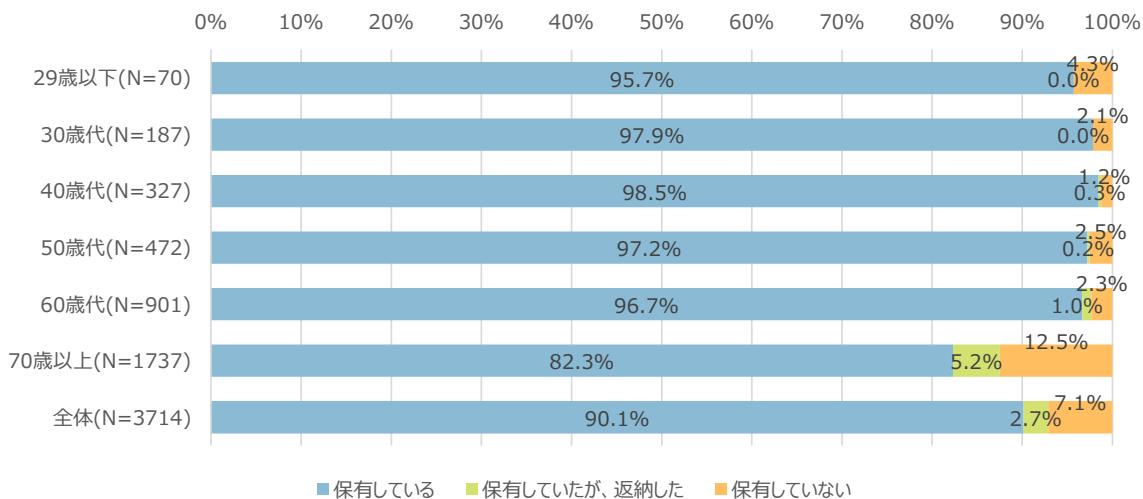


図 2-35 自動車運転免許の保有有無

② 自動車の運転頻度

運転頻度については、全体の約9割が週1回以上自分で運転するとしています。70歳以上においては、約8割が週1回以上自分で運転すると回答しています。

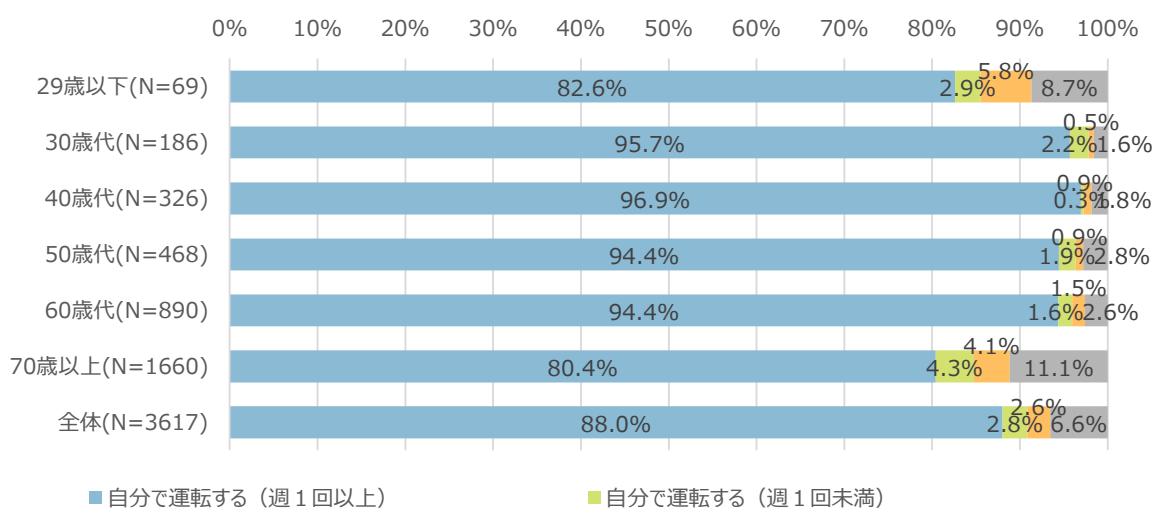


図 2-36 自動車の運転頻度

③ 運転免許の返納意思

将来的に自動車の運転が困難となった場合、全体では約5割が運転免許を自主返納しようと思うと回答しています。

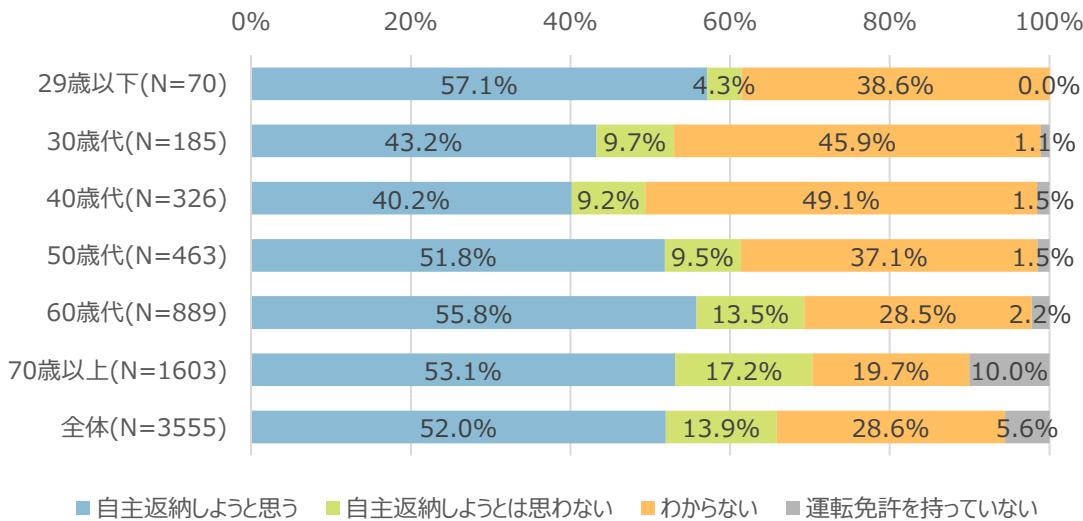


図 2-37 運転免許の返納意思

(4) 日常生活について

① 目的別の外出先

外出時の目的地として、日常的な行動は、吉田町を主に市内で完結している割合が高い一方、買回り品の購入や飲食店の利用時などでは、市外まで出かける人の割合が高くなっています。

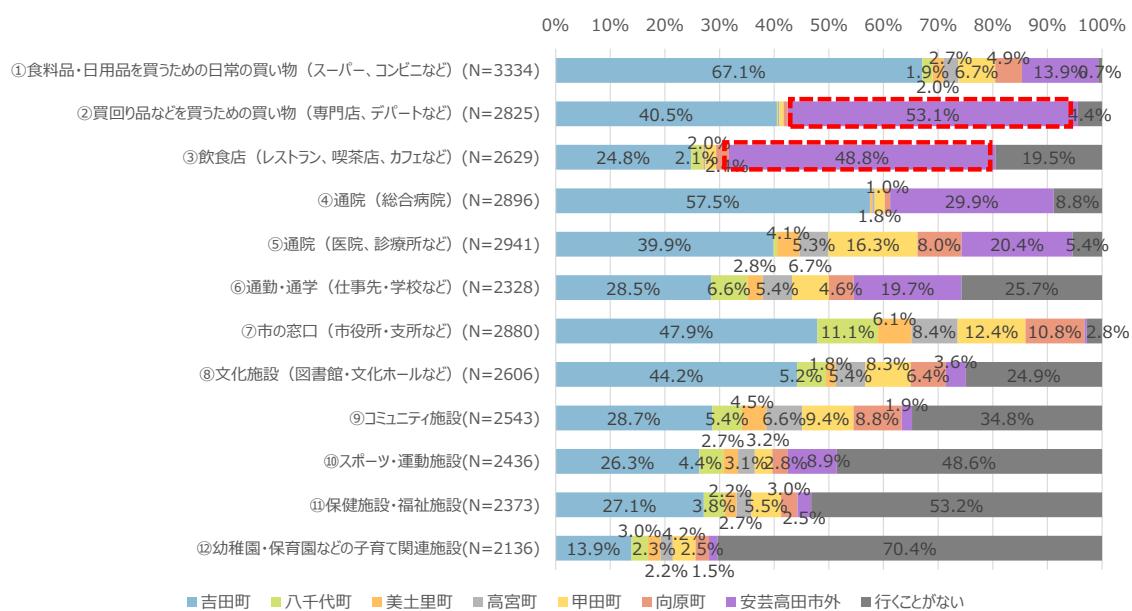


図 2-38 目的別の外出先

目的別にODを整理すると、日常の買い物では吉田町のほか、各町内を目的地とする人も一定数見られる一方、買回り品の買い物では、特に吉田町や甲田町を中心に、市外を目的地とする人が増えています。

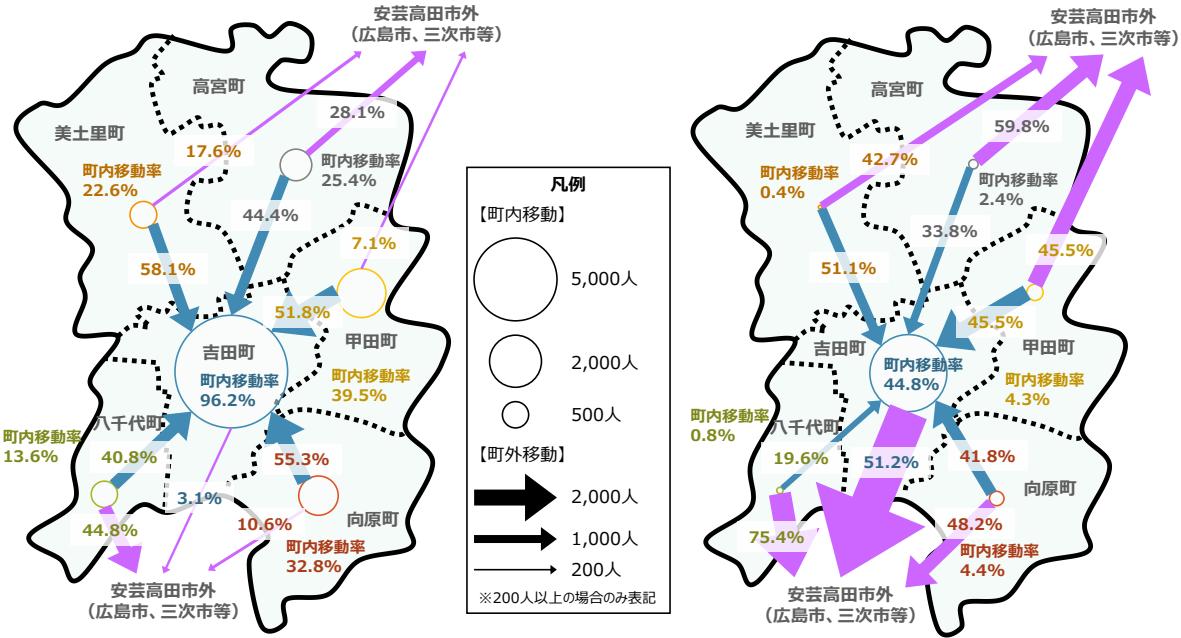


図 2-39 買い物目的での外出行動（左：日用品、右：買回り品）

※人数は、アンケート調査の選択肢別の回答率（未回答を除く）を旧6町別に集計し、2020年時点の人口（国勢調査）で拡大処理を行い算出している。また、移動率の分母には、「行くことがない」との回答を含む。図 2-40、図 2-41も同様）

通院目的での移動について、総合病院は吉田町もしくは市外の施設を利用する傾向にある一方、日常的な医院・診療所は、居住する町内の施設を利用する人が多く、甲田町まで移動する人も見られます。

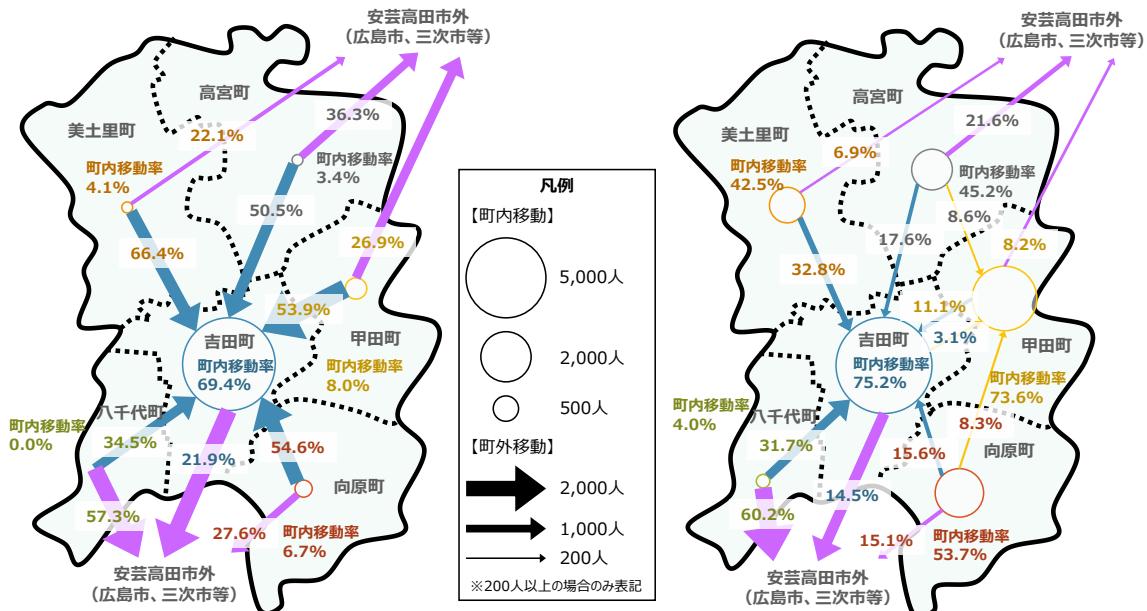


図 2-40 通院目的での外出行動（左：総合病院、右：医院・診療所）

公共施設については、市の窓口では居住する町内の市役所または支所を利用する人が多い一方、同様に各町に整備されている図書館・文化ホールなどについては、各町内の利用者数が比較的少なく、吉田町の施設を利用する人も見られます。

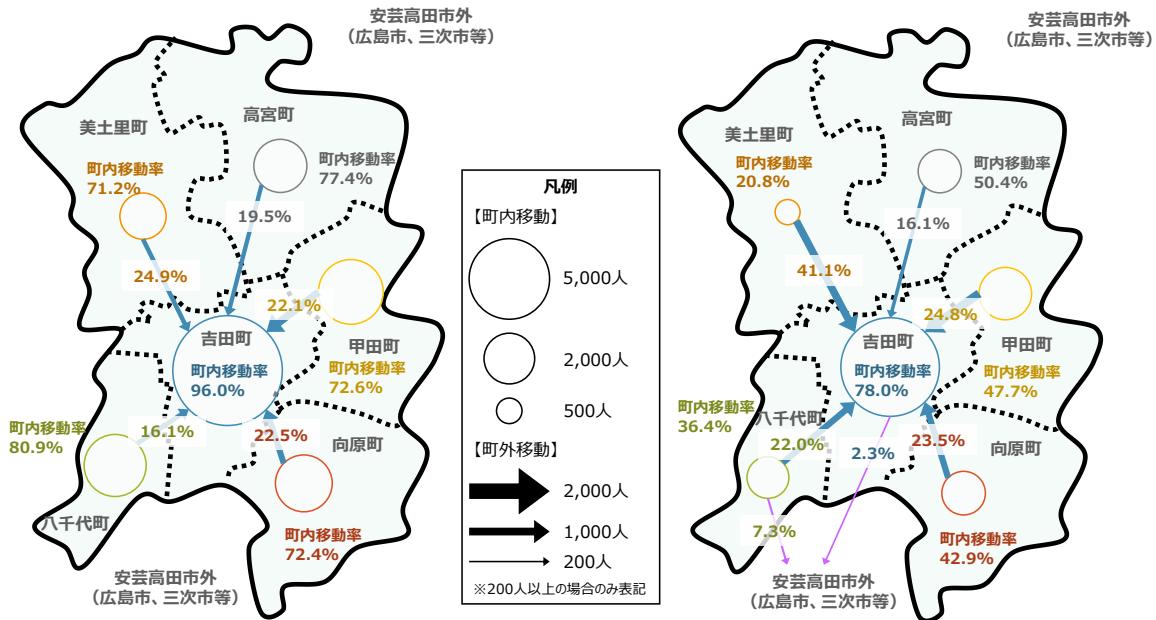


図 2-41 公共施設への外出行動（左：市の窓口、右：図書館・文化ホール等）

② 目的別の移動手段

移動手段については、いずれの目的においても「自動車（自分で運転）」の割合が最も高くなっています。

表 2-8 目的別の移動手段

	自動車（自分で運転）	自動車（自分で運転）	バイク・原付	バス	鉄道	タクシー	自転車	徒歩	その他	行くことがない
① 食料品・日用品を買うための日常の買い物（スーパー、コンビニなど）(N=3335)	87.9%	9.4%	1.5%	2.1%	0.6%	1.8%	3.7%	6.6%	0.7%	0.4%
② 買回り品などを買うための買い物（専門店、デパートなど）(N=2747)	85.1%	12.1%	0.9%	4.3%	2.7%	1.1%	1.0%	2.4%	0.5%	2.7%
③ 飲食店（レストラン、喫茶店、カフェなど）(N=2483)	74.4%	12.9%	0.7%	2.5%	1.5%	0.9%	1.3%	3.1%	0.5%	13.4%
④ 通院（総合病院）(N=2731)	82.0%	8.9%	0.5%	3.8%	1.0%	3.1%	1.6%	3.0%	0.6%	6.0%
⑤ 通院（医院、診療所など）(N=2844)	83.5%	7.5%	0.7%	2.3%	0.5%	2.0%	2.0%	5.4%	0.7%	3.8%
⑥ 通勤・通学（仕事先・学校など）(N=2172)	71.5%	1.9%	1.1%	1.5%	0.7%	0.3%	1.4%	5.0%	0.3%	20.6%
⑦ 市の窓口（市役所・支所など）(N=2825)	84.4%	5.9%	1.1%	1.5%	0.2%	0.9%	3.3%	8.8%	0.6%	2.1%
⑧ 文化施設（図書館・文化ホールなど）(N=2402)	70.8%	4.5%	0.7%	1.3%	0.5%	0.3%	2.9%	8.2%	0.4%	18.2%
⑨ コミュニティ施設(N=2284)	63.7%	3.6%	0.9%	1.1%	0.1%	0.4%	3.0%	8.8%	0.6%	25.7%
⑩ スポーツ・運動施設(N=2107)	56.6%	3.6%	0.8%	0.6%	0.2%	0.1%	1.3%	3.1%	0.4%	37.6%
⑪ 保健施設・福祉施設(N=2048)	50.2%	4.1%	0.6%	1.3%	0.1%	0.3%	1.3%	3.8%	0.7%	41.9%
⑫ 幼稚園・保育園などの子育て関連施設(N=1767)		34.9%	1.7%	0.3%	0.5%	0.1%	0.1%	0.8%	3.5%	0.1%
										60.8%

③ 自宅周辺／拠点周辺に欠かせない施設

自宅周辺に欠かせない施設として、日常の買い物（スーパー、コンビニなど）や通院（医院、診療所など）を求める割合が高いです。また、拠点周辺に欠かせない施設としては、通院（総合病院）や市の窓口（市役所、支所など）を求める割合が高くなっています。

自宅周辺に欠かせない施設の回答について居住地別に整理をすると、吉田町では他町に比べ、買回り品の買い物（専門店、デパートなど）や総合病院といった、現状では市外への依存度が高い施設を求める割合が高くなっています。

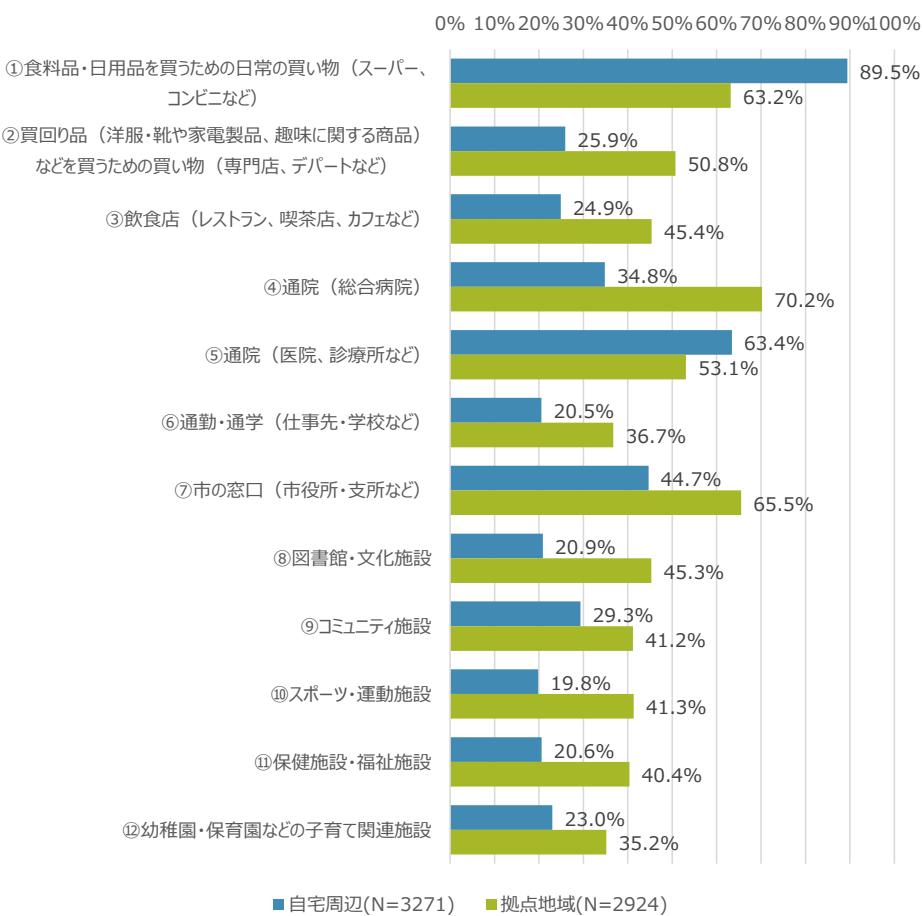


図 2-42 自宅周辺／拠点周辺に欠かせない施設

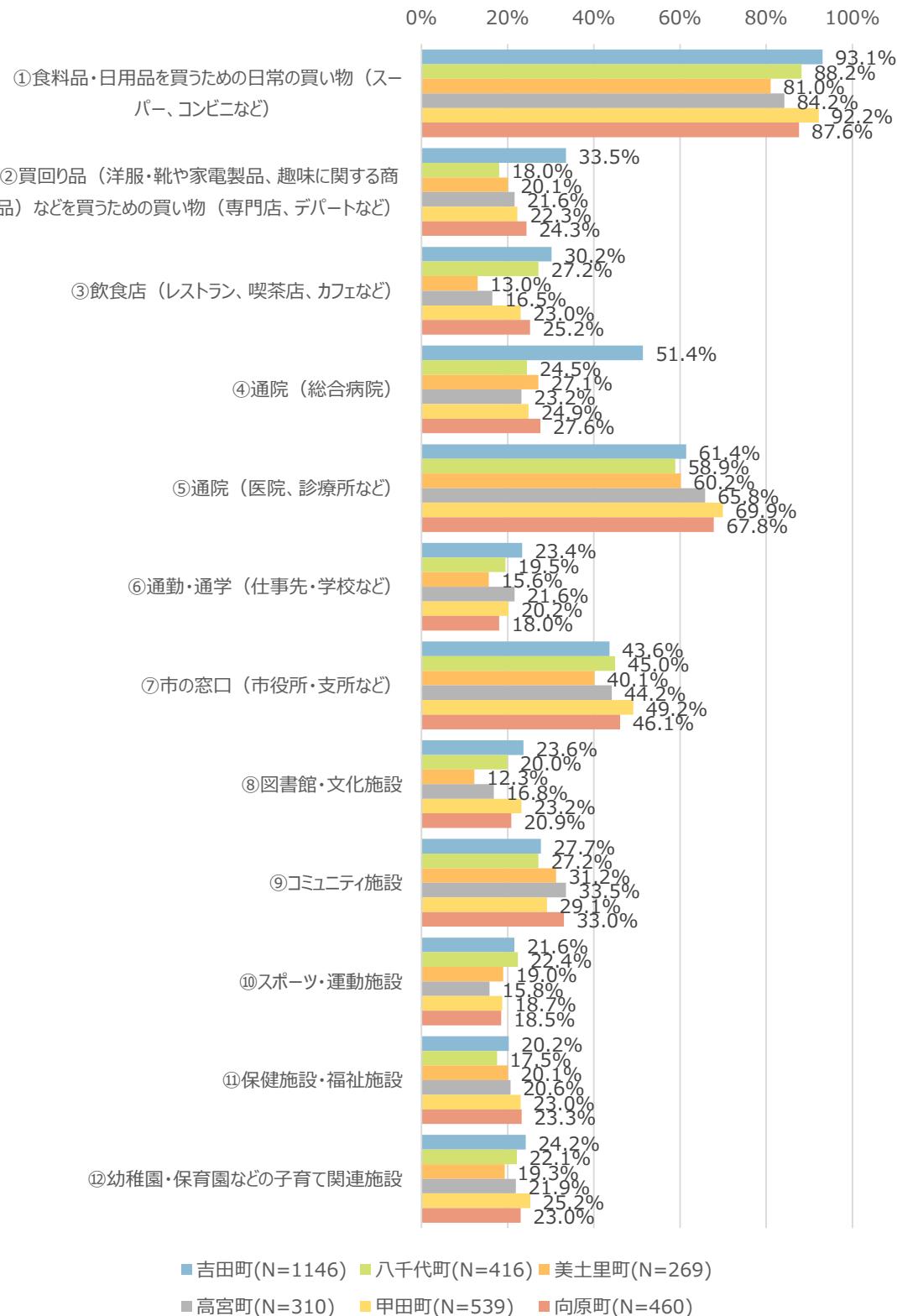


図 2-43 自宅周辺に欠かせない施設（居住地別）

④ 新型コロナウイルスの感染拡大による行動変化

新型コロナウイルスの感染拡大により、外出頻度や近隣住民とのコミュニケーションの頻度が総じて減少しています。また、趣味・娯楽目的での外出頻度や、地域のイベント（自治会の会合やお祭りなど）を目的とした外出については、感染拡大前後で「ほとんど行うことはない」と回答する人の割合が2倍以上になっています。

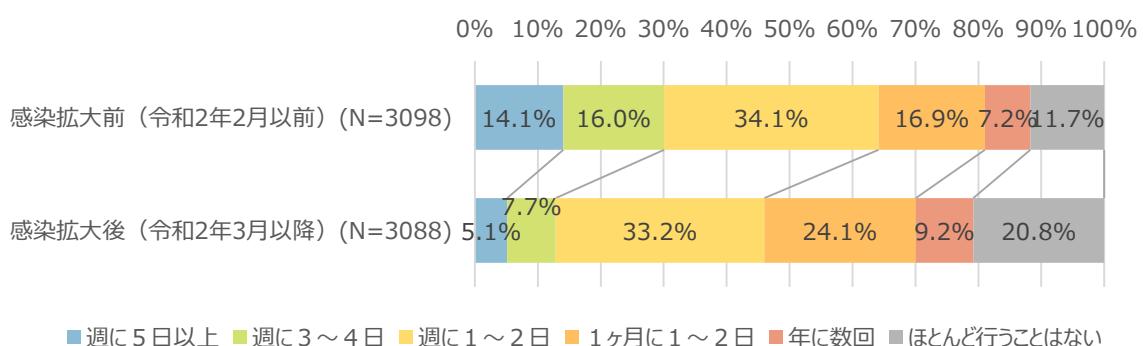


図 2-44 近隣住民との会話頻度の変化

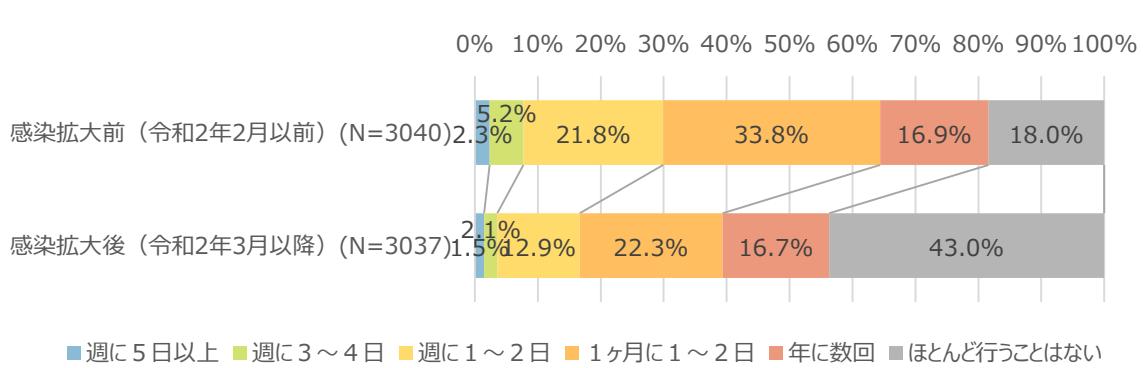


図 2-45 趣味・娯楽目的での外出頻度の変化

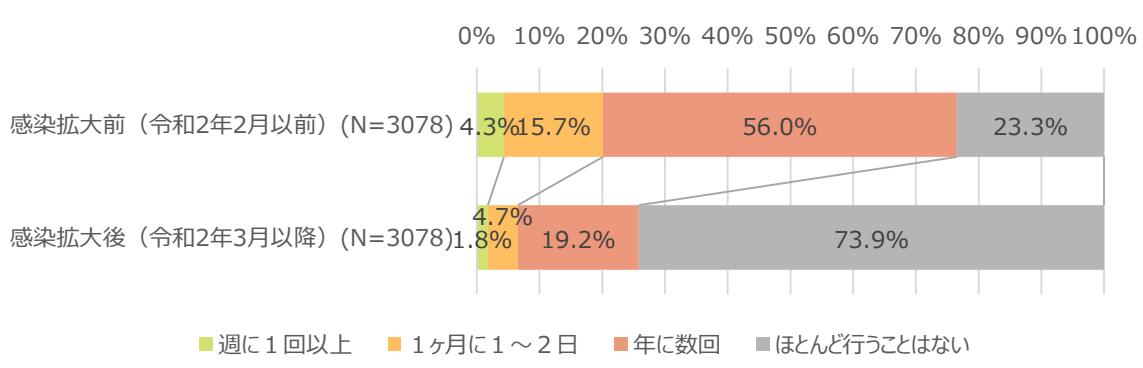


図 2-46 地域のイベント（自治会の会合やお祭りなど）目的での外出頻度の変化

(5) お住まいについて

① 住居および周辺の環境への満足度

住居および周辺環境への満足度については、市全体で約29%が「不満である」または「やや不満である」と回答しており、特に八千代町においてはその割合が約34%と、市全体に比べて高くなっています。

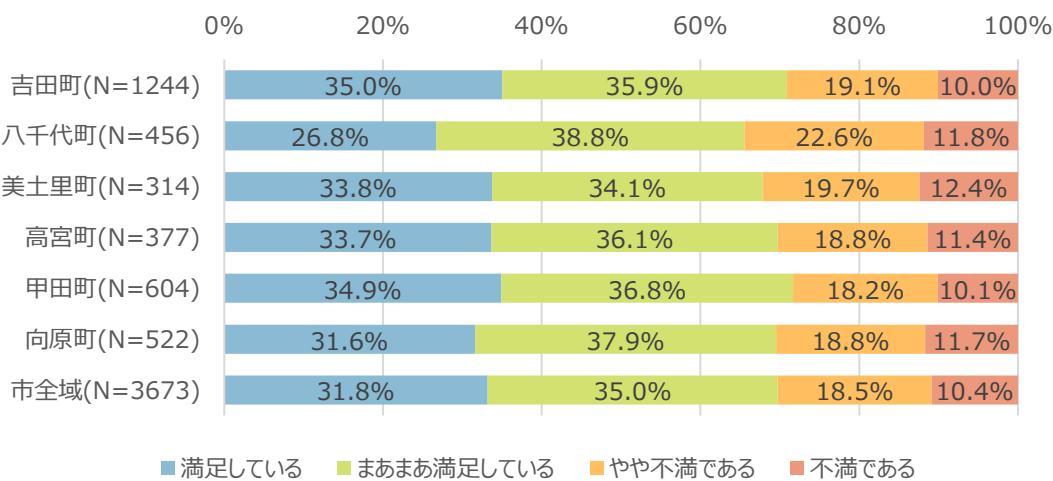


図 2-47 住居および周辺環境への満足度

② 望ましい居住環境の条件

居住環境に求めることとして、回答者の約38%が災害リスクの少なさを1位に挙げており、次いで都市機能の充実や公共交通の利便性を重視する人が多くなっています。

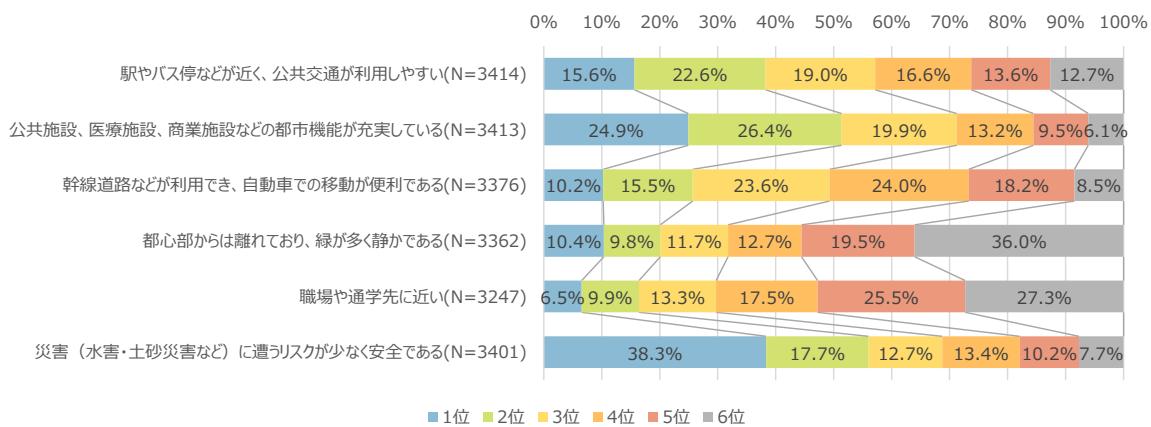


図 2-48 望ましい居住環境の条件

③ 今後の現住居への居住継続意思

今後の現住居への居住継続意思について、市全体で約9%が「できれば将来は他の町／市外に移り住みたい」と回答しています。

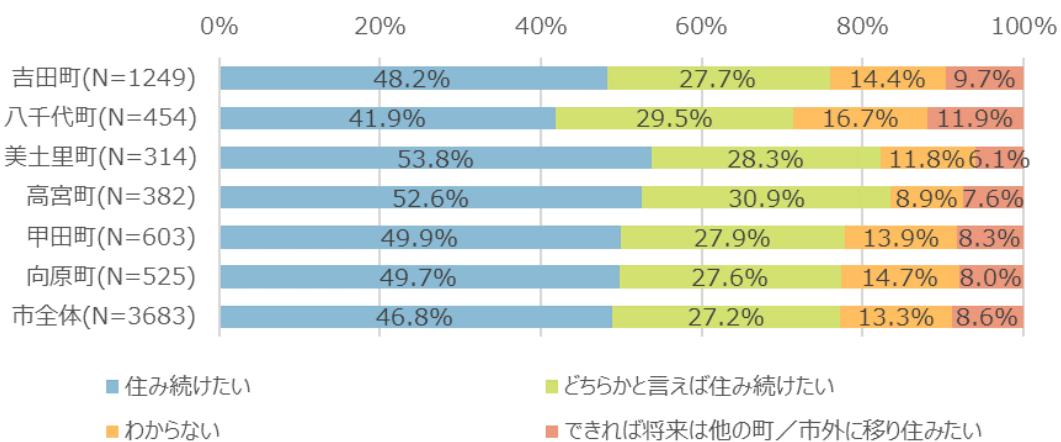


図 2-49 今後の現住居への居住継続意思

(6) これからのまちづくりについて

① 日常生活において影響が生じると困ること

日常生活において影響が生じると困ることとして、約63%が「高齢化の進行により、医療費など、社会保障費の負担が増加する」ことについて、約54%が「利用者の減少により、スーパーなどの店舗が撤退すること、および「病院や学校、福祉施設などの公益施設が統廃合されて減る」ことに対して、懸念しています。

居住地別にみると、特に吉田町や甲田町ではスーパーの撤退を、八千代町や向原町では公共交通の利便性低下を、美土里町や高宮町では地域コミュニティの維持を懸念する割合が、それぞれ他の町より高くなっています。

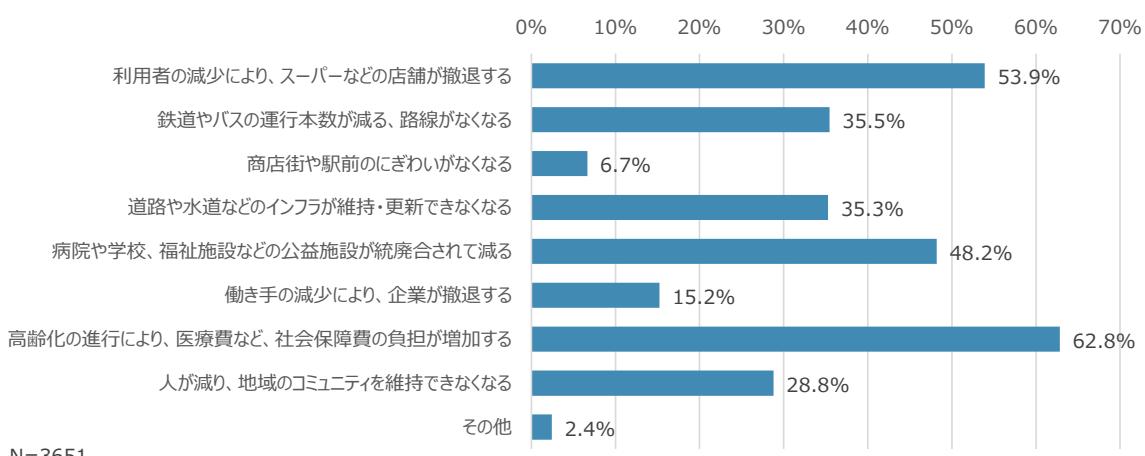


図 2-50 日常生活において影響が生じると困ること（3つまで）

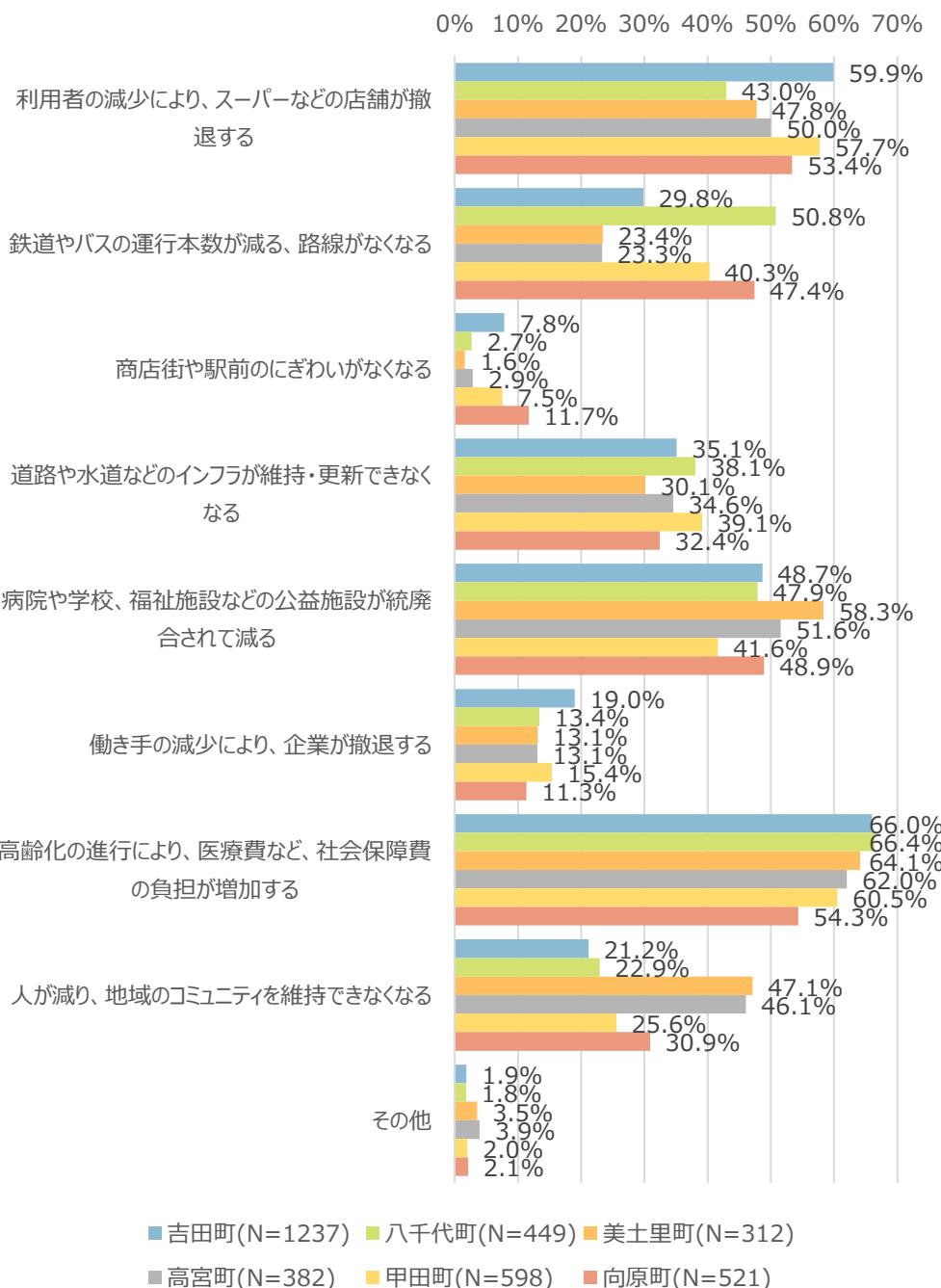


図 2-51 日常生活において影響が生じると困ること（居住地別）

② コンパクトなまちづくりを進める上で重視すべき点

コンパクトなまちづくりを進める上で重視すべき点として、回答者の約 69%が「まちなかでの日常生活に必要な身近な買い物環境や病院などサービス機能の充実」を、約 53%が「自然災害への対策など、災害に強い市街地環境づくり」を、それぞれ挙げています。

居住地別にみると、特に吉田町では、災害に強い市街地環境づくりを求める意見が多く、公共交通網の充実を求める意見が少なくなっています。

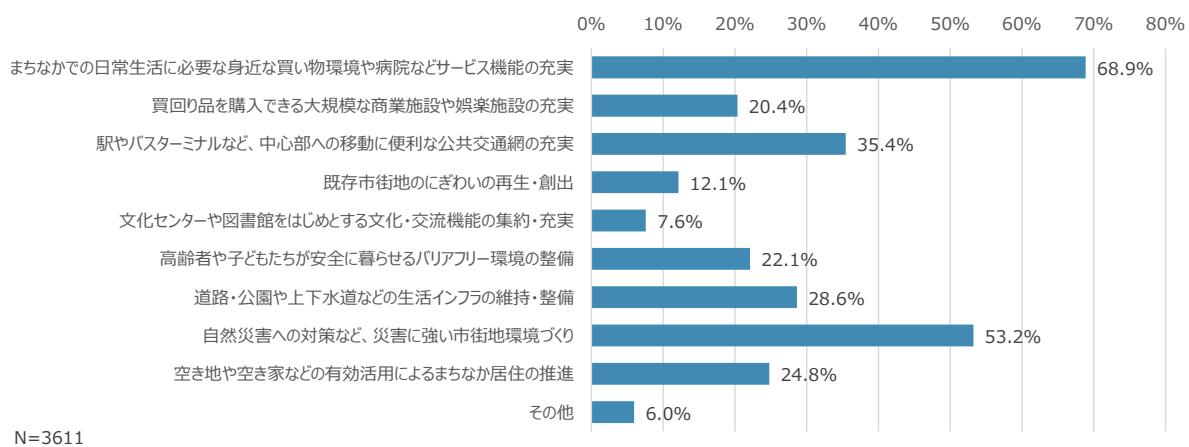


図 2-52 コンパクトなまちづくりを進める上で重視すべき点（3つまで）

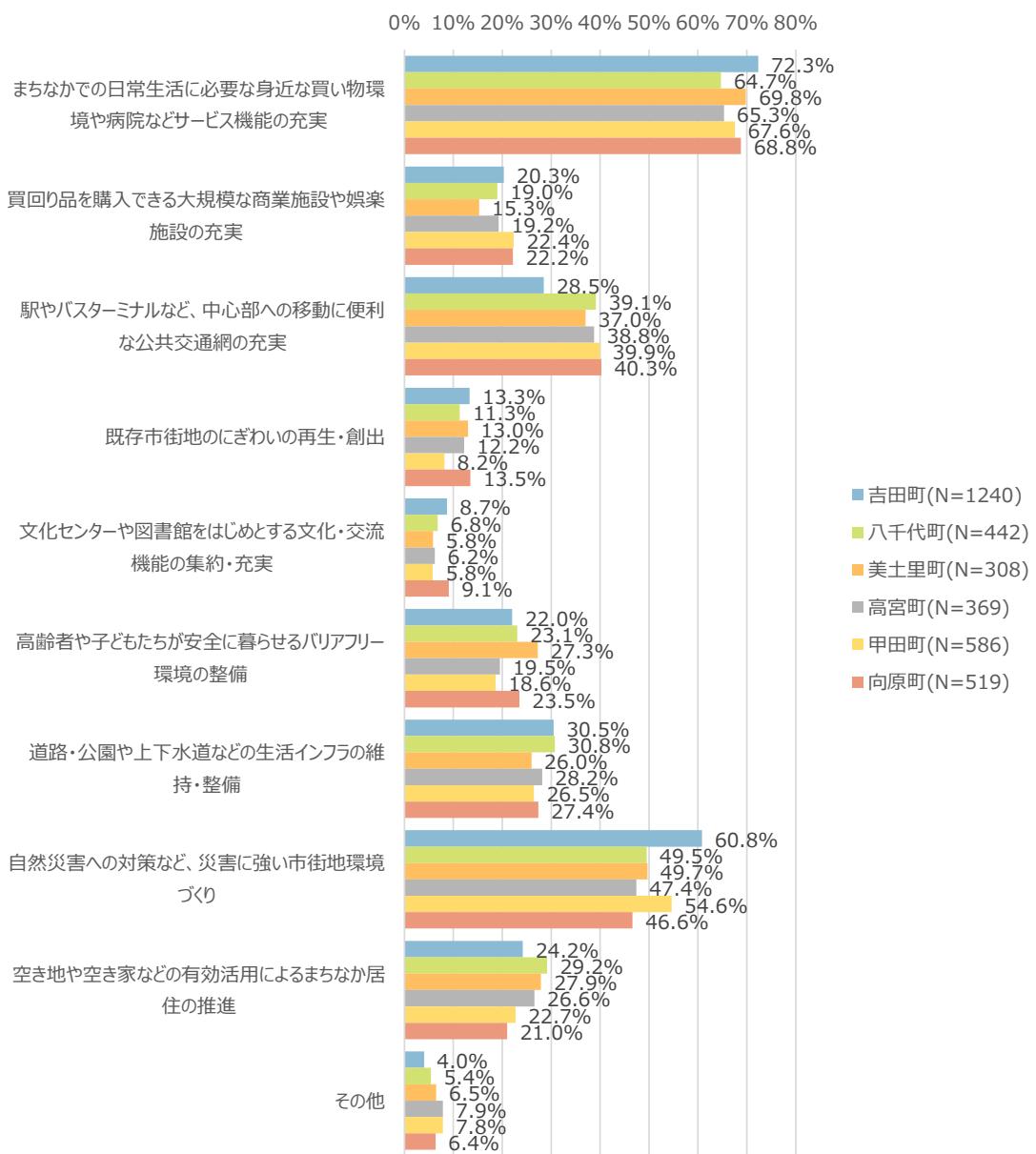


図 2-53 コンパクトなまちづくりを進める上で重視すべき点（居住地別）

③ まちづくりへの参加意欲

今後のまちづくりへの参加意欲については、回答者の約6割が「積極的に参加したい」または「機会があれば参加したい」と回答しています。

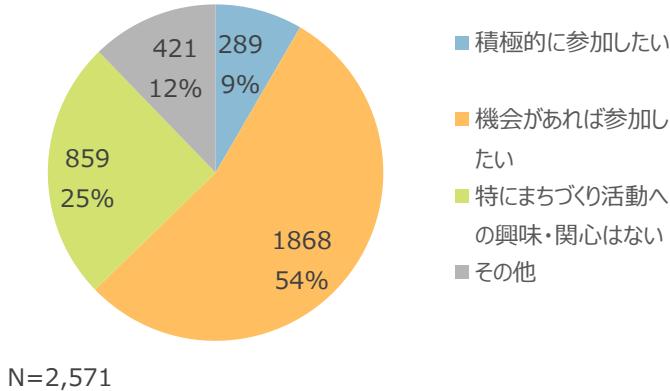


図 2-54 今後のまちづくりへの参加意向

④ 進めるべきと考えるまちづくり方針

今後進めていくべきと考えるまちづくりの方針として、市全体・居住地のいずれにおいても、回答者の半数以上が、「災害に強く、安全に安心して暮らせる都市・生活環境づくり」「買い物や病院など、生活に必要なサービスの充実」「日常の移動に不自由しない交通手段の確保」を挙げています。

町別にみると、吉田町では災害対策を、美土里町および高宮町では「農林水産業の振興や環境への配慮」を重視する割合が、他の町に比べて高くなっています。

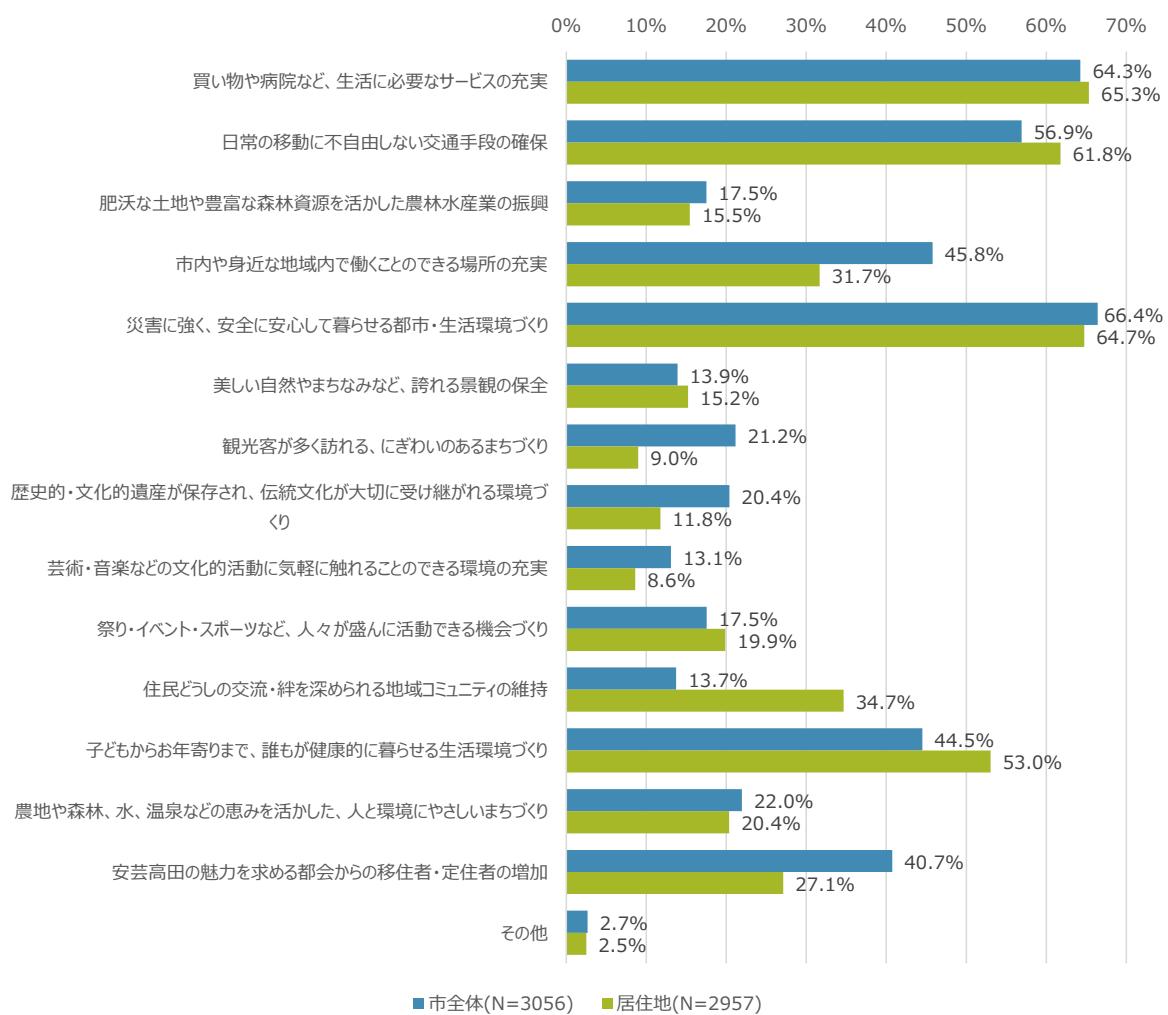


図 2-55 今後重視すべきまちづくりの方針（5つまで）

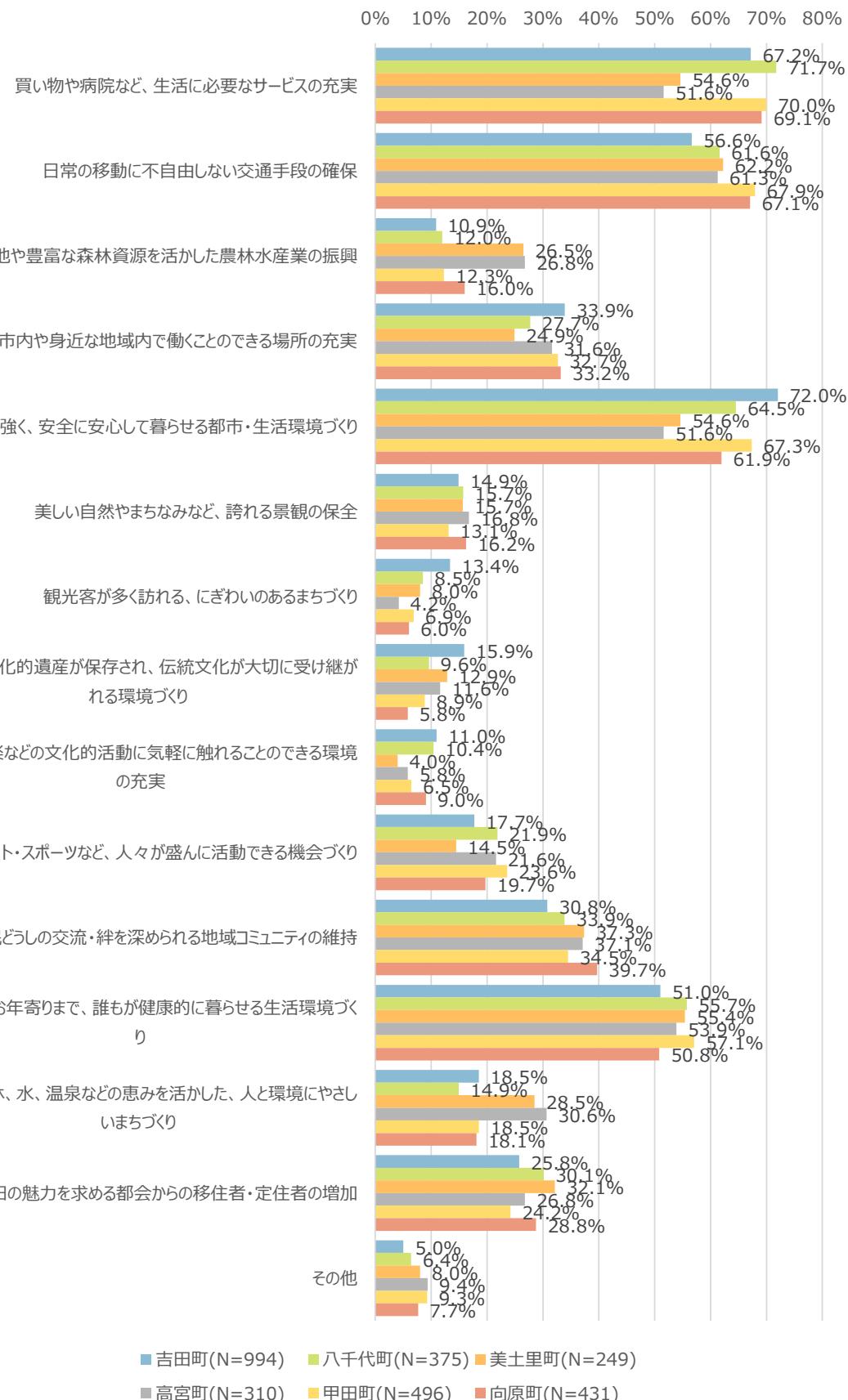


図 2-56 今後居住地周辺で重視すべきまちづくりの方針（居住地別）

2-4 地域の問題点・解決すべき課題の整理

以上を踏まえ、本市のまちづくりにおける解決すべき課題を整理しました。

① コンパクトな都市の構築

人口減少により、一定の人口規模を必要とする生活サービス施設の維持や生活利便性の確保が困難となる可能性があります。特に、卸売・小売業といったサービス施設が縮小し、日常的な買い物が困難になるなどの状況が見込まれます。住民の生活行動パターンを踏まえ、都市機能の配置の適正化を行うとともに、ニーズに応じた商業機能の強化が必要です。

また、財政の悪化により、まちの維持に必要なコストの支払いが困難となることを防ぐため、都市施設の集約及び再編、適正配置、長寿命化などを行うことで、公共施設に対する維持管理費を削減する必要があります。

② 安全・安心な居住環境の確保

特に高齢者は日常生活における移動が困難となることが予想されるため、高齢者が安全・安心・快適に生活できるような居住環境の確保が必要となります。

また、災害リスクに対し、都市施設の老朽化対策や耐震化の推進、防災拠点の整備など、災害に強い都市基盤の整備のほか、災害リスクの低い区域への居住の誘導、災害ハザードマップ等に基づく災害リスクの周知・啓発などのソフト対策の推進が求められます。

加えて、現在放置されている空き家に対する対策や、今後空き家を増やさないための対策が必要です。

③ 活力の創出

人口減少により、産業の担い手不足が見込まれます。本市ならではの産業の活性化を推進し、生活水準の維持や雇用の創出を図ることが求められます。なお、観光業においては、観光客数の増加、観光消費額の増加に向けた取組が必要です。

また、コロナ禍による住民の外出頻度の低下に伴い、地域コミュニティの弱体化等が懸念されており、地域コミュニティの強化による活力の創出が求められます。

④ 交通アクセスの確保

高齢化の進行が見込まれる中、将来的に免許返納などにより移動困難者が増加する可能性があり、地域住民の都市機能への移動手段の確保が求められます。

市内を走るお太助ワゴン、お太助バス、もやい便、とろっこ便は赤字となっていることから、利用者のニーズに対応しつつ、公共交通の効率的な運用の検討が必要です。

また、観光客が本市に来訪しやすく、市内の観光地を巡りやすいような公共交通の整備も求められます。



第3章 全体構想

3-1 まちづくりの基本理念と基本目標

(1) まちづくりの基本理念

第2章で検討した本市の解決すべき課題を踏まえ、本市が目指すべきまちの方向性として、以下の4点が挙げられます。

コンパクトな
都市の構築

安全・安心な
居住環境の確保

活力の創出

交通アクセスの
確保

これら4つの目指すべきまちの方向性を都市計画の視点から実現するため、本市のまちづくりの基本理念を次のとおり設定します。

まちづくりの
基本理念

未来へ 続くまち 安芸高田

(2) 基本目標

まちづくりの基本理念を踏まえ、目指すべきまちの方向性と対応する形で、本計画における基本目標を以下の通り設定します。

基本目標①

居住や施設が集約された持続可能なまちづくり

人口減少社会においても、日常生活に必要な施設の維持や生活利便性の確保を図るために、住民の生活行動パターンを踏まえた居住や都市機能の集約、施設の適正配置により、持続可能な都市の構築を図ります。

また、市財政の悪化により、道路や水道、公共施設や公共交通機関等といった都市インフラの維持に必要なコストの支払いが困難となることを防ぐため、都市施設の集約及び再編、適正配置、長寿命化等を行い、まちづくりの観点から、より効果的な公共投資を推進します。

基本目標②

だれもが安心して暮らせるリスクに強いまちづくり

高齢社会においても住民が安全・安心・快適に生活できるような居住環境を確保するため、災害リスクの低い安全な地域への居住誘導や住民への災害リスクの周知を図るとともに、都市施設の老朽化対策及び耐震化の推進、防災拠点の整備等、災害に強い都市基盤の整備を進めます。加えて、防犯対策の観点も考慮し、現在放置されている空き家に対する対策や、今後空き家を増やさないための対策を実施するなど、ハード・ソフトの双方から安全・安心な居住環境の確保を図ります。

基本目標③**地域資源を活かした活力あるまちづくり**

本市ならではの産業の活性化を推進し、住民の生活水準の維持や雇用の創出を図ります。特に、観光業においては、本市の持つ自然・歴史・文化等の資源を活用することで、観光客数の増加、観光消費額の増加に向けた取組を強化します。

また、アフターコロナの社会を見据え、古くから本市に住み続ける住民に加え、Uターン・Iターン等により新たに居住する住民なども巻き込んだ、地域コミュニティの維持・強化による活力の創出を図ります。

基本目標④**目的地へアクセスしやすいやさしいまちづくり**

自家用車が運転できる人だけではなく、免許返納等により運転ができない人であっても、市内外の都市機能を利用できるよう、誰もが目的地へアクセスしやすい移動環境の整備を図ります。

3-2 将来都市構造

まちづくりの基本理念と基本目標を踏まえ、今後、本市が目指すべき将来都市構造を設定します。将来都市構造は、都市のベースとなる「土地利用（ゾーン）」、都市の活動を支える「拠点」、都市の骨格を形成する「軸」により、都市空間の基本的構成を示します。

本市全体として必要な生活サービス機能を担う「中心拠点」や、地域住民の日常生活に必要な機能を担う「地域拠点」を中心に、市内外の連携を図る「軸」の形成を促進し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくことを目指します。

(1) 土地利用（ゾーン）

① 賑わい創出ゾーン

本市全体の中心となるようなゾーンとして位置づけ、商業・文化・行政施設等を充実させ、高密な市街地の形成を図ります。

② 住環境保全ゾーン

人口減少が見込まれる中にあっても居住人口の維持を目指すゾーンとして位置づけ、戸建て住宅を中心に維持・充実を図り、低密な市街地の形成を図ります。

③ 自然共生ゾーン

市街地以外のゾーンにおいても、住民が快適に生活することができるよう、集落・農用地・山林等を共存させ、豊かな自然環境の保全を図ります。

(2) 拠点・軸

① 中心拠点

本市全体を集客圏域とした際に必要な都市機能が集約された拠点機能を担うエリアとして設定し、総合病院、大型スーパー、広域行政機能などの集約・維持を図ります。

また、広島市や三次市に存在する、広域都市圏を集客圏域とするような都市機能を市民が利用できるよう、市内外の交通結節機能の充実を図ります。

② 地域拠点

地域住民の日常生活に必要な施設などの集約・維持を目指すエリアとして、支所機能や小規模スーパー、診療所、コミュニティセンターなどの集約を図ります。

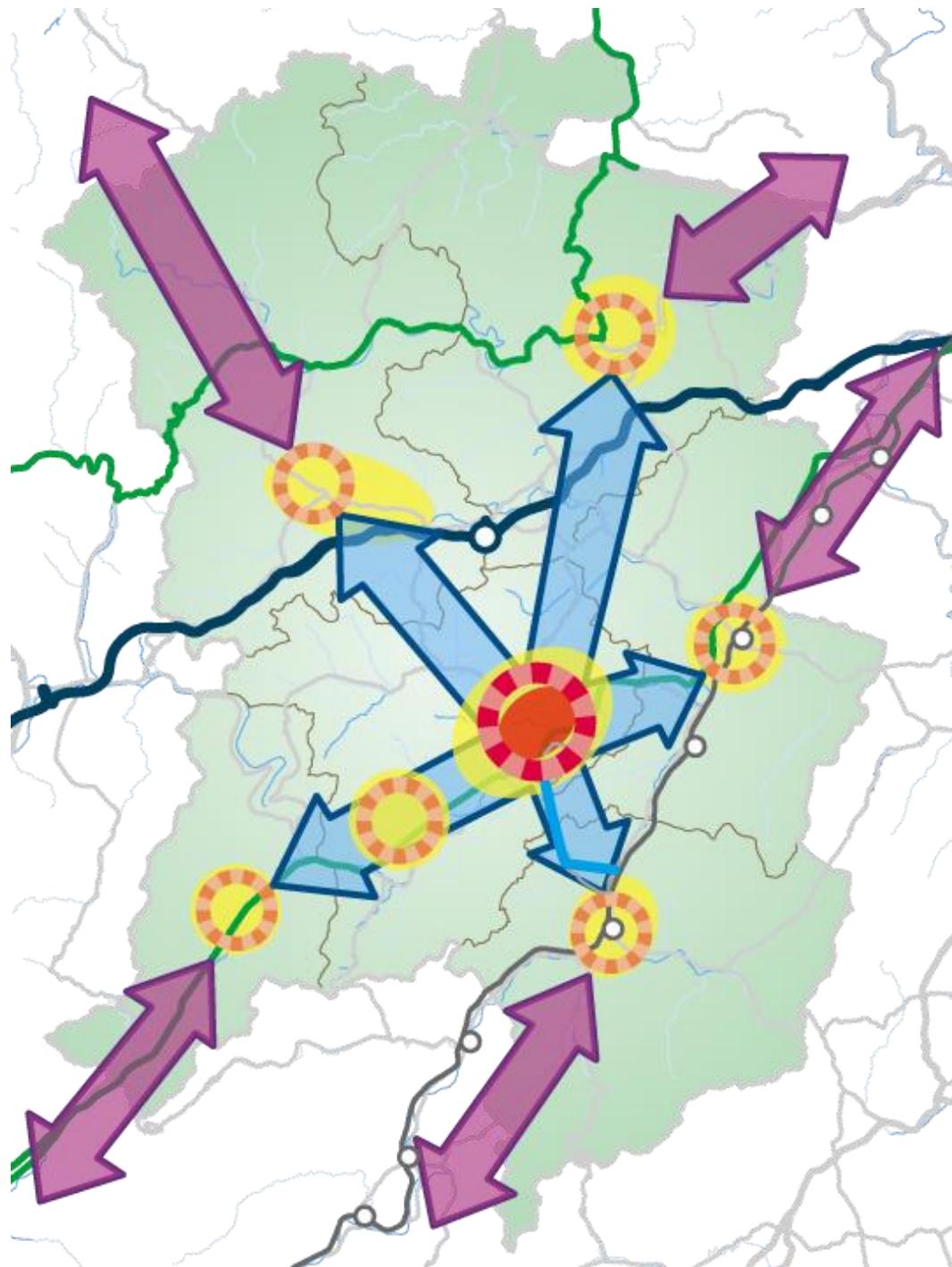
特に、自家用車での広域移動やデジタル技術の活用が難しい社会的弱者が日常生活に必要な都市機能を享受できるよう、環境を整備します。

③ 拠点間連携軸

市内の中心拠点と地域拠点を結び、拠点間のつながりを特に充実させる連携軸として設定し、中心拠点へのアクセス環境を充実を図ります。

④ 広域連携軸

周辺市町との連携により個々の都市の発展を促す軸として設定し、幹線道路や公共交通網の維持・充実を図ります。

**土地利用（ゾーン）****振わい創出ゾーン**

商業・文化・行政施設等を充実させ、高密な市街地の形成を図るゾーン

**住環境保全ゾーン**

戸建て住宅を中心に維持・充実を図り、低密な市街地の形成を図るゾーン

**自然共生ゾーン**

集落・農用地・山林等が共存し、豊かな自然環境の保全を図るゾーン

拠点・軸**中心拠点**

本市全体として必要な拠点機能を担うエリア

**地域拠点**

地域住民の日常生活に必要な施設等の集約・維持を目指すエリア

**拠点間連携軸**

市内の中心拠点と地域拠点を結び、拠点間のつながりを特に充実させる連携軸

**広域連携軸**

周辺市町との連携により個々の都市の発展を促す軸

図 3-1 将来都市構造図

第4章 分野別方針

4-1 土地利用

(1) 土地利用に関する本市のこれまでの取組

本市では、第2期安芸高田市総合計画のリーディングプロジェクトとして、「若者の定住促進強化プロジェクト」を推進しています。特に、土地利用に関する施策としては、働く環境の整備や住宅の整備・供給支援等を行っています。

また、空き家の活用については、空き家情報バンクを市が開設し、需要と供給のマッチングを推進しています。

(2) 土地利用に関する取組方針

上記のこれまでの取組や、第2章で整理した現況・課題を踏まえ、本市の土地利用に関する取組方針を以下の通り設定します。

既存ストックの有効活用による賑わいのあるまちづくり

① 地域特性に応じた良好な居住環境の形成

将来都市構造で定めた拠点・軸やゾーンを踏まえた土地利用を推進していきます。特に、「賑わい創出ゾーン」においては、商業・文化・行政施設等の都市機能の充実による、高密な市街地の形成を、「住環境保全ゾーン」においては、戸建て住宅を中心とした居住環境の維持・充実による、低密な市街地の形成を、「自然共生ゾーン」においては、集落・農用地・山林等の共存による、豊かな自然環境の保全を図ります。

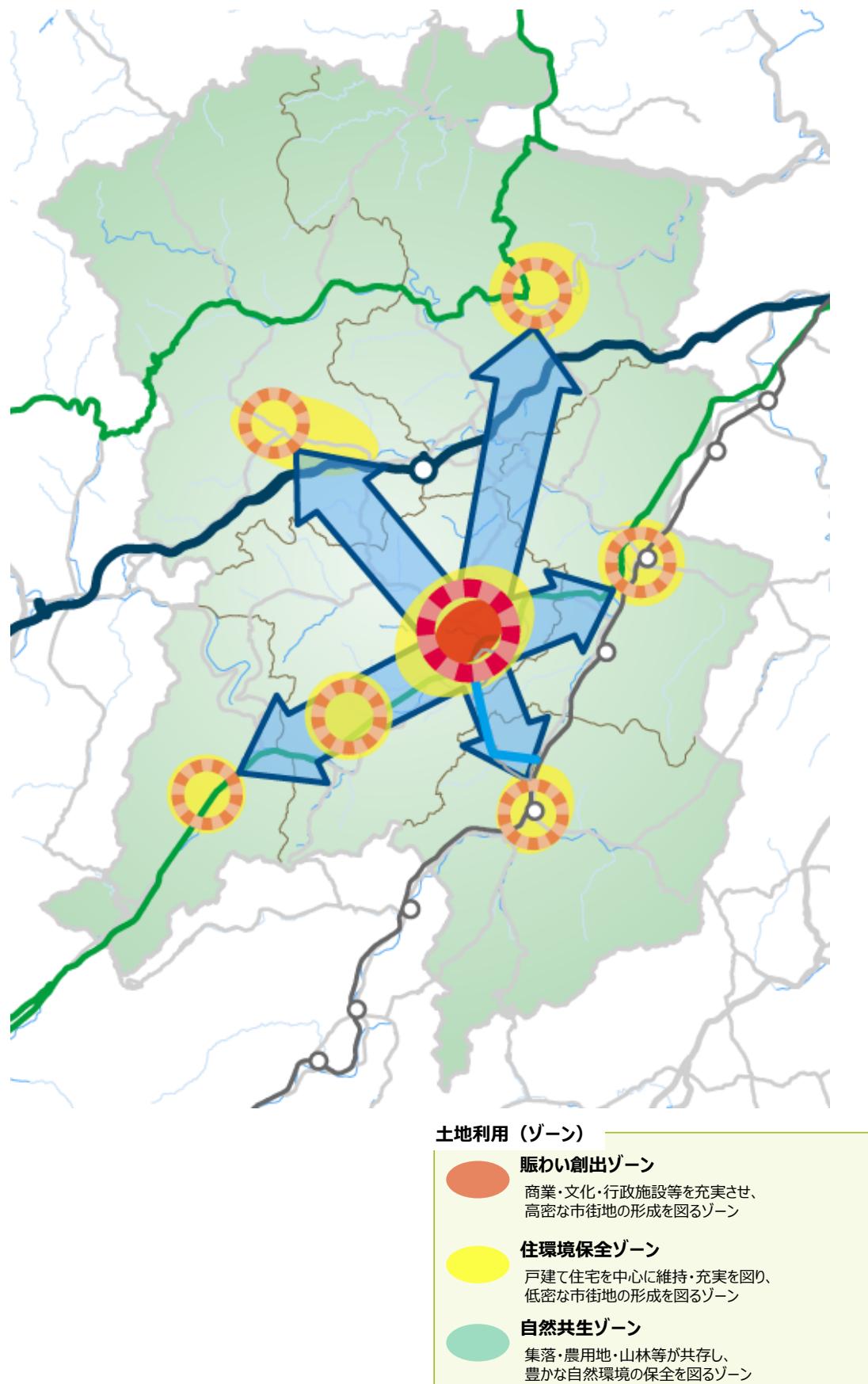
② 立地特性を活かした魅力ある中心市街地の形成

本市の中心となる「賑わい創生ゾーン」においては、まちの顔としての賑わい創出を図るべく、既存の行政・文化・商業・交通等の拠点となる施設の充実化や、地域に必要かつ不足している施設の誘導等により、まちの顔としてふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ります。

③ 森林・農用地等の自然環境の保全

本市の面積の大半を占める森林や、居住地周辺に点在する田畠等の農用地をはじめとした自然環境については、都心部にはない本市の持つ強みとして取り扱うこととします。特に、人口減少下において森林や農用地等の維持管理の担い手不足が見込まれることから、総合計画に位置付けられた「若者の定住促進強化プロジェクト」等との連携に加え、ICT技術等も活用することにより、効率的に市内の広大な自然環境を保全できるよう努めます。

(3) 土地利用に関する方針図



4-2 都市施設

(1) 都市施設に関する本市のこれまでの取組

本市では、現況分析においても示した通り、インフラ延長や公共施設の延床面積が大きく、将来的に1人当たりが負担すべき維持管理費の増大や、施設・インフラの老朽化が懸念されます。

こうした中、インフラについては、2010年度に橋梁長寿命化修繕計画、2020年度にトンネル長寿命化修繕計画を策定するなど、インフラ設備の長寿命化に向けた取組を実施しています。また、公共施設についても、2015年に公共施設等総合管理計画を策定したほか、個別計画で各施設の再編について検討しています。特に、教育施設については、2011年に保育所規模適正化計画を、2016年には学校規模適正化推進計画を策定し、人口規模にあわせた学校や保育所の統廃合・規模適正化を進めています。

(2) 都市施設に関する取組方針

上記のこれまでの取組や、第2章で整理した現況・課題を踏まえ、本市の都市施設に関する取組方針を以下の通り設定します。

持続可能な都市施設の運用

① 都市施設の合理化と長寿命化の推進

インフラや公共施設の維持管理に必要な住民負担の低減を図るため、公共施設及びインフラの長寿命化や、学校、保育所をはじめとする公共施設の再編、配置の適正化、利用促進を引き続き推進していきます。加えて、高齢化のさらなる進行に備え、公共施設及びインフラのバリアフリー化を進めるほか、民間活力の導入による効率的な施設運用、将来的に維持可能なサービス水準を想定した公共施設の利用促進、デジタルインフラの整備推進、日常生活に必要な都市機能を拠点に維持するための行政支援、空き屋等の既存ストックの利活用についても検討していきます。

② まちの活性化に向けた都市施設の運用

市外からの来訪ニーズを取り込んだまちの活性化に向け、道の駅やスポーツ施設など、にぎわい創出や観光振興に資する都市施設の整備を推進していきます。また、新型コロナウイルスの感染拡大によって活動が低迷している地域コミュニティを活性化させるため、人権福祉センターや集会所などの都市施設の利用促進を図ります。

特に、これらの利用者ニーズへの対応にあたっては、既存の都市公園の活用についても検討するほか、産業振興・雇用促進に資する施設の整備も促進します。

4-3 交通

(1) 交通に関する本市のこれまでの取組

本市の公共交通に関する取組については、本計画と並行して「安芸高田市地域公共交通計画」を策定しており、「まちづくりと連携した地域公共交通体系の実現」「利用者のニーズを踏まえた使いやすく利便性の高い移動環境の整備」「利用状況を踏まえた、持続可能で効率的な地域公共交通体系の構築」の3つの基本方針を通して、本計画の基本目標でもある「目的地へアクセスしやすいやさしいまちづくり」を目指すべき将来像に掲げています。

また、道路整備については、地域拠点間のアクセス向上に向け、広島県により、東広島高田道路（向原～吉田間）の整備が進められています。

(2) 交通に関する取組方針

上記のこれまでの取組や、第2章で整理した現況・課題を踏まえ、本市の交通に関する取組方針を以下の通り設定します。

快適な生活を支える交通ネットワークの構築

① 日常移動を支える持続可能な公共交通サービスの構築

3-2節で検討した将来都市構造を実現するため、地域拠点・中心拠点へのアクセスの確保や、中心拠点と地域拠点間の往来がしやすい公共交通サービスの構築を図ります。また、拠点として設定した以外のエリアにおいても、従来の定時定路線型の公共交通手段に限らず、交通弱者や公共交通空白地に居住する住民にも対応した柔軟性のある公共交通サービスの提供を検討します。加えて、将来的に公共交通サービスが維持できるよう、効率的な事業運営にも努めます。

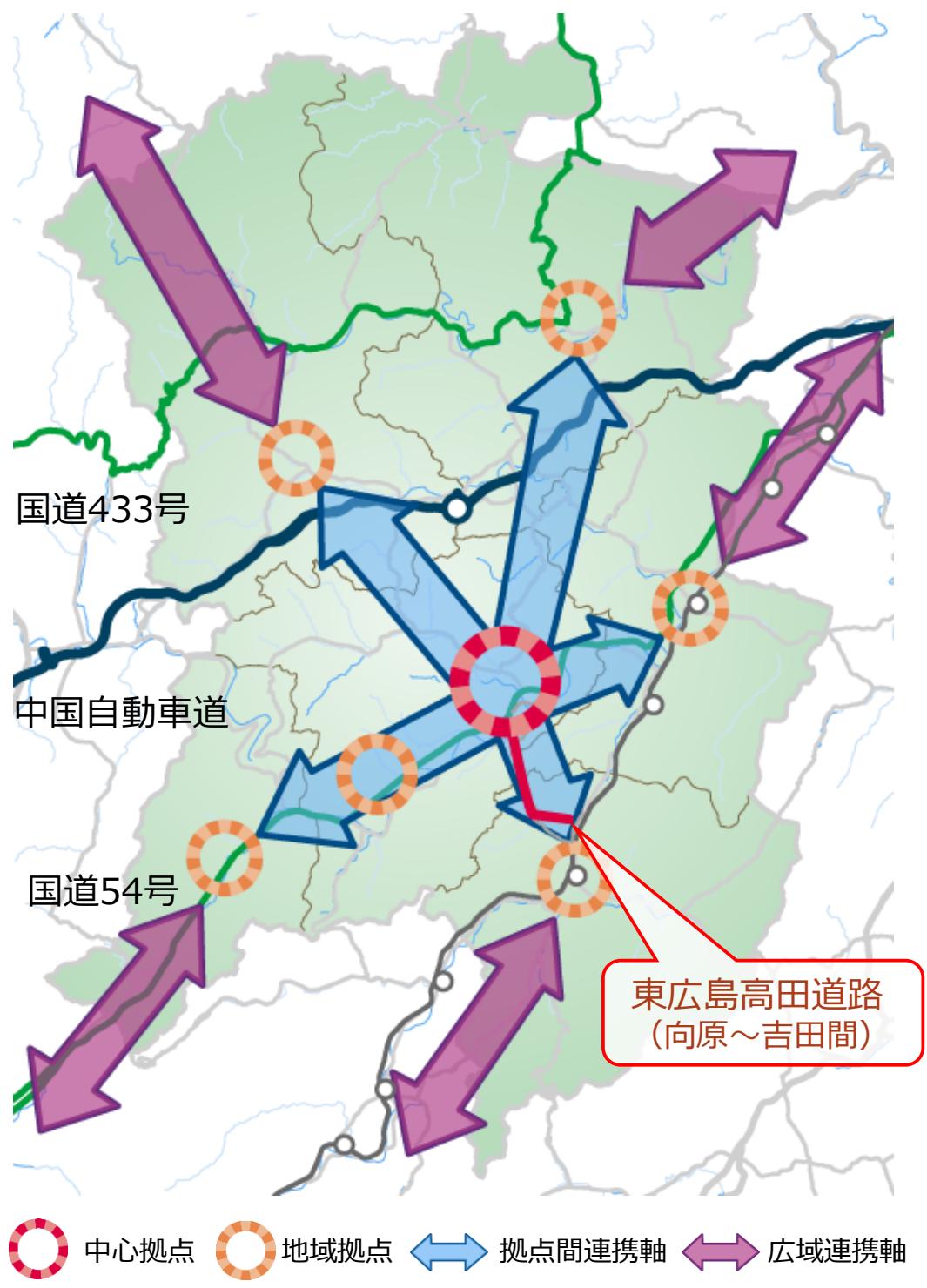
② 市内外の交流を促進する交通ネットワークの強化

道路整備等も含めた交通ネットワークに関しては、既存の中国自動車道や国道54号をはじめとした、広域移動を担う幹線道路網の整備・充実を図ります。また、地域内道路の整備や、都市活動を支える道路の長寿命化についても検討します。

特に、中国自動車道高田IC周辺（道の駅「北の関宿安芸高田」）や、JR芸備線沿線（甲立駅、吉田口駅、向原駅周辺）、市役所周辺については、市内外からの交流拠点として位置づけ、交通結節点や身近な商業施設としての機能維持・強化を図ります。

また、現在整備中の東広島高田道路から向原駅までの区間をはじめ、拠点へのアクセス環境の改善を図ります。

(3) 交通に関する方針図



4-4 都市環境・景観

(1) 都市環境・景観に関する本市のこれまでの取組

本市における都市環境に関する取組として、2021年に策定された第2次安芸高田市環境基本計画では、自然環境や資源循環型社会、再生可能エネルギーなどへの対応に向けた、環境保全に関する基本的な方針が示されています。

また、特に観光振興については、2016年に策定した安芸高田市観光振興計画において、神楽や毛利元就をはじめとする歴史・文化や豊かな自然、農産物、スポーツを活用した事業の推進を定めています。

(2) 都市環境・景観に関する取組方針

上記のこれまでの取組や、第2章で整理した現況・課題を踏まえ、本市の都市環境・景観に関する取組方針を以下の通り設定します。

「住み続けたい」「訪れたい」と思える環境の形成

① コンパクトなまちづくりによる生活利便性の向上

人口減少・高齢化が進行する中、将来にわたって「住み続けたい」「訪れたい」と思える都市環境を維持するためには、都市機能の適正配置や、ニーズに応じた商業機能の強化、日常移動を支える持続可能な公共交通サービスの構築など、コンパクトなまちづくりを進めていくことが必要となります。加えて、高齢者や障がい者をはじめとした社会的弱者を含む、誰もが快適に活動できる生活基盤の整備や、集会施設の整備、地域振興会の活動支援等を通じた地域コミュニティの強化など、生活利便性の向上による良好な都市環境の形成に向けた取組を推進していきます。

② 良質な自然環境の保全・維持

本市の強みである良質な自然環境については、森林や河川等の維持・管理に加え、省エネルギー機器や低公害設備、再生可能エネルギーの導入推進、ごみの減量化、資源ごみの再生利用の推進など、環境保全に向けた取組を推進していきます。さらに、生産性の高い農業経営環境の整備及び担い手の確保等を通して、市内の農林業の維持による自然環境の保全を図ります。

③ 地域資源を活かした観光振興

前項までの既存の居住者への対応に加え、本市を訪れる観光客等へのアピールとして、ひろしま安芸高田神楽をはじめとした伝統文化の保存・継承、里山をはじめとした自然と触れ合う場の整備、トップスポーツの振興、地域資源を活かした観光商品・プログラム等の開発推進、HPやwebメディア等を活用した地域プロモーション活動の推進といった観光振興施策を推進します。

4-5 防災

(1) 防災に関する本市のこれまでの取組

本市では、各種災害への対応に関して、安芸高田市地域防災計画を毎年策定・改定し、災害予防、災害応急対策、災害復旧についての計画を定めています。特に、震災対策、南海トラフ地震対策については、それぞれ「震災対策編」「南海トラフ地震防災対策計画」を定めているほか、水害対策については安芸高田市水防計画を策定し、各事象に対する具体的な対応方針について規定しています。

(2) 防災に関する取組方針

上記のこれまでの取組や、第2章で整理した現況・課題を踏まえ、本市の防災に関する取組方針を以下の通り設定します。

だれもが安全・安心に暮らせる都市環境の維持

① 災害に強い都市基盤の整備

防災に関するハード面の取組として、密集住宅市街地等の防災性向上、大規模盛土造成地の耐震化、インフラ設備の耐震化・長寿命化の推進、災害時の情報伝達を安定的に行うための通信インフラの機能増強などを通し、住民が安全・安心に暮らせる都市基盤の整備を推進します。また、近年多発している水害等への対策として、指定避難所の防災拠点整備についても推進していきます。

② 安心できる暮らしのためのソフト対策の充実

前項のハード面の取組には時間や費用を要することから、ハード対策と並行して、安心できる暮らしの実現に向けたソフト対策の充実を図ります。具体的には、立地適正化計画等に基づく浸水・土砂災害等の災害リスクの低い区域への居住の誘導、災害ハザードマップ等に基づくリスクの周知・啓発、国や県、周辺市町等との連携による災害対応体制の拡充、自主防災組織や避難の呼びかけ体制の強化、お太助フォン・あじさいネット等の通信網を活用した迅速な災害情報発信、防災訓練の充実等を実施していきます。

加えて、住民の避難行動を促進するため、避難所におけるプライバシーの確保への配慮等についても取り組みます。

4-6 地域活性化

(1) 地域活性化に関する本市のこれまでの取組

本市では、旧来のコミュニティが図られてきた大字単位や小学校区単位を主な範囲として、32の地域振興組織と6つの連合組織が設置されており、住民と行政の対話を基礎とした協働のまちづくりを推進しています。また、2016年に策定した第2次安芸高田市観光振興計画では、「担い手づくり」「産業づくり」「ファンづくり」を3つの基本戦略とし、市民とともに地域活性化や産業振興を図ることとしています。

(2) 地域活性化に関する取組方針

上記のこれまでの取組や、第2章で整理した現況・課題を踏まえ、本市の地域活性化に関する取組方針を以下の通り設定します。

人と人のつながりを基軸としたまちづくりの推進

① 地域コミュニティの活性化

地域住民が主体となった地域づくりを推進するため、コミュニティ形成の場としての中心拠点・地域拠点の活用や、地域づくりに関する情報提供や懇談会、集会施設の整備等を通して、地域振興組織による地域づくりに対する行政支援を充実させていきます。また、甲田町小原地区での取組事例のように、地域振興組織と行政の協働による地域づくり計画の策定についても検討します。

加えて、人口減少を防ぎ、地域の活力を創出するための取組として、地域おこし協力隊等の外部人材の受入や、Uターン・Iターンや二拠点居住の希望者に対する情報提供、男女共同参画・多文化交流の推進といった取組も進めています。

② 市内で暮らしていくための雇用の場の確保

特に生産年齢人口が市内で暮らしていくための環境づくりとして、工業団地や中心拠点・地域拠点をはじめとした企業誘致、遊休農地の低減や新規就農支援、DX活用等による農地の効率的利用の推進、サテライトオフィスの整備・活用、商店・企業の活性化や地域産業の育成支援、スタートアップや地域発のイノベーション創出に向けた支援といった取組を通して、雇用の場の確保を推進していきます。

③ 田園地域での生活とデジタル技術の融合

近年のまちづくりのデジタル化に関する社会動向を踏まえ、本市においても行政サービスにおけるオンライン活用推進、病院・診療所から離れた地域の居住者を対象としたリモート診療の導入、デジタルコンテンツを用いた義務教育等の充実・高度化等を通し、まちづくりへのデジタル技術活用を推進します。

第5章 地域別構想

5-1 地域別構想の検討方針

(1) 地域別構想とは

地域別構想とは、全体構想で示した方針をもとに、それぞれ特性が異なる地域ごとに、より具体的なまちづくりの方針を示すものです。

本市における地域別構想は、合併前の旧6町（吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町）別に設定します。

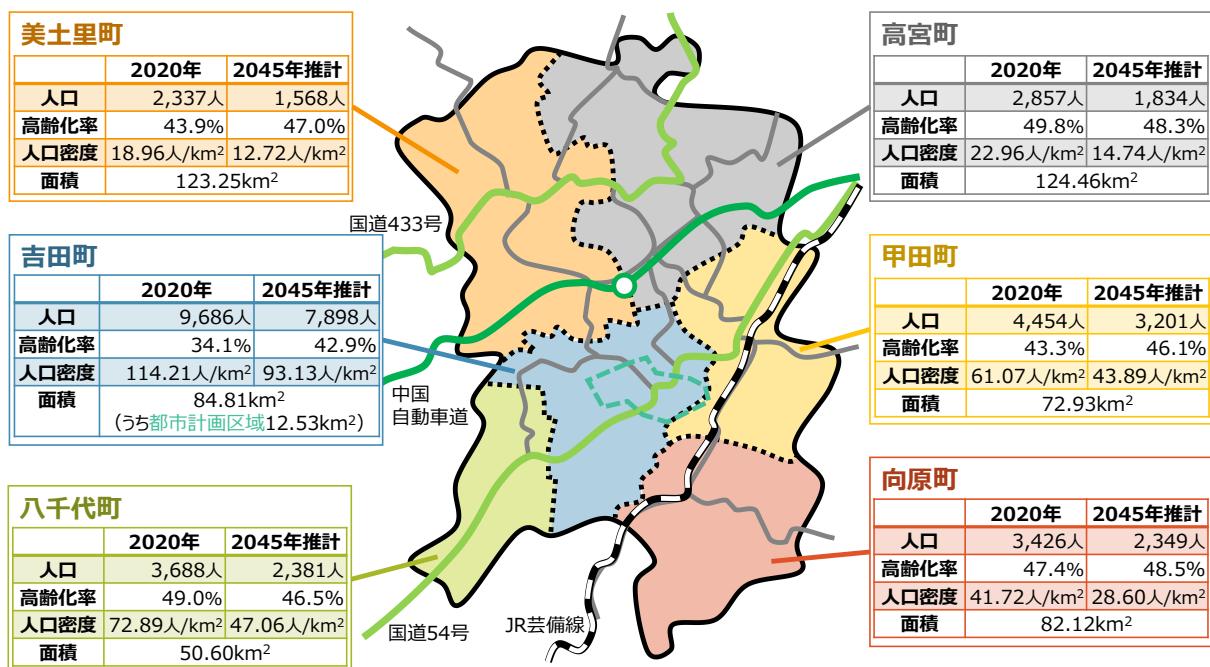


図 5-1 地域別構想における地域区分

地域別構想では、現況分析や市民アンケート調査の結果等をもとに、各地域の現況と問題点、地域の強みと課題を整理します。その結果を踏まえ、地域のまちづくりで目指すテーマや地域の将来構造、分野別の取組方針について提示します。

(2) 地域別構想におけるエリア設定

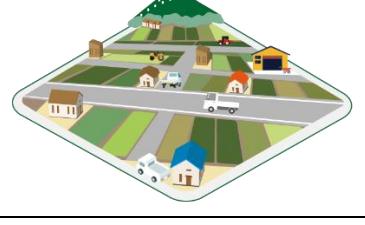
地域別構想では、地域別の現況・課題を踏まえ、各地域内における地区別の位置づけを明確化するため、20年後の地域の目指す姿を見据えた上で、全体方針で検討した「ゾーン」を細分化する形で、7種類の「エリア」を設定します。各エリアの設定基準や目指す姿、計画期間の取組方針および将来イメージは次のとおりです。

表 5-1 各エリアの目指す姿・取組方針と設定基準

ゾーン名	エリア名	20年後に目指す姿	計画期間の取組方針	エリア設定基準
賑わい創出ゾーン	中心拠点エリア	商業・文化・行政施設等、本市全体として必要な拠点機能を充実させ、高密な市街地の形成を図る	左記の中心拠点機能について、立地適正化計画の誘導施設として位置づけ、エリア内への維持・誘導を推進する	立地適正化計画で設定する都市機能誘導区域の範囲にあわせて設定する
住環境保全ゾーン	地域拠点エリア	地域住民の日常生活に必要な施設等の集約・維持を図る	スーパーや病院、支所などのエリア内への維持・集約、および交通結節機能の充実を図る	各支所を中心に、日常的な買い物・医療等の施設が集積している範囲で設定する
	一般居住エリア	各エリア内における現状と同程度の人口密度の維持を図る	現在の居住者に継続的に居住してもらうための環境整備を進めるとともに、市内外からの移住希望者などに対しエリア内への居住を誘導する	地域拠点エリア周辺（概ね 2km 圏内※）の、戸建て住宅等が集積している範囲で設定する
自然共生ゾーン	工場集積エリア	市内の工場をエリア内に集約し、地域産業の維持・強化を図るとともに、エリア外での住工混在を防ぐ	工場の新設・移転を検討する事業者に対し、エリア内への新設・移転を誘導する	工業専用地域や IC 周辺の、既に工場が集積しており、他機能を有する施設との混在が少ない範囲で設定する
	沿道居住エリア	小規模な商店などの日常生活機能を維持する	居住環境の整備に加え、幹線道路を通過する車利用者等の立ち寄り需要を取り込みながら、沿道施設の利用を促進する	賑わい創出ゾーンや住環境保全ゾーンには含まれないが、集客施設や住居の集積がみられる範囲で設定する
	農住混在エリア	人口減少・高齢化の中でも、住民同士が互いに助け合いながら生活できる環境づくりを目指す	定住を希望する住民が住み続けられるよう、地域コミュニティの活性化等を支援する	上記エリア以外で、建物用地もしくは農用地となっているエリアに設定する
	自然環境保全エリア	安芸高田市の強みである良好な自然環境の保全を図る	観光利用の促進や、山林保全の担い手の確保等を行う	山林などの非可住地で設定する

※メッシュ別将来人口推計を活用した分析の展開（国土交通省）より、生活関連サービスの到達圏域とされている距離を設定

表 5-2 各エリアで目指す将来イメージ

ゾーン名	エリア名	20年後に目指す姿	エリアの将来イメージ
賑わい創出ゾーン	中心拠点エリア	商業・文化・行政施設等、本市全体として必要な拠点機能を充実させ、高密な市街地の形成を図る	
住環境保全ゾーン	地域拠点エリア	地域住民の日常生活に必要な施設等の集約・維持を図る	
	一般居住エリア	各エリア内における現状と同程度の人口密度の維持を図る	
	工場集積エリア	市内の工場をエリア内に集約し、地域産業の維持・強化を図るとともに、エリア外での住工混在を防ぐ	
自然共生ゾーン	沿道居住エリア	小規模な商店などの日常生活機能を維持する	
	農住混在エリア	人口減少・高齢化の中でも、住民同士が互いに助け合いながら生活できる環境づくりを目指す	
	自然環境保全エリア	安芸高田市の強みである良好な自然環境の保全を図る	

5-2 吉田町

(1) 地域の現況と課題

吉田町は本市の中央部に位置しており、市役所周辺には、病院やスーパーなどの拠点機能が多く立地するほか、国道54号沿いを中心に各種施設が立地しています。また、他の各町との間を結ぶ道路網も充実しており、本市全体の中心としての役割を担っています。

建物用地は用途地域内を中心に位置していますが、都市計画区域外の川沿い等にも広がっています。

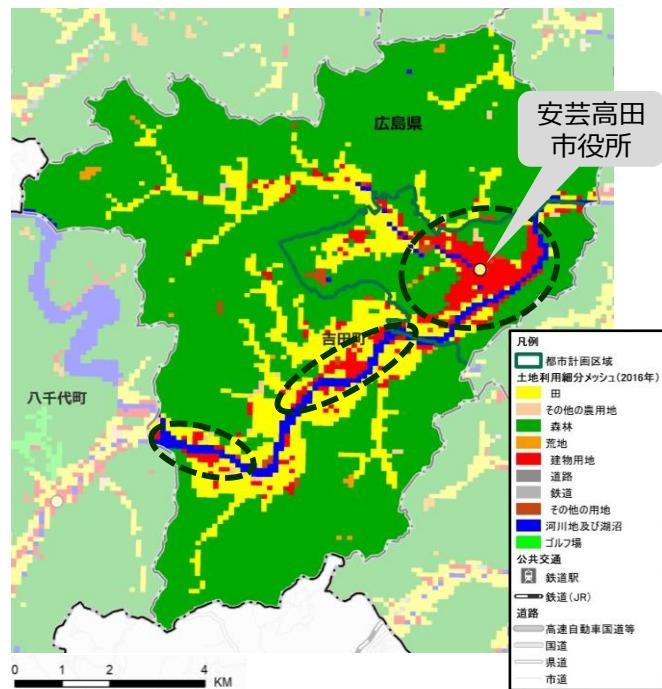


図 5-2 吉田町の土地利用

町内の人口は1995年以降緩やかな減少傾向にあり、高齢化率は今後も増加する見込みとなっています。

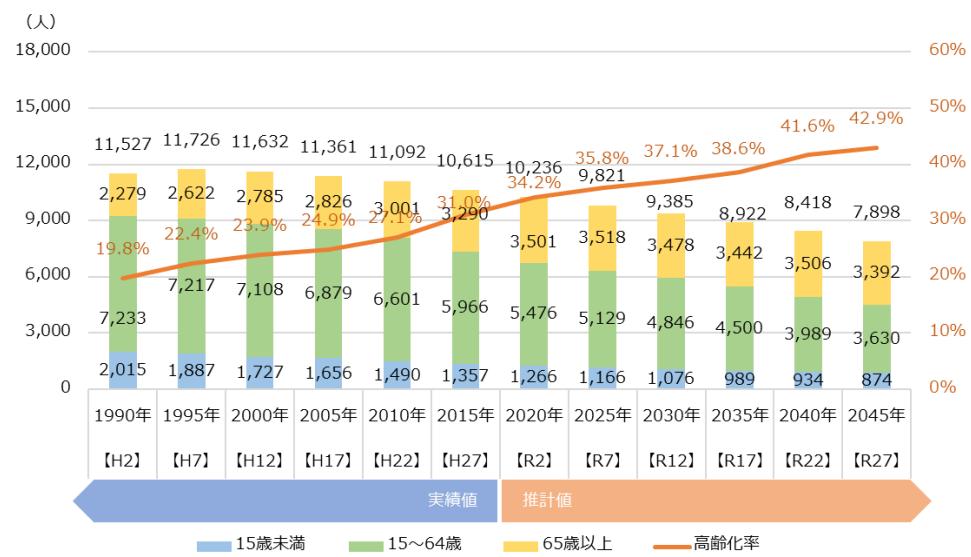


図 5-3 吉田町の人口推移

そのほか、現況分析や市民アンケートの内容を町別に分析した結果を踏まえ、地域の現況と問題点、および町の強みと課題を次のとおり整理しました。

		地域の現況と問題点	町の強みと課題					
町の現況	人口	<ul style="list-style-type: none"> 人口は 1995 年以降減少傾向にあり、2045 年にはピーク時の約 7 割に減少見込みであるほか、高齢化率は 40% を超える見込みである。 都市計画区域の外側の一部範囲で、都市計画区域内以上に人口密度が高くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や高齢化率の上昇、都市計画区域内における人口密度の低下が見込まれる中、地域コミュニティの維持・強化や都市機能の維持に向け、コンパクトなまちづくりの推進が必要である。 					
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域を中心に建物用地が広がっている。ただし、都市計画区域の外側においても川沿いなどに建物用地が広がっている。 町別の空き家数の割合を見ると、吉田町は市全体の約 21% と多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域外の人口密度が高く、建物用地も広がっていることから、都市のスプロール化が懸念され、その対策が必要である。 空き家を有効活用した居住の誘導を図る必要がある。 					
	交通	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関として、広島市や吉田町の中心部、千代田 IC 方面へ向かう広域路線バスや、お太助バス、お太助ワゴン等も利用可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の中心拠点として、地域拠点への良好なアクセス環境を経済的かつ効率的に維持・充実することが求められる。 					
	防災	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内において、高齢人口密度の高いエリアが洪水浸水想定区域に入っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内を中心に、特に江の川や多治比川において、ハード・ソフトの両面からの治水対策を講じる必要がある。 					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年に道の駅「三矢の里あきたかた」がオープンしたほか、多くの観光・文化施設等が立地している。 住民 1 人当たりの道路延長は県平均の約 2.3 倍、橋梁延長は約 4.3 倍となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化に向けて、町内の観光資源を有効に活用する必要がある。 今後の人口減少により、インフラ維持費を含めたまちの維持に必要なコストの支払いが困難となる可能性がある。 					
	市民アンケート調査	<table border="1"> <tr> <td>生活行動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 日常の買い物目的の移動は町内移動率 96.2% となっている。 一方、買回り品を買うための移動の場合、町内移動率は 44.8% と約半減する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 買回り品の購入に必要な都市施設の充実や、市内外の都市施設を利用するためのアクセス環境の持続的な確保が求められる。 </td> </tr> <tr> <td>住民意向</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化により影響が生じると困ることとして、スーパーの撤退を懸念する住民が他の町に比べて多い。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化の中で生活利便性を維持するために、商業施設周辺の居住を促進する必要がある。 </td> </tr> </table>	生活行動	<ul style="list-style-type: none"> 日常の買い物目的の移動は町内移動率 96.2% となっている。 一方、買回り品を買うための移動の場合、町内移動率は 44.8% と約半減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 買回り品の購入に必要な都市施設の充実や、市内外の都市施設を利用するためのアクセス環境の持続的な確保が求められる。 	住民意向	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化により影響が生じると困ることとして、スーパーの撤退を懸念する住民が他の町に比べて多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化の中で生活利便性を維持するために、商業施設周辺の居住を促進する必要がある。
生活行動	<ul style="list-style-type: none"> 日常の買い物目的の移動は町内移動率 96.2% となっている。 一方、買回り品を買うための移動の場合、町内移動率は 44.8% と約半減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 買回り品の購入に必要な都市施設の充実や、市内外の都市施設を利用するためのアクセス環境の持続的な確保が求められる。 						
住民意向	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化により影響が生じると困ることとして、スーパーの撤退を懸念する住民が他の町に比べて多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化の中で生活利便性を維持するために、商業施設周辺の居住を促進する必要がある。 						

(2) 目指すテーマと地域の将来構造

地域の現況と問題点、および町の強みと課題を踏まえ、吉田町のまちづくりで目指すテーマを次のとおり設定します。

吉田町の
目指すテーマ

充実した都市機能を活かした
魅力ある都市活動を生み出すまちづくり

また、地域の将来構造として、次のとおりエリア設定を行います。

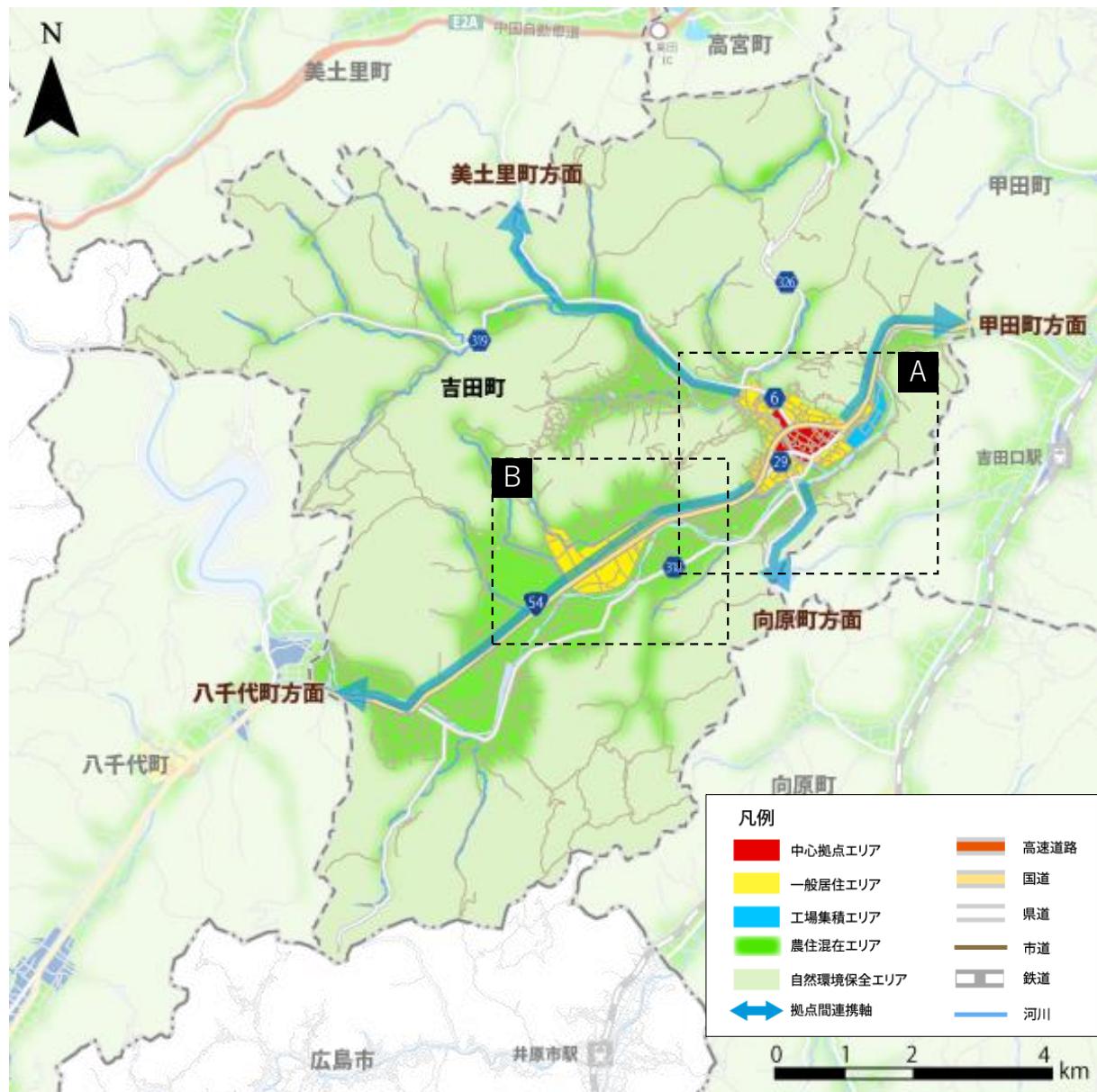
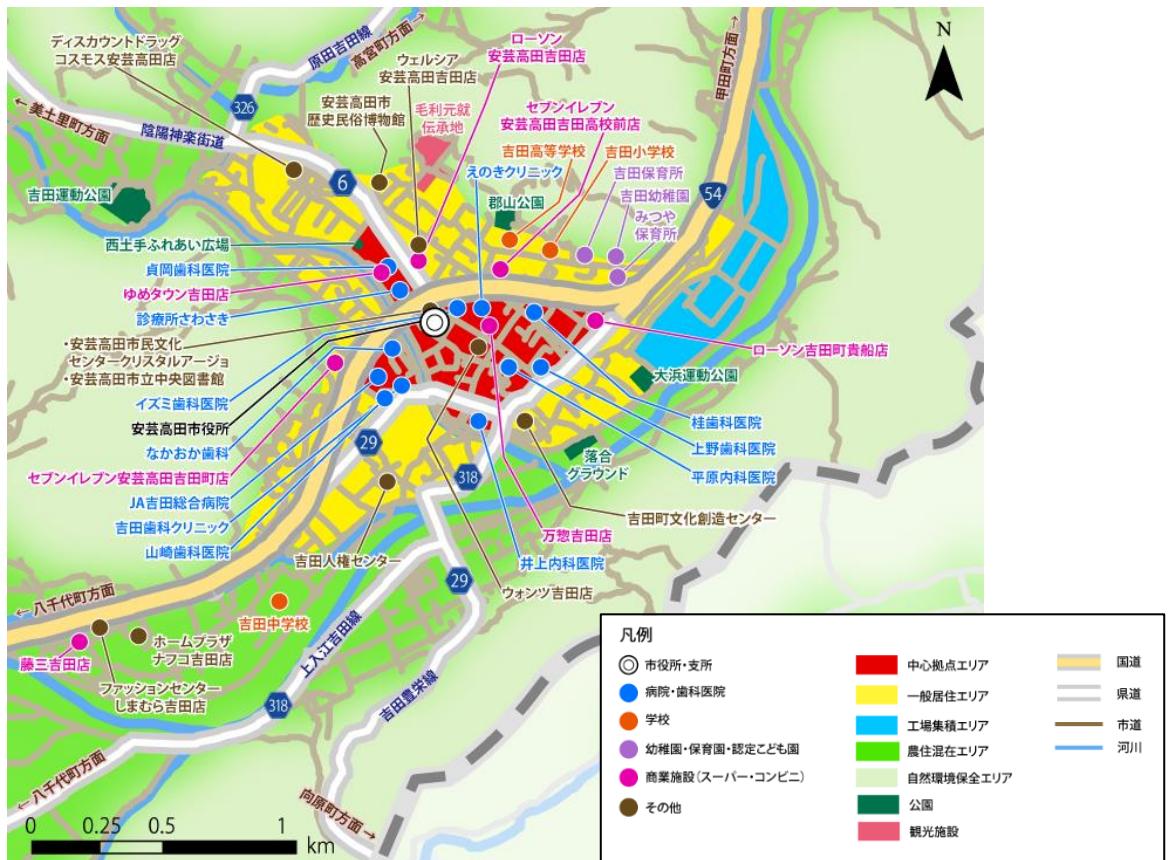


図 5-4 吉田町におけるエリア設定



(3) 分野別の取組方針

① 土地利用

対象エリア		取組方針
賑わい 創出 ゾーン	中心拠点 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 安芸高田市役所を中心行政、文化、教育、商業等の都市機能がコンパクトに集約された都市構造であり、今後も維持を図ります。
住環境 保全 ゾーン	一般居住 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所周辺においては、別途立地適正化計画で検討する居住誘導区域（6-4節参照）を中心に、良好な住環境の形成を図ります。 国道54号沿道（山手地区・川本地区）においては、住宅や道の駅等の施設が立地している環境や今後の開発ポテンシャルを活かし、農地転用等を通して、本市の副都心として市役所周辺エリアを補完する住環境の形成を図ります。
自然 共生 ゾーン	工業集積 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 江の川沿いには鉄鋼業を中心とした工場が多く立地しており、工業の象徴的エリアとして位置付け、住工分離を図ります。
	農住混在 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 竹原地区、桂地区、上入江地区、相合地区、多治比地区などの農村集落においては、農業施策との連携を図りながら生活環境の維持・向上に努めます。
	自然環境 保全エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 郡山鳥獣保護区をはじめとした町内の山林地帯においては、関係部局や地元団体等と連携し、有害鳥獣対策等を行いながら、良好な自然環境や生態系の保全を図ります。

② その他

分野		取組方針
交通	道路網	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域連携軸や地域間連携軸を担う国道54号を中心に、近隣地域や市街地部と山間部との連絡性を確保するため、幹線道路などの機能整備・維持を図ります。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域路線バスやお太助バス・お太助ワゴンと、町外のJR芸備線・高速バスなどの乗り継ぎを含めた利便性を向上させ、市内外の拠点間連携を推進します。
都市環境・景観		<ul style="list-style-type: none"> ● 安芸高田市サッカー公園や郡山公園等が立地しており、郡山公園は四季によって様々な楽しみ方が可能な公園となっています。これらの施設について、市内外からの来訪客の誘致を促進します。 ● また、民俗博物館や郡山城跡などの文化的な観光資源も活用し、上述の施設を含めた観光利用を促進します。
防災	水害	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021年度に発生した大雨災害での被害状況を踏まえ、大雨による洪水・内水氾濫等へのハード・ソフト両面からの対策を検討します。 ● 特に、都市計画区域内での対策については、立地適正化計画の防災指針(6-6節参照)なども踏まえて検討します。
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域の周辺において、災害リスクの低い場所への移転促進や災害リスクの周知等の取組を推進します。
地域活性化		<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の中心部として、市内外から人や物が集まるような拠点機能の充実や、工場集積エリア・中心拠点エリアをはじめとした雇用の場の創出を図ります。 ● また、地域振興会や商工会による活動支援などを通し、まちの活性化に向けた取組を支援します。

5-3 八千代町

(1) 地域の現況と課題

八千代町は本市の南西部、広島市と吉田町の中間点に位置しており、土師ダム周辺の自然環境を活かした、スポーツランドやサイクリングターミナル等の観光・スポーツ施設が立地しています。

建物用地は国道 54 号沿いを中心に広がっていますが、支所周辺から離れた町南部でより広範囲に分布しています。

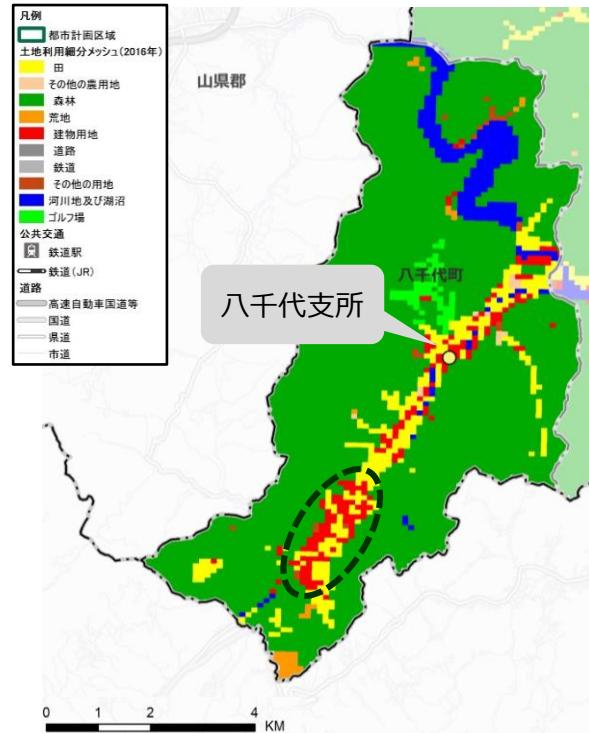


図 5-7 八千代町の土地利用

町内的人口は 1995 年頃をピークに減少傾向にあり、2045 年にはピーク時に比べ約 5 割減少する見込みです。

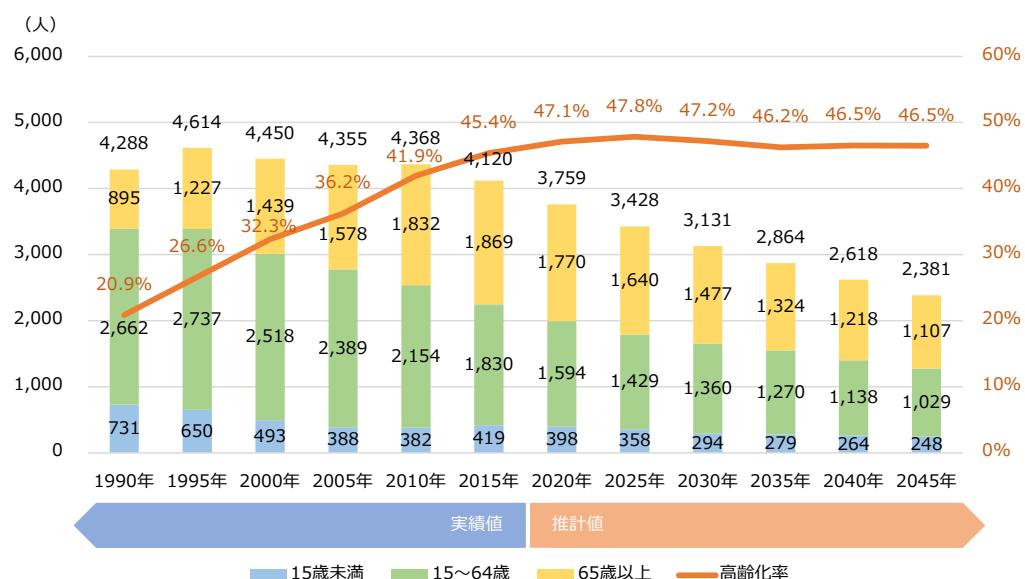


図 5-8 八千代町の人口推移

そのほか、現況分析や市民アンケートの内容を町別に分析した結果を踏まえ、地域の現況と問題点、および町の強みと課題を次のとおり整理しました。

		地域の現況と問題点	町の強みと課題
町の現況	人口	<ul style="list-style-type: none"> 人口は 1995 年以降減少が続き、2045 年にはピーク時の約 5 割に減少見込みであるほか、高齢化率は 45% 以上で高止まりが見込まれる。 特に支所北東部のエリア（勝田地区）では、高齢化率 6 割以上のエリアも見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や高齢化率の高止まりが見込まれる中、地域コミュニティの維持・強化や都市機能の維持に向け、コンパクトなまちづくりの推進が必要である。
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 建物用地は主に八千代支所から離れた南側のエリアに広がっているほか、都市施設が支所周辺以外にも点在している。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物用地の点在による都市のスプロール化が懸念され、その対策が必要である。
	交通	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関として、広島市や吉田町の中心部、千代田 IC 方面へ向かう広域路線バスのほか、お太助ワゴンも利用可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 立地条件を活かし、市内外への良好なアクセス環境を維持・充実させることが求められる。
	防災	<ul style="list-style-type: none"> 高齢人口密度の高いエリアの一部が、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域と重なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者をはじめとした住民が安心して暮らせる居住環境への誘導が必要である。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 町内の観光資源である土師ダム周辺や八千代町産直市場では、コロナ禍前の 2017 年から 2019 年にかけて利用者が増加している。 1 人当たりの道路・橋梁延長や下水道処理面積の値は市全体の平均値より小さいが、2010 年から 2045 年にかけて約 2 倍になる見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化に向けて、町内の観光資源を活用した交流人口の確保が有効と考えられる。 今後の人口減少により、インフラ維持費を含めたまちの維持に必要なコストの支払いが困難となる可能性がある。
市民アンケート調査	生活行動	<ul style="list-style-type: none"> 生活行動を市外の施設に依存する割合が他地域に比べて高い。 特に、日常的な買い物目的の移動であっても、町内移動率は 13.6% にとどまっており、市外への移動率が 44.8% となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な都市施設の維持や、市内外の都市施設を利用するためのアクセス環境の持続的な確保が必要である。
	住民意向	<ul style="list-style-type: none"> 居住環境への満足度を「不満である」または「やや不満である」とする住民の割合が 34.4% と、6 町の中で一番満足度が低い。 人口減少・少子高齢化により影響が生じると困ることとして、公共交通の利便性低下を懸念する住民が他の町に比べて多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住環境に対する住民の不満を低減し、住民が継続的に住みたいと思える都市環境への改善が必要である。

(2) 目指すテーマと地域の将来構造

地域の現況と問題点、および町の強みと課題を踏まえ、八千代町のまちづくりで目指すテーマを次のとおり設定します。

八千代町の
目指すテーマ

市内外からの交流を生む
自然と調和したまちづくり

また、地域の将来構造として、次のとおりエリア設定を行います。

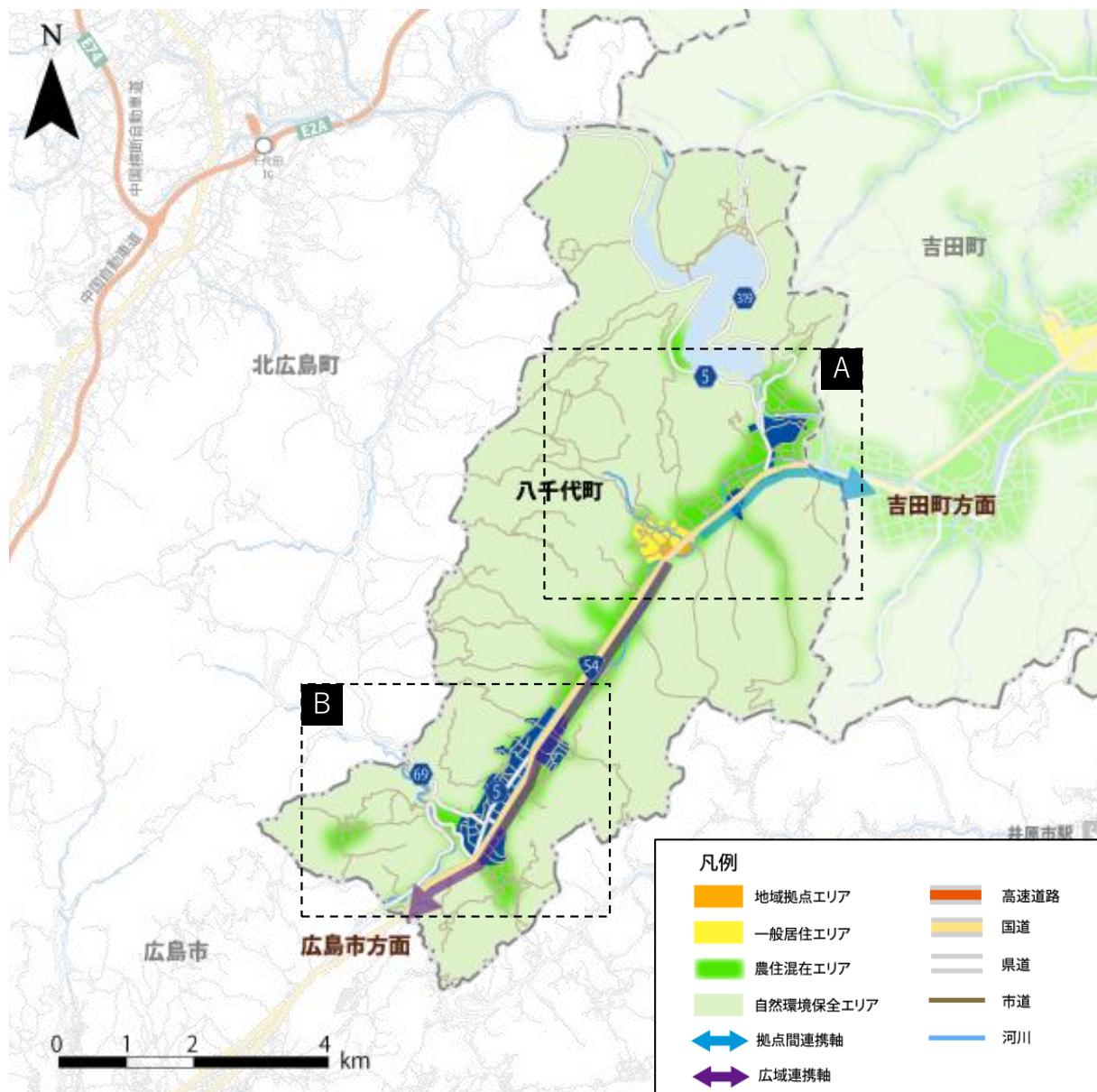


図 5-9 八千代町におけるエリア設定

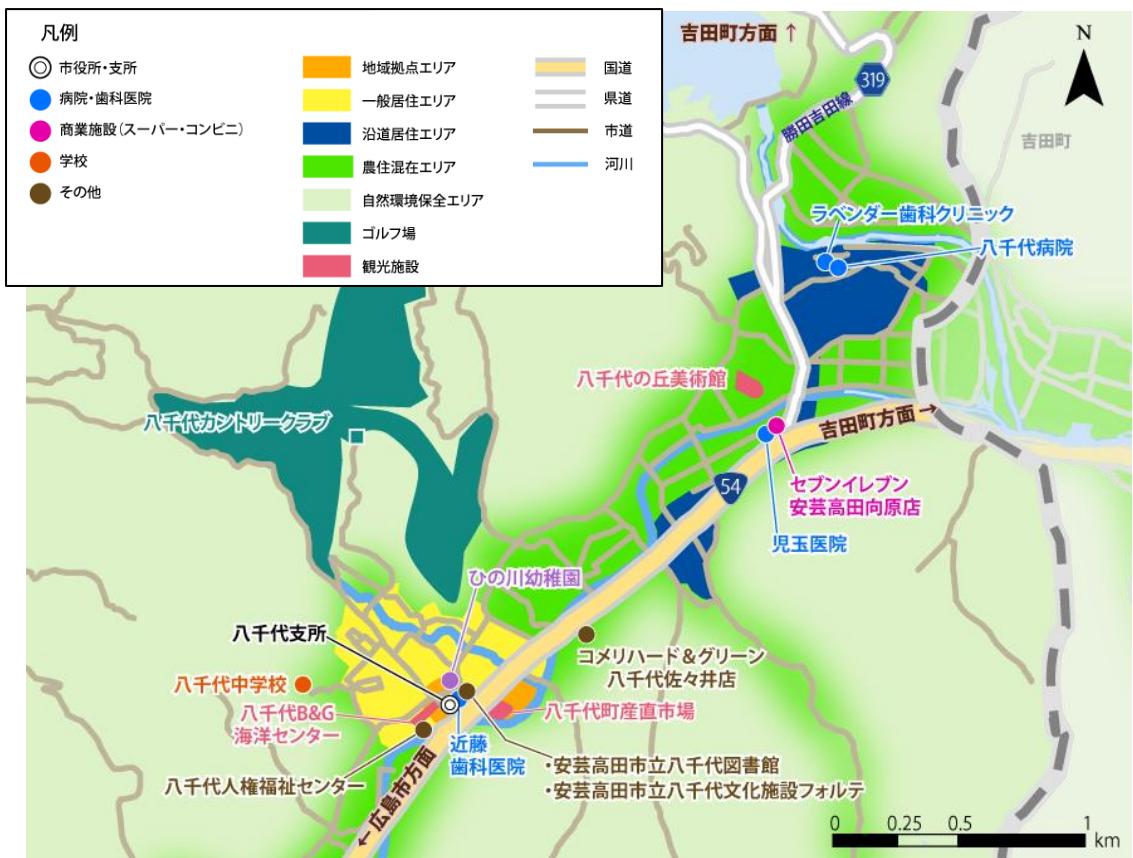


図 5-10 エリアの拡大図（A：八千代支所周辺）

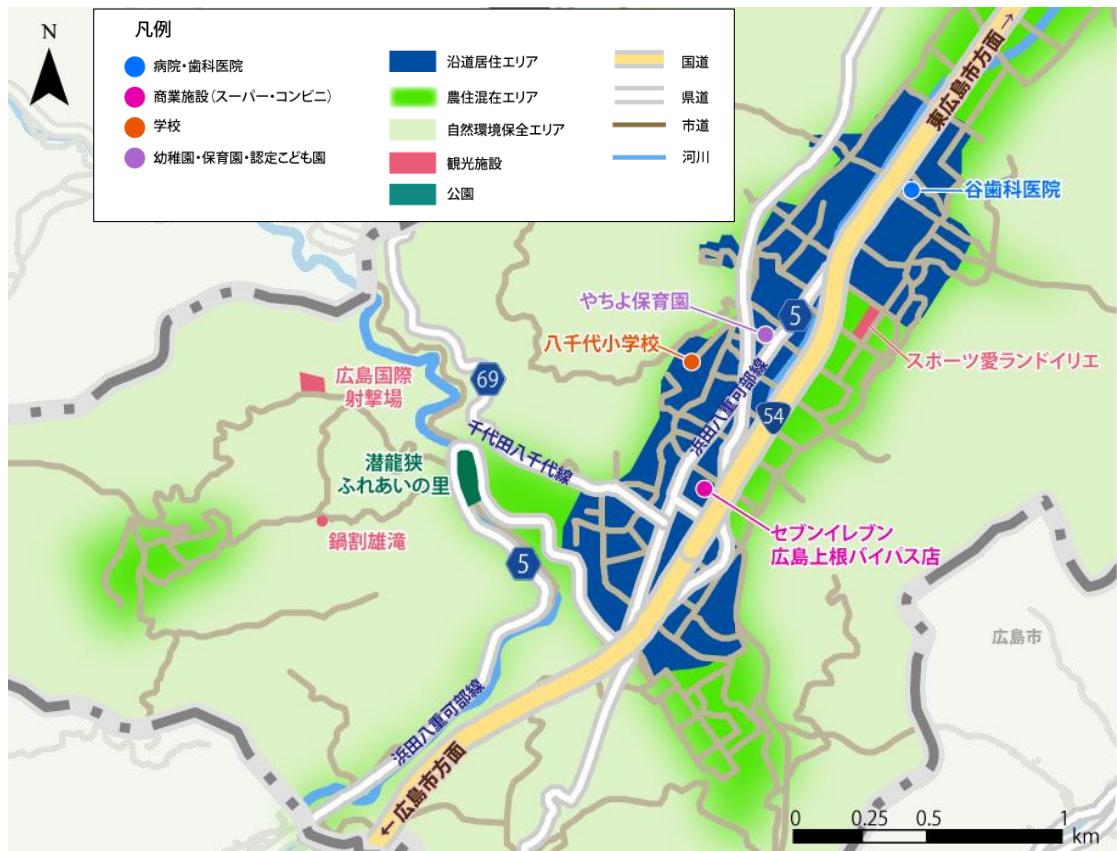


図 5-11 エリアの拡大図（B：上根地区）

(3) 分野別の取組方針

① 土地利用

対象エリア		取組方針
住環境保全ゾーン	地域拠点エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 八千代支所を中心に、行政、文化、教育、商業等の都市機能がコンパクトに集約された都市構造の維持を図ります。
	一般居住エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点エリア周辺（佐々井地区）では、町の中心地まで歩いて向かうことができる低密な居住環境の保全を図ります。
自然共生ゾーン	沿道居住エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 国道 54 号と県道 5 号の交差点周辺（勝田地区）では、幹線道路の沿道を中心とした交通アクセスのよい居住環境の保全を図ります。 町南部（上根地区）においては、広島市方面も含めた充実したアクセス環境を活かし、快適な居住環境の形成を目指します。
	農住混在エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 下根地区などの農村集落においては、農業施策との連携を図りながら生活環境の維持・向上に努めます。
	自然環境保全エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 土師ダム周辺をはじめとした江の川の流域においては、既存の自然環境の保全を図ります。

② その他

分野		取組方針
交通	道路網	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域連携軸や地域間連携軸を担う国道54号をはじめとして、近隣地域や市街地部と山間部との連絡性を確保するため、幹線道路などの機能整備・拡充を図ります。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 吉田町と広島市を結ぶ上根・吉田線などの広域路線バスをより有効に活用できるよう、主要施設への乗り入れなどによる交通結節点の機能強化を検討します。 ● また、地域内のデマンド交通であるお太助ワゴンも活用しつつ、自家用車による移動が困難な住民でも不便なく生活できる公共交通体系の維持を目指します。
都市環境・景観		<ul style="list-style-type: none"> ● 土師ダム周辺のスポーツランドやサイクリングターミナル、ハ千代カントリークラブなどの施設を活用し、スポーツ拠点として市内外からの来訪客の誘致を促進します。 ● また、土師ダム湖畔の眺望を楽しみながらの散策や、レンタサイクル等のアクティビティを活用した観光利用を促進します。
防災	水害	<ul style="list-style-type: none"> ● 篠ノ川に隣接する国道54号沿道に既存の建物用地が広がっていることから、洪水対策を中心に検討していきます。 ● ハード面での対策に加え、ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知や避難訓練の実施など、ソフト面での災害対策についても、地域の関係者等と連携して充実を図ります。
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が既存の建物用地に近接していることから、災害リスクの低い場所への移転促進や災害リスクの周知等の取組を推進します。
地域活性化		<ul style="list-style-type: none"> ● 広島市に近い地理的環境を活かし、都心部までアクセス可能な田園地域として地域外からの移住者の確保を図ります。 ● また、土師ダムなどを訪れる観光客や、国道54号を利用する通過交通の立ち寄り需要などへの対応を通して、交流人口も巻き込んだ地域活性化を推進します。

5-4 美土里町

(1) 地域の現況と課題

美土里町は本市の北西部に位置しており、南東端には本市の広域的な交通結節点の1つである中国自動車道高田ICが立地しています。自然環境の中に道の駅や史跡・文化財等の観光資源が点在しています。

建物用地は、支所や高田ICの周辺、国道433号沿いなどに点在しています。

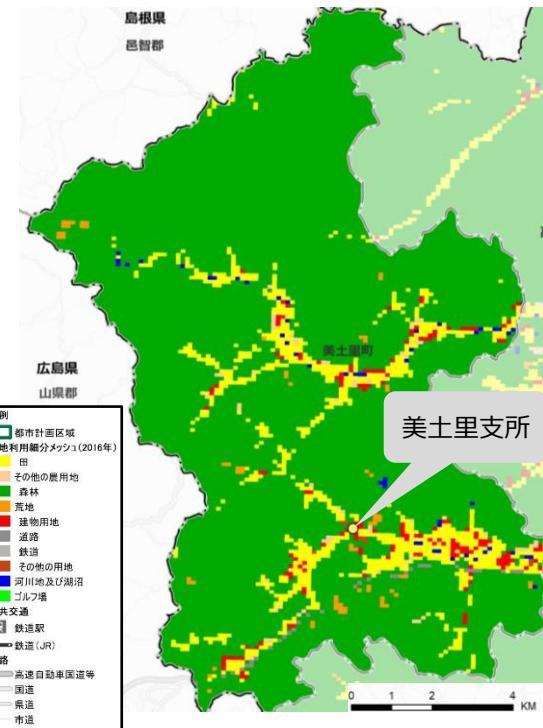


図 5-12 美土里町の土地利用

町内では人口減少が進行しており、2045年には2015年に比べ約1,000人減少すると見込まれています。

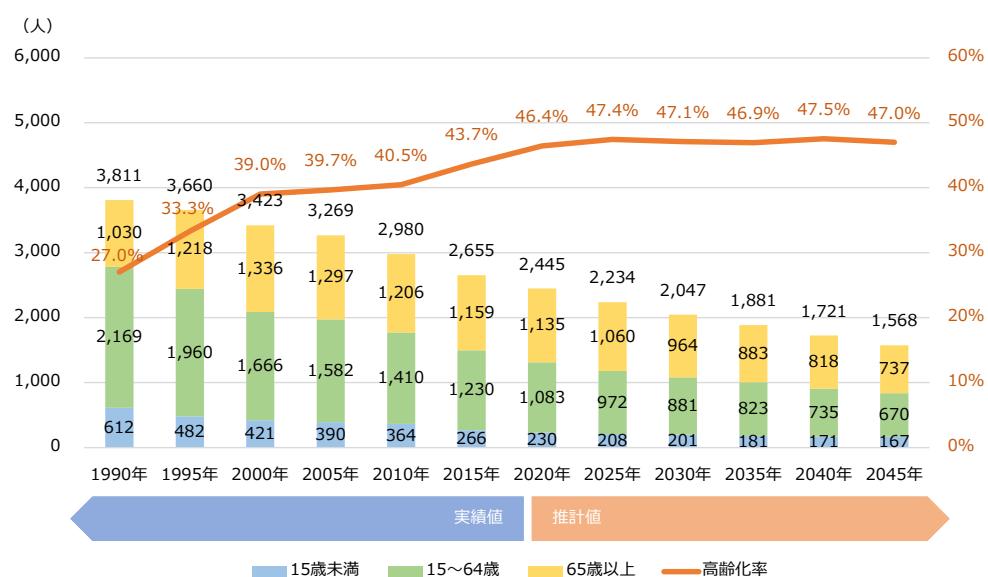


図 5-13 美土里町の人口推移

そのほか、現況分析や市民アンケートの内容を町別に分析した結果を踏まえ、地域の現況と問題点、および町の強みと課題を次のとおり整理しました。

		地域の現況と問題点	町の強みと課題
町の現況	人口	<ul style="list-style-type: none"> 人口は 1990 年から減少の一途をたどり、今後も減少見込みであるほか、高齢化率は 40%以上で高止まりが見込まれる。 町内の広範囲に居住地が分散しており、その多くが人口密度 20 人 /ha 未満となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や高齢化率の高止まりが見込まれる中、地域コミュニティの維持・強化や都市機能の維持に向け、コンパクトなまちづくりの推進が必要である。
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 建物用地が集約されておらず、森林地帯を除く広範囲に点在している。 都市機能については、行政、医療、商業、保育などの多くの機能が美土里支所周辺に集約されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住地の分散により、支所周辺の都市機能の維持が困難となることが懸念され、その対策が必要である。
	交通	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関として、美土里支所を拠点にお太助バスが運行されているほか、端末交通はお太助ワゴンやところこ便によりカバーされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能が集約されている支所周辺を中心に、良好なアクセス環境を維持・充実させることが求められる。
	防災	<ul style="list-style-type: none"> 他町に比べ、災害リスクの高いエリアと居住エリアは分離されているが、一部災害リスクの高いエリアへの居住がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクの低いエリアへの居住誘導による安心・安全なまちづくりが求められる。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 神楽門前湯治村や道の駅「北の関宿 安芸高田」では、コロナ禍前の 2017 年から 2019 年にかけて利用者が減少している。 1 人当たりの道路・橋梁延長は市全体の平均値の 2 倍以上である。 下水道は農業用のみが整備されており、処理面積は市内 6 町で最も小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統芸能の伝承や地域活性化に向け、町内の観光資源の PR が必要である。 インフラ施設を将来にわたって維持できるよう、効率的な維持管理のための施策検討が必要である。
	市民アンケート調査	<th data-cs="2" data-kind="parent"></th> <th data-kind="ghost"></th>	
市民アンケート調査	生活行動	<ul style="list-style-type: none"> 買い物・通院等の多くの移動需要が、吉田町の施設で賄われている。 図書館・文化ホール等の利用については、町内施設利用者の 2 倍以上が吉田町の施設を利用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に必要な都市機能と、吉田町などの他地域まで移動して利用する都市機能の棲み分けを通じた、必要機能を維持するための適正配置の検討が必要である。
	住民意向	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化により影響が生じると困ることとして、地域コミュニティの維持ができなくなることへの懸念が他町に比べて多い。 まちづくりの方針として、農林水産業の振興や環境への配慮を重視する割合が、他町に比べて高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業や地域コミュニティの維持・充実のため、人口密度を一定程度に維持する必要がある。 また、町の豊かな自然環境に配慮したまちづくりの推進が求められる。

(2) 目指すテーマと地域の将来構造

地域の現況と問題点、および町の強みと課題を踏まえ、美土里町のまちづくりで目指すテーマを次のとおり設定します。

美土里町の
目指すテーマ

市内外からの交流を生む
自然と調和したまちづくり

また、地域の将来構造として、次のとおりエリア設定を行います。

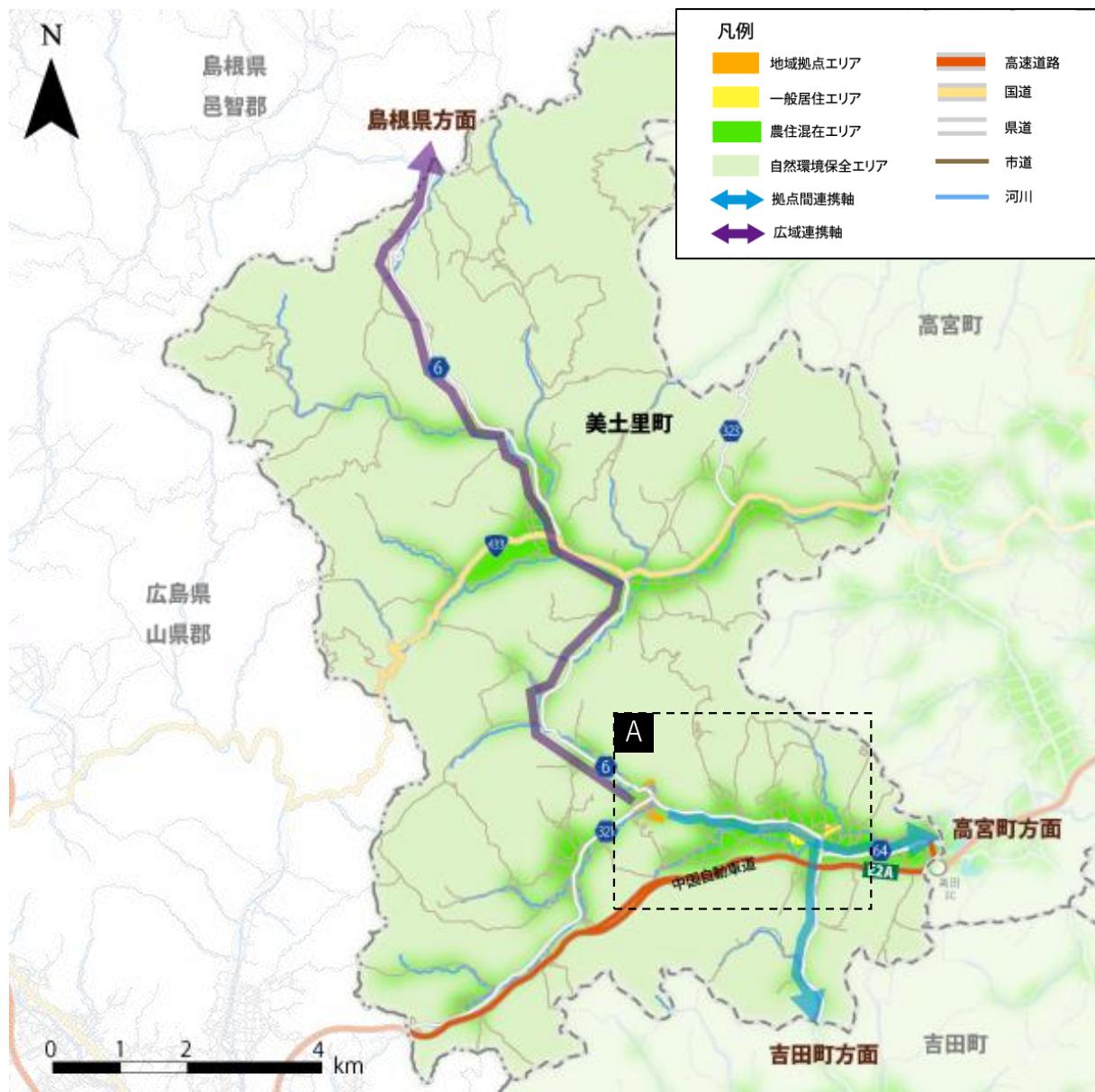


図 5-14 美土里町におけるエリア設定



図 5-15 エリアの拡大図（A：美土里支所周辺）

(3) 分野別の取組方針

① 土地利用

対象エリア		取組方針
住環境 保全 ゾーン	地域拠点 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 美土里支所を中心に、行政、医療、教育、商業等の都市機能がコンパクトに集約された都市構造の維持を図ります。 また、医療や商業といった民間事業者が運営主体となる都市機能が将来的に維持できるよう、エリア内における人口密度の維持を図ります。
	一般居住 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 横田地区では、美土里支所周辺や吉田町方面との交通アクセスの維持・強化により、低密で暮らしやすい居住環境の保全を図ります。
自然 共生 ゾーン	農住混在 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 北地区をはじめとした町内の農村集落においては、農業施策との連携を図りながら生活環境の維持・向上に努めます。 高田 IC周辺においては、道の駅「北の関宿安芸高田」について、交通結節点や身近な商業施設としての機能維持・強化を図ります。
	自然環境 保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> 町内の河川流域や森林周辺においては、既存の農地などの自然環境の保全を図ります。

② その他

分野		取組方針
交通	道路網	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路である中国自動車道や国道433号、県道6号等をはじめ、近隣地域や市街地部と山間部との連絡性を確保するため、町内外の市街地や集落間を結ぶ道路網の整備を進めます。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> 美土里支所や道の駅「北の関宿安芸高田」を、高速バスやお太助バス・お太助ワゴンの交通結節点として位置づけ、乗り継ぎ利便性の向上を図ります。 また、智教寺振興会が運行するとろっこ便のような自家用有償旅客運送等の制度も活用しつつ、自家用車による移動が困難な住民でも不便なく生活できる公共交通体系の維持を図ります。
都市環境・景観		<ul style="list-style-type: none"> 美土里総合運動公園をはじめとした町内の公園・緑地空間を、住民や観光客の憩いの場として活用します。 神楽門前湯治村や道の駅「北の関宿安芸高田」、松尾城跡をはじめとした史跡・文化財等の観光資源を活用し、市内外からの観光による来訪・交流人口の増加を促進します。
防災	水害	<ul style="list-style-type: none"> 他町に比べると水害リスクの低い居住環境が広がっている一方、生田川や本村川の流域で、最大5m以上（想定最大規模）の洪水による浸水リスクが見込まれることから、水害リスクと居住環境が近接する範囲において、ハード・ソフト両面からの対策を重点的に検討します。
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が町内の幹線道路沿いなどに広がっていることから、居住環境への対策に加え、土砂災害による交通網への被害を想定した対策についても検討します。
地域活性化		<ul style="list-style-type: none"> 神楽に代表される町の文化資産を将来に残すことができるよう、町内の観光資源を活用し、市内外からの観光による来訪・交流人口の増加を促進します。 また、地域振興会等の地元団体による活動支援などを通し、人口減少下でも地域コミュニティを維持・強化することで、住民同士が支えあって生活できる環境形成を図ります。

5-5 高宮町

(1) 地域の現況と課題

高宮町は本市の北東部に位置しており、江の川等を挟んで三次市に隣接しています。

支所周辺に加え、川根地区などの平地や川沿いにも田畠や集落が点在しており、他地域に比べ、建物用地や田などの農用地が広く点在しています。

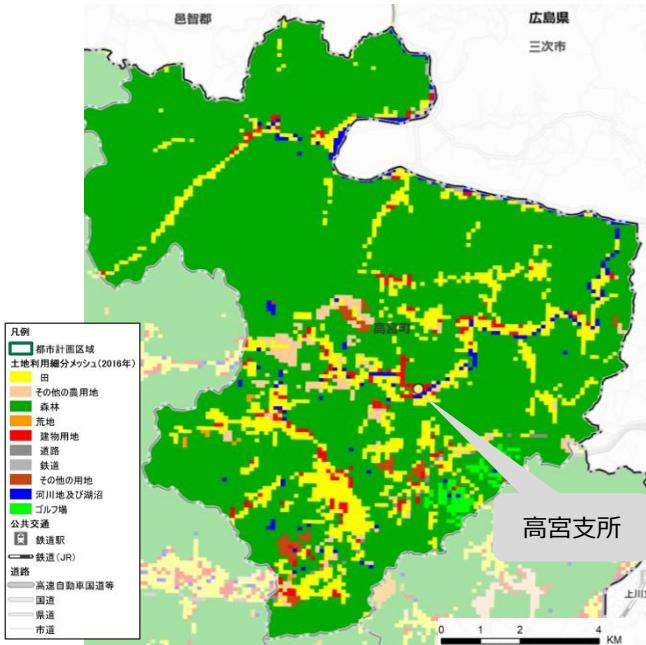


図 5-16 高宮町の土地利用

人口については、2000 年時点で高齢化率が 4 割を超えており、2025 年には 5 割に達する見込みです。

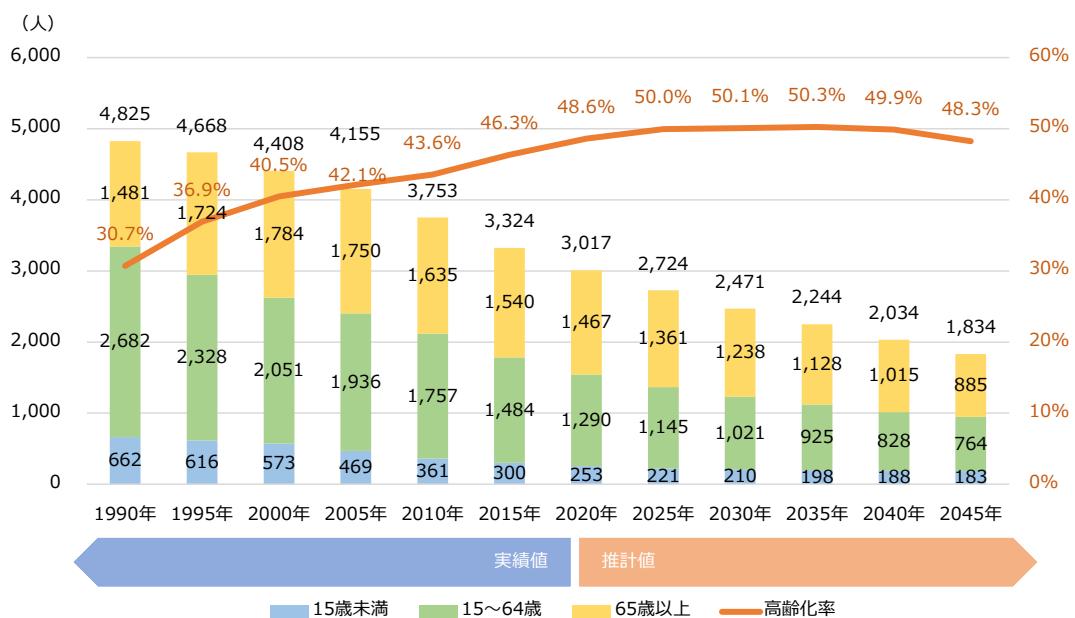


図 5-17 高宮町の人口推移

そのほか、現況分析や市民アンケートの内容を町別に分析した結果を踏まえ、地域の現況と問題点、および町の強みと課題を次のとおり整理しました。

		地域の現況と問題点	町の強みと課題
町の現況	人口	<ul style="list-style-type: none"> 人口は 1990 年から減少の一途をたどり、今後も減少見込みであるほか、高齢化率は 2025 年には 5 割に達する見込みである。 町内の広範囲に居住地が分散しており、川根地区を除くほとんどの範囲が人口密度 20 人/ha 未満となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や高齢化率の高止まりが見込まれる中、地域コミュニティの維持・強化や都市機能の維持に向け、コンパクトなまちづくりの推進が必要である。
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 建物用地が集約されておらず、森林地帯を除く広範囲に点在している。 福祉など一部の都市機能が、高宮支所周辺以外にも分散している。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物用地が点在しており、高齢化率の高止まりも踏まると、管理不全空き家をはじめとした空き家の将来的な増加が懸念される。
	交通	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関として、幹線輸送を担うお太助バスのほか、端末輸送を担うお太助ワゴンやもやい便が運行されている。 高速道路の IC が近く、高速バス乗り場も町内に存在している。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住地から高宮支所周辺や吉田町・三次市などの拠点地域への、アクセス環境の維持・充実が必要である。
	防災	<ul style="list-style-type: none"> 支所周辺など、高齢人口密度の高いエリアの一部が、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域と重なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者をはじめとした住民が安心して暮らせる居住環境の整備・誘導が必要である。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 町内の観光資源であるたかみや湯の森では、コロナ禍前の 2017 年から 2019 年にかけて利用者が増加している。 1 人当たりの橋梁延長は市内 6 町で最も高い値となっている。 下水道は農業用のみが整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化に向けて、町内の観光資源を活用した交流人口の確保が有効と考えられる。 インフラ施設を将来にわたって維持できるよう、効率的な維持管理のための施策検討が必要である。
	生活行動	<ul style="list-style-type: none"> 買い物・通院等の多くの移動需要が、吉田町や市外に依存している。 日常的な医療需要の一部は、甲田町内でも賄われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に必要な都市機能と、吉田町などの他地域まで移動して利用する都市機能の棲み分けを通じた、必要機能を維持するための適正配置の検討が必要である。
市民アンケート調査	住民意向	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に今の居住地に「住み続けたい」もしくは「どちらかといえば住み続けたい」とする住民の割合は、市内 6 町で最も高い。 人口減少・少子高齢化により影響が生じると困ることとして、地域コミュニティの維持ができなくなることを懸念する住民が他の町に比べて多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 今の居住地に住み続けたい地域住民が将来にわたって住み続けられるよう、地域コミュニティの維持・強化に向けた取組を充実させることが必要である。

(2) 目指すテーマと地域の将来構造

地域の現況と問題点、および町の強みと課題を踏まえ、高宮町のまちづくりで目指すテーマを次のとおり設定します。

高宮町の
目指すテーマ

地域コミュニティの強化による 持続可能なまちづくり

また、地域の将来構造として、次のとおりエリア設定を行います。

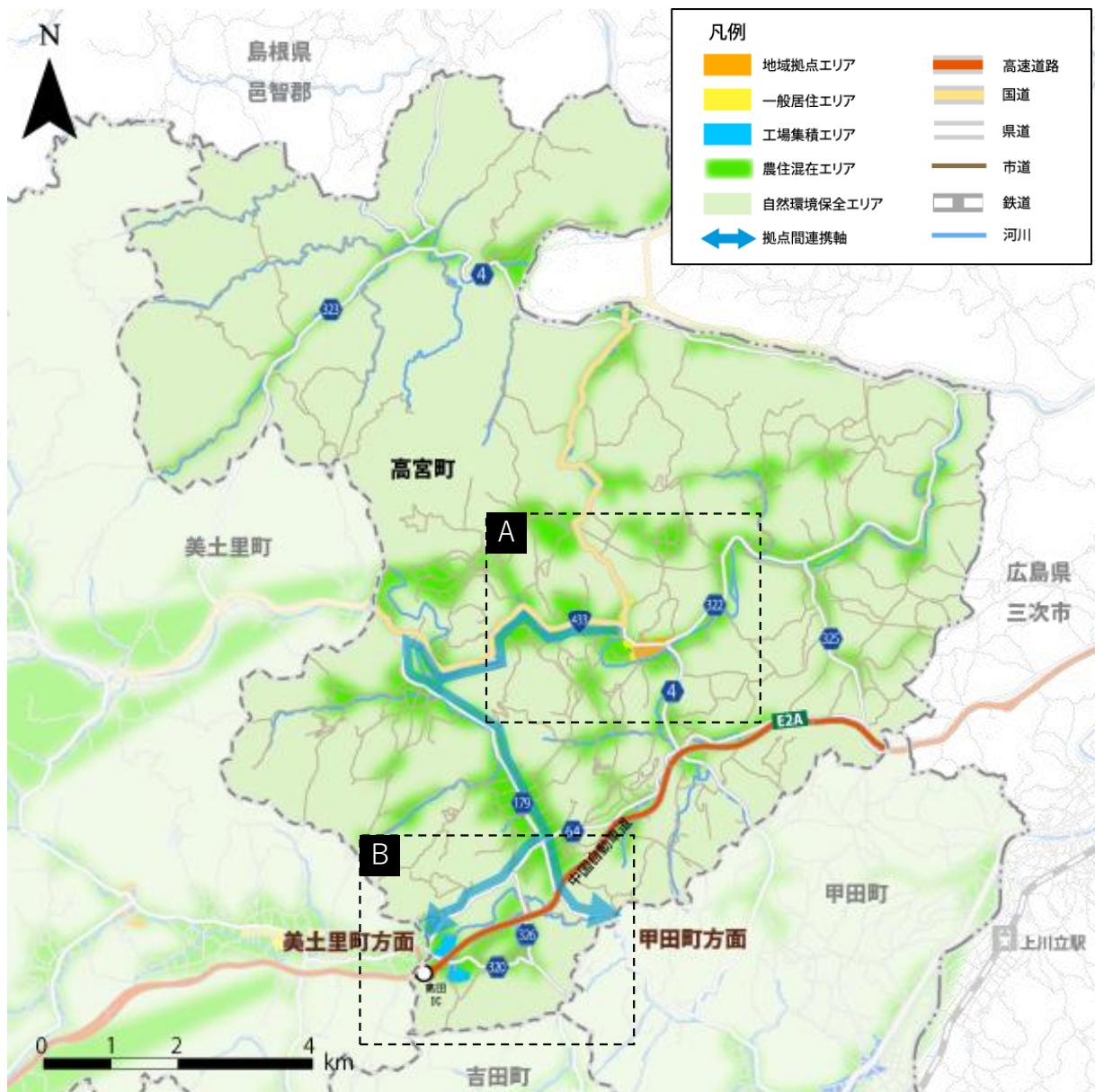


図 5-18 高宮町におけるエリア設定



(3) 分野別の取組方針

① 土地利用

対象エリア		取組方針
住環境 保全 ゾーン	地域拠点 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高宮支所を中心に、行政、文化、医療、教育、商業等の都市機能がコンパクトに集約された都市構造の維持を図ります。
	一般居住 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域拠点エリア内にある医療、商業等の民間運営の都市機能が将来的に維持できるよう、エリア内における人口密度の維持を図ります。
自然 共生 ゾーン	工業集積 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高田 IC 周辺では、既存の工場群の集積を図り、住工分離による良好な都市環境の形成を目指します。
	農住混在 エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川根地区や原田地区をはじめとした町内の農村集落においては、農業施策との連携を図りながら、獣害の無い美しい農村地帯の再生と生活環境の維持・向上に努めます。 ● 特に、県が整備を進める羽佐竹大規模農業団地については、本市が誇る農業先進地としての整備推進に加え、地域の雇用の場としても活用を促進します。
	自然環境 保全エリア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内の河川流域や森林周辺においては、既存の農地などの自然環境の保全を図ります。

② その他

分野		取組方針
交通	道路網	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路である中国自動車道や国道433号、県道4号等をはじめ、近隣地域や市街地部と山間部との連絡性を確保するため、町内の集落間を結ぶ道路網の整備を進めます。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> 町の中心である高宮支所をお太助バス・お太助ワゴンの交通結節点として位置づけ、自宅から地域拠点、地域拠点から吉田町や市外等への乗り継ぎ利便性の向上を図ります。 広島市中心部までの移動が可能な高速バス乗り場を活用するため、高速バスと町内交通の乗り継ぎ利便性の向上を図ります。 端末交通については、川根振興協議会が運行するもやい便のような自家用有償旅客運送等の制度も活用しつつ、自家用車による移動が困難な住民でも不便なく生活できる公共交通体系の維持を図ります。
都市環境・景観		<ul style="list-style-type: none"> 安芸のはやし田や、町内のゴルフ場、キャンプ場など、地域の自然・文化資源による観光資源を活用し、市内外からの観光による来訪・交流人口の増加を促進します。 神楽に代表される伝統文化や、国内で有数のオフロードレース場・県内屈指のオンロードレース場などを、町の観光資源として活用します。
防災		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、洪水による浸水想定区域が町内の幹線道路沿いなどに広がっており、居住環境への対策に加え、土砂災害や水害による交通網への被害を想定した対策についても検討します。
地域活性化		<ol style="list-style-type: none"> ① 神楽やはやし田に代表される、伝統文化・田園文化の保存継承 ② 主要産業としての農業の維持・技術向上、働き手の確保 ③ 地域コミュニティ活動の活性化 <p>の3点を通し、美しい田園地帯の創造を図ります。</p>

5-6 甲田町

(1) 地域の現況と課題

甲田町は本市の東部に位置しており、甲立駅や支所の周辺をはじめ、国道54号やJR芸備線沿いを中心に建物用地が広がっています。

町内には病院・診療所が他町に比べて充実しており、他町から甲田町に通院する市民も多くいます。

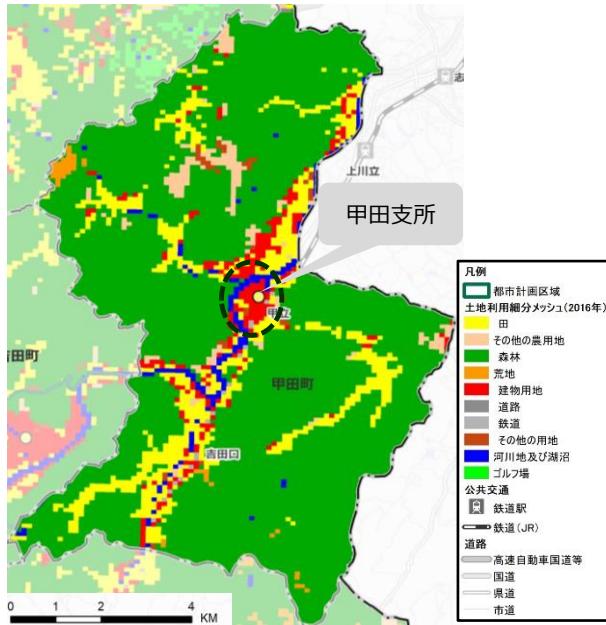


図 5-21 甲田町の土地利用

町内の人口は1990年以降減少が続いている一方、高齢人口（65歳以上）は2020年まで増加を続けており、高齢化率も急速に増加しています。

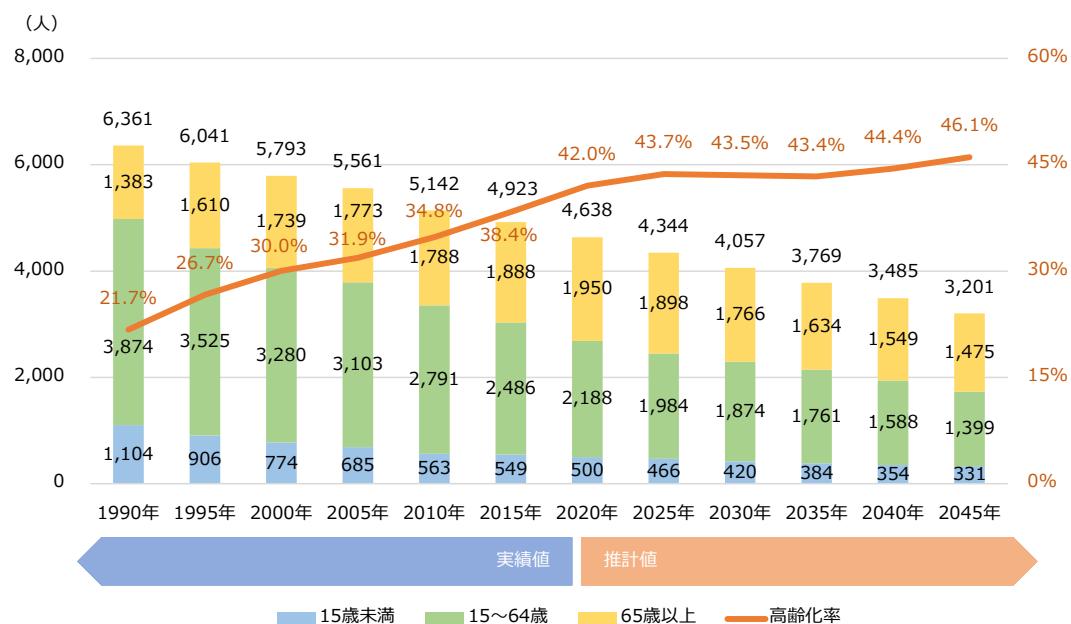


図 5-22 甲田町の人口推移

そのほか、現況分析や市民アンケートの内容を町別に分析した結果を踏まえ、地域の現況と問題点、および町の強みと課題を次のとおり整理しました。

		地域の現況と問題点	町の強みと課題
町の現況	人口	<ul style="list-style-type: none"> 人口は 1990 年から減少の一途をたどり、今後も減少見込みである一方、高齢人口は増加しており、高齢化率は 2045 年には約 46%となる見込みである。 甲田支所周辺のほか、国道 54 号や JR 芸備線沿いを中心に居住者が分布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたって地域コミュニティや町内の都市機能を維持するため、特に甲田支所・甲立駅周辺を中心としたコンパクトなまちづくりの推進が必要である。
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 建物用地は甲田支所の周辺を中心に広がっているほか、国道 54 号や JR 芸備線沿いに広く点在している。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少が見込まれる中、地域全体として良好な居住環境を維持するためのまちづくり方針を設定する必要がある。
	交通	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関として、JR 芸備線や広域路線バスにより、吉田町や三次市、広島市方面へのアクセスが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 立地条件を活かし、市内外への良好なアクセス環境を維持・充実させることが求められる。
	防災	<ul style="list-style-type: none"> 甲田支所周辺では洪水浸水想定区域が、吉田口駅周辺では土砂災害警戒区域が、それぞれ高齢人口密度の高い区域と重なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者をはじめとした住民が安心して暮らせるよう、災害リスクの低い居住環境の構築、および災害リスクの低い区域への居住誘導が必要である。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ハンドボールが盛んで、全国レベルの実業団チームなどが存在する。 1 人当たりの道路・橋梁延長や下水道処理面積の値は市全体の平均値よりやや小さいが、2010 年から 2045 年にかけて約 2 倍になる見込みである。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化に向けて、町内の観光資源を活用した交流人口の確保が有効と考えられる。
	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 買い物行動や総合病院機能については、吉田町や市外の施設に依存する割合が高い。 一方、日常的な通院需要は約 7 割が町内で賄われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な生活に必要な買い物・通院施設等を維持・充実させることで、将来にわたって快適な居住環境を形成することが求められる。
		<ul style="list-style-type: none"> 現在の居住環境に対して「満足している」または「まあまあ満足している」とする住民の割合が市内 6 町で最も高い。 人口減少・少子高齢化により影響が生じると困ることとして、スーパー等の店舗の撤退を懸念する住民が他の町に比べて多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点地域を中心とした現状の都市機能を維持し、将来にわたって良好な居住環境を確保することが求められる。

(2) 目指すテーマと地域の将来構造

地域の現況と問題点、および町の強みと課題を踏まえ、甲田町のまちづくりで目指すテーマを次のとおり設定します。

甲田町の
目指すテーマ

医療やスポーツを通した
いきいきと暮らせるまちづくり

また、地域の将来構造として、次のとおりエリア設定を行います。

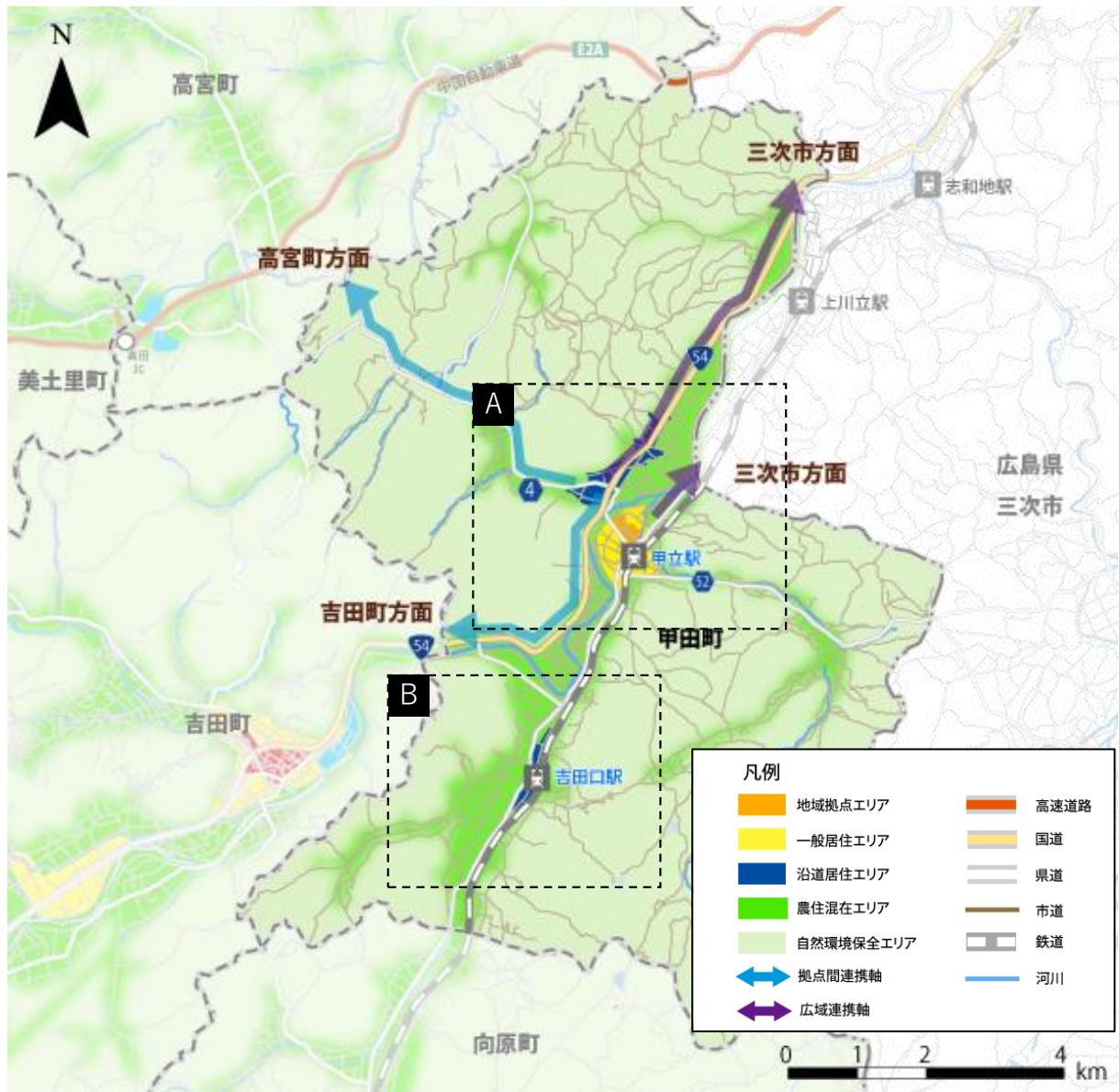


図 5-23 甲田町におけるエリア設定



図 5-24 エリアの拡大図 (A: 甲田支所周辺)

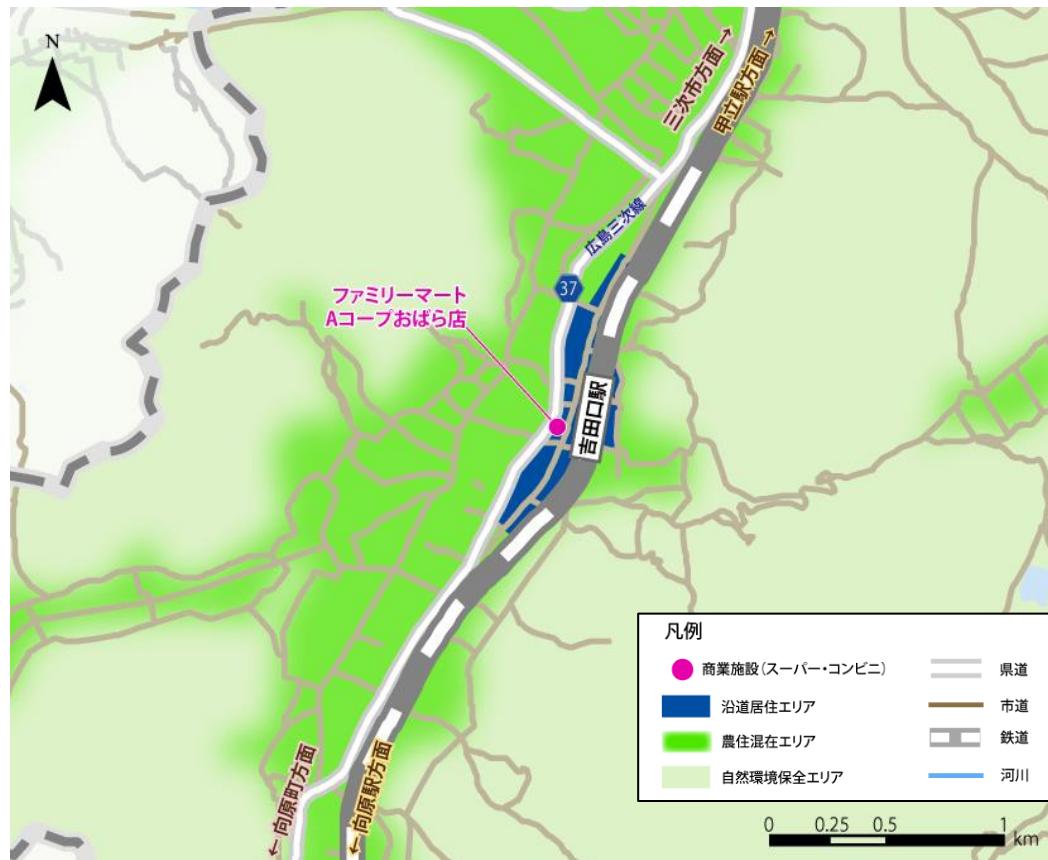


図 5-25 エリアの拡大図 (B: 吉田口駅周辺)

(3) 分野別の取組方針

① 土地利用

対象エリア		取組方針
住環境 保全 ゾーン	地域拠点 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 甲立駅から支所周辺にかけてのエリアを中心に、行政、医療、文化、金融、商業、業務等の拠点機能を集約し、徒歩圏内に生活に必要な施設が集約された都市構造の形成を目指します。
	一般居住 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点エリア以外の江の川とJR芸備線に囲まれたエリアにおいては、水害リスクの少ない範囲において居住環境の維持・充実を図ります。
自然 共生 ゾーン	沿道居住 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 国道54号沿道においては、広域移動ニーズや点在する工場等と住宅等の居住環境との共存に向け、適切な土地利用の誘導を図ります。 吉田口駅周辺では、交通利便性の周知等を通し、現状規模の居住環境の維持を図ります。
	農住混在 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 甲立駅東側エリアなどの町内の農村集落においては、農業施策との連携を図りながら生活環境の維持・向上に努めます。
	自然環境 保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> 江の川や戸島川の周辺エリア等については、災害リスクを考慮しつつ、既存の農地などの自然環境の保全を図ります。

② その他

分野		取組方針
交通	道路網	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域連携軸や地域間連携軸を担う国道54号や県道37号を中心に、近隣地域や市街地部と山間部との連絡性を確保するため、幹線道路などの機能整備・拡充を図ります。 ● また、地域拠点エリア内を中心に街路整備を行い、歩車共存が可能で安全な道路環境の整備を推進します。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 広島市や三次市への主要な移動手段であるJR芸備線と、吉田町から市外へ向かう広域路線バス（高田南部線・三次吉田線・上根吉田線）の連携・棲み分けにより、公共交通網の強化を図ります。 ● また、甲立駅を中心に、鉄道・広域路線バスとお太助バス・お太助ワゴンの乗り継ぎ強化を図ります。
都市環境・景観		<ul style="list-style-type: none"> ● 町内に3箇所存在する多目的広場・スポーツ広場や、湧永満之記念庭園等をはじめとした町内の公園・緑地空間を、住民や観光客の憩いの場として活用します。 ● 甲立古墳や日野家住宅をはじめとした文化資源を活用し、地域内外の周遊観光を促進します。
防災	水害	<ul style="list-style-type: none"> ● 甲田支所周辺をはじめ、江の川や戸島川の流域で洪水による浸水リスクがあるため、国や県と連携した河川整備や避難場所の整備、特に災害リスクが高いエリアからの移転の促進などのハード面での対策を推進します。 ● また、ハザードマップや避難場所の周知、避難訓練の実施など、ソフト面での災害対策についても充実を図ります。
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が山間部の集落周辺などに広がっていることから、災害リスクの低い場所への移転促進や災害リスクの周知等の取組を推進します。
地域活性化		<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢でも健康で充実した生活を送ることができるよう、スポーツイベント等の地域コミュニティ活動の充実を通して住民の健康増進を図ります。 ● また、JR芸備線を活用し、三次市などからの交流人口の確保を図るとともに、町内での雇用の場の創出に向けた取組を行います。

5-7 向原町

(1) 地域の現況と課題

向原町は本市の南東部に位置しており、南西端は広島市に接しています。都市構造としては、JR芸備線沿線の狭い範囲を中心には建物や田畠が立地し、多くの都市施設が向原駅周辺に集約された、コンパクトなまちなみが形成されています。

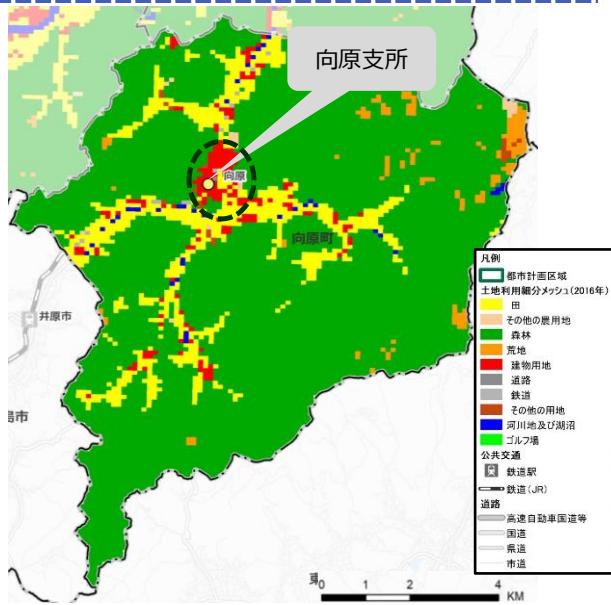


図 5-26 向原町の土地利用

町内的人口推移としては、特に生産年齢人口（15～64 歳）が急激に減少しており、1990 年から 2045 年の間で約 7 割減少見込みです。

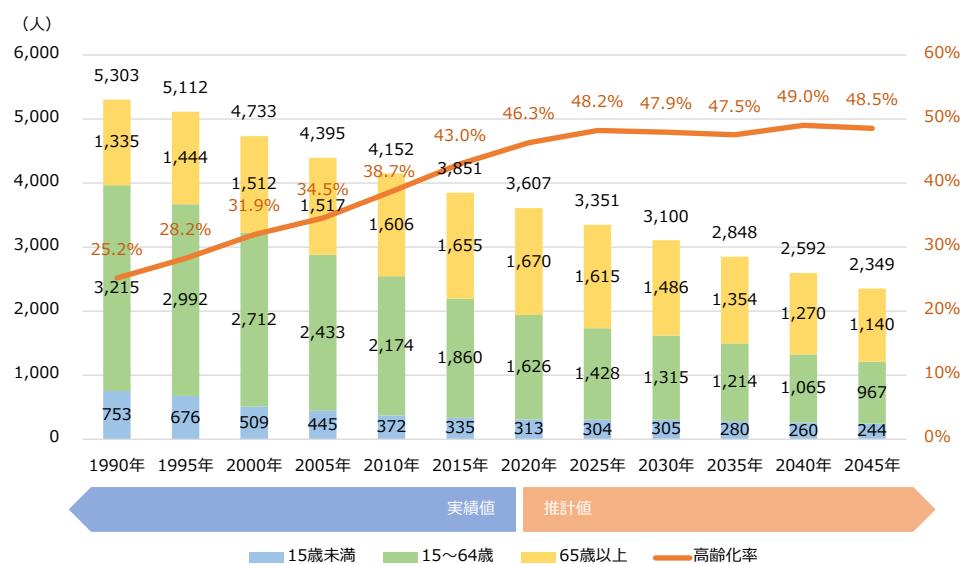


図 5-27 向原町の人口推移

そのほか、現況分析や市民アンケートの内容を町別に分析した結果を踏まえ、地域の現況と問題点、および町の強みと課題を次のとおり整理しました。

		地域の現況と問題点	町の強みと課題
町の現況	人口	<ul style="list-style-type: none"> 人口は 1990 年から減少の一途をたどり、特に生産年齢人口（15～64 歳）は 2045 年までに約 7 割減少する見込みであるほか、高齢化率は 45% 以上で高止まりする見込みである。 特に支所南西部の一部区域（保垣地区）では、高齢化率 55% 以上の範囲も見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や高齢化率の高止まりが見込まれる中、地域コミュニティの維持・強化や都市機能の維持に向け、コンパクトなまちづくりの推進が必要である。
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 建物用地や各種都市機能（行政、医療、商業、保育等）は、一部を除き向原支所の周辺に比較的集約されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能がコンパクトに集約された、住みやすい都市構造の維持が求められる。
	交通	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関として、JR 芸備線や広域路線バスで広島市方面等へアクセスが可能であるほか、お太助バスやお太助ワゴンも利用可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 立地条件を活かし、市内外への良好なアクセス環境を維持・充実させることが求められる。
	防災	<ul style="list-style-type: none"> 高齢人口密度が高いエリアの多くが、土砂災害警戒区域と重なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害リスク等を考慮し、高齢者をはじめとした住民が安心して暮らせる居住環境の構築および誘導が必要である。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 1 人当たりの道路・橋梁延長の値は市全体の平均値と同程度もしくはやや高い値であり、2020 年から 2045 年にかけて約 1.5 倍になる見込みである。 一方、1 人当たりの下水道処理面積は市全体の平均値の 2 倍以上であり、町別処理面積は公共下水道が整備されている吉田町の次に大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共インフラを将来にわたって維持できるよう、効率的な維持管理のための施策検討が必要である。
	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 買い物・通院等の多くの移動需要が、吉田町内や市外の施設に依存している。 日常的な医療需要の一部は、甲田町内でも賄われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な都市施設の充実や、市内外の都市施設を利用するためのアクセス環境の持続的な確保が必要である。
	住民意向	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化により影響が生じると困ることとして、公共交通の利便性低下を懸念する住民が他の町に比べて多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 立地条件を活かし、市内外への良好なアクセス環境を維持・充実させることが求められる。

(2) 目指すテーマと地域の将来構造

地域の現況と問題点、および町の強みと課題を踏まえ、向原町のまちづくりで目指すテーマを次のとおり設定します。

向原町の
目指すテーマ

コンパクトな居住環境による
暮らしやすいまちづくり

また、地域の将来構造として、次のとおりエリア設定を行います。

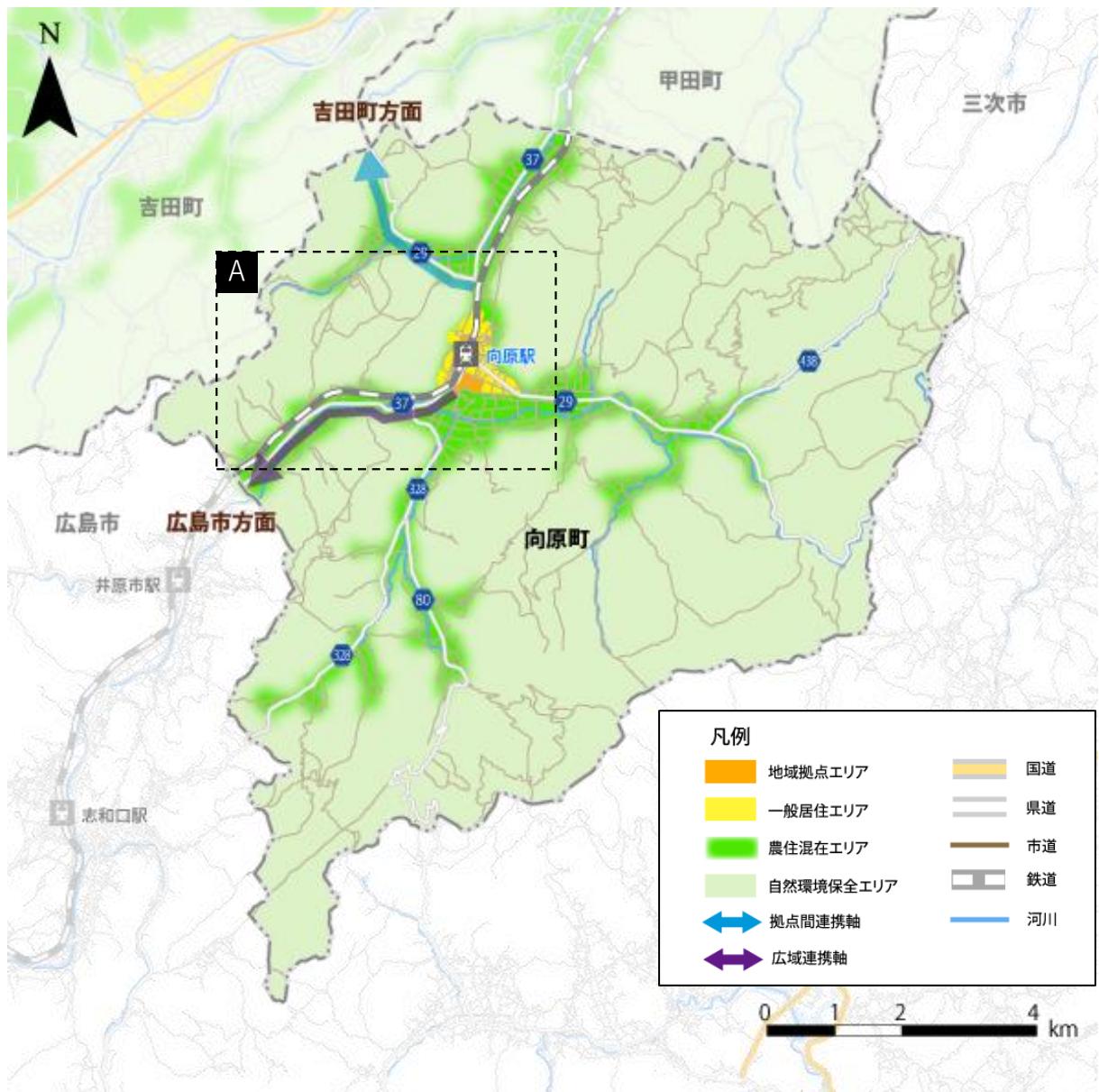


図 5-28 向原町におけるエリア設定



図 5-29 エリアの拡大図（A：向原支所周辺）

(3) 分野別の取組方針

① 土地利用

対象エリア		取組方針
住環境 保全 ゾーン	地域拠点 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 向原駅を中心としたコンパクトなエリアにおいて、行政、医療、金融、商業、業務といった、地域に必要な様々な都市機能の集約を図ります。 ● 特に、駅周辺の空き家や空き地などの低・未利用地の活用により、地域拠点にふさわしい賑わいあるまちなみの形成を進めます。
	一般居住 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 向原駅への徒歩圏内を中心に、既存生活サービス機能の維持に必要な人口密度の確保に加え、防災面等にも配慮した低密な居住環境の形成を図ります。
自然 共生 ゾーン	農住混在 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 県道37号沿道の集落エリア（長田地区、戸島地区）においては、広域移動ニーズに対応したコンビニや飲食店、工場などについて、住宅や農用地等の住民向け施設との共存に向け、適切な土地利用の誘導を図ります。 ● また、農村集落（有留地区、保垣地区、坂地区）においては、農業施策との連携を図りながら生活環境の維持・向上に努めます。
	自然環境 保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 三篠川・見坂川・有坂川の周辺などについては、既存の自然環境の保全を図ります。

② その他

分野		取組方針
交通	道路網	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域連携軸を担う県道37号を中心に、幹線道路の機能維持・強化を図ります。特に、東広島高田道路（向原～吉田間）については、本市の拠点間連携軸を担う重要な道路網として、広島県に対して早期整備を促進していきます。 ● また、県道37号が住環境保全ゾーンを東西に分割する形で位置していることから、通学路を中心に、歩行者などが安全で快適に通行できる道路空間の整備を図ります。
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 広島市や三次市、甲田町への主要な移動手段である、JR芸備線の利用促進を図ります。 ● また、地域拠点エリアに位置する向原駅を中心に、広域移動手段である鉄道・広域路線バス（志屋線）と、域内交通を担うお太助バス・お太助ワゴンの結節強化を図ります。
都市環境・景観		<ul style="list-style-type: none"> ● 向原運動広場については、本市全体からのスポーツ・イベント等での利用ニーズに対応した場として利用促進を図るほか、他の公園についても、住民の憩いの場として活用します。 ● 三條川・見坂川・有坂川等について、自然環境に配慮した河川空間づくりを図ります。
防災		<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、洪水による浸水想定区域が山間部や河川沿いの集落周辺などに広がっていることから、災害リスクの低い場所への移転促進やハザードマップによる災害リスクの周知等の取組を推進します。
地域活性化		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域振興会等の地域団体をはじめとした住民と行政が連携して、向原駅を中心としたコンパクトなまちづくりを推進します。 ● また、町内の豊かな自然環境を活用し、広島市等からの交流人口の確保を図るとともに、町内での雇用の場の創出に向けた取組などともあわせて、二拠点居住を含めた移住者の受け入れ強化を図ります。

第6章 立地適正化計画

6-1 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するために策定する計画であり、市町村マスターplanの高度化版という位置付けで、都市計画区域内を対象として都市機能誘導区域や居住誘導区域、誘導施設等を設定するアクションプランです。

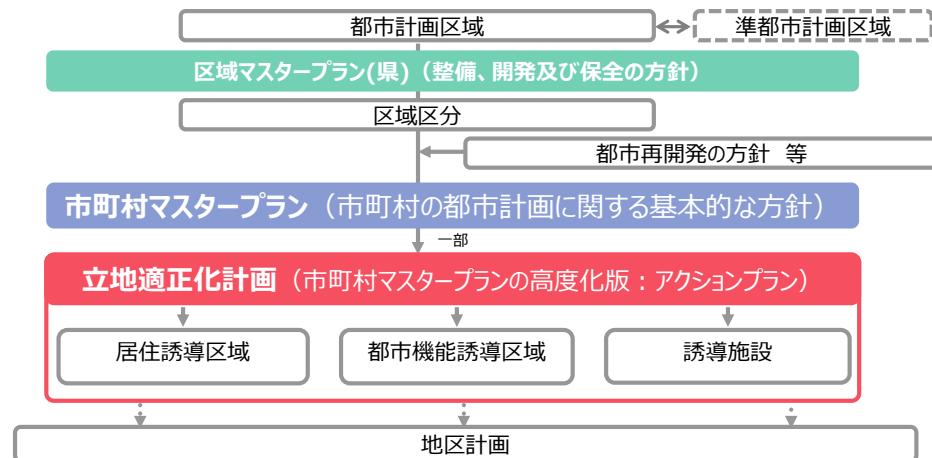


図 6-1 立地適正化計画の位置付け

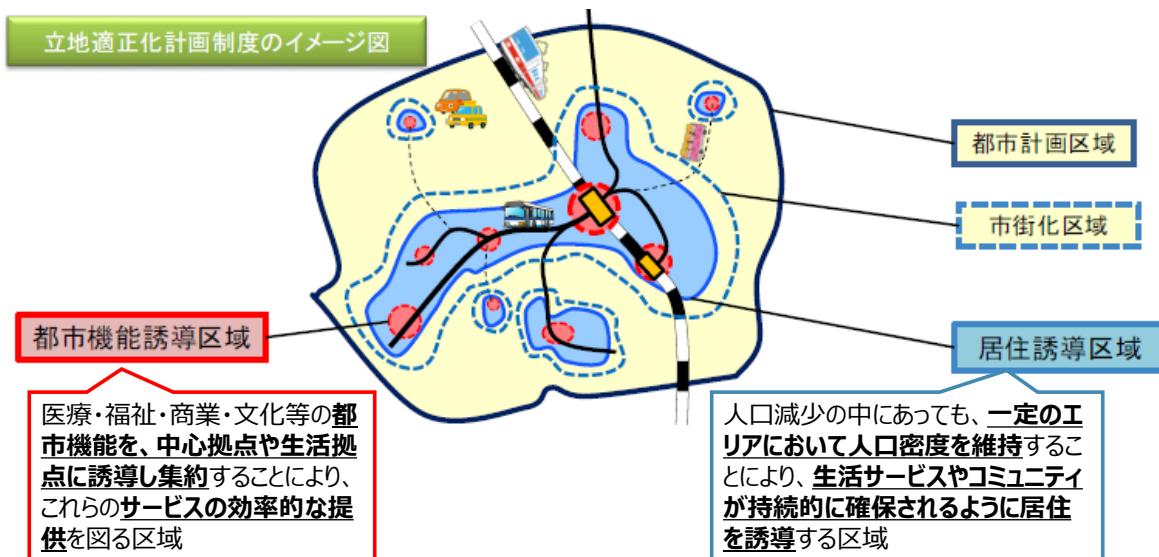


図 6-2 立地適正化計画制度のイメージ図

6-2 都市構造上の課題の整理

都市計画マスタープランで実施した本市の現況及び課題の整理の内容の中で、都市計画区域内に関するものが立地適正化計画における課題として該当します。以下に都市計画区域内に関する課題および目指すべきまちの方向性を示します。

① コンパクトな都市の構築

市街地の空洞化や都市のスプロール化により、吉田町内の中心部よりも都市計画区域の外側のほうが人口密度が高くなっています。人口減少により一定の人口規模を必要とする小売業をはじめとした生活サービス施設の維持や生活利便性の確保が困難となる可能性があります。住民の生活行動パターンを踏まえ、都市機能の配置の適正化を行うとともに、ニーズに応じた商業機能の強化が必要です。

② 安全・安心な居住環境の確保

特に高齢者は日常生活における移動が困難となることが予想されることから、高齢者が安全・安心・快適に生活できるような居住環境の確保が必要となります。

また、災害リスクに対し、都市施設の老朽化対策及び耐震化の推進、防災拠点の整備等、災害に強い都市基盤の整備のほか、災害リスクの低い区域への居住の誘導や、災害ハザードマップ等に基づくリスクの周知・啓発等のソフト対策の推進が求められます。

その他、現在放置されている空き家に対する対策や、今後空き家を増やさないための対策が必要です。

③ 交通アクセスの確保

高齢化の進行が見込まれる中、将来的に免許返納などにより移動困難者が増加する可能性があり、地域住民の都市機能への移動手段の確保が求められます。その中で、広電バスの吉田出張所が吉田町の中心部から外れたところに位置しているため、市役所近隣に移転させるなどにより交通結節点としての機能を向上し、交通アクセス性を高めることが必要です。

お太助ワゴン、お太助バスは赤字となっていることから、利用者のニーズに対応しつつ、公共交通の効率的な運用の検討が必要です。

また、観光客が本市に来訪しやすく、市内の観光地を巡りやすいような公共交通の整備が求められます。

テーマ		都市計画区域内の現況・解決すべき課題
町の現況	人口	<p><u>都市計画区域内より、吉田町内の都市計画区域の外側のほうが人口密度が高いエリアがある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の空洞化や<u>都市のスプロール化</u>により、生活水準の維持や生活利便性の確保が困難となる可能性があり、対策が必要である。 特に高齢者は日常生活における移動が困難となることが予想され、<u>高齢者が安全・安心・快適に生活できるような居住環境確保、アクセス環境の整備</u>が必要となる。
	土地利用	<p><u>都市計画区域外の吉田町に建物用地が広がっている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内に田や畑が広がっており基盤整備されていない状況と、都市計画区域外の宅地化の進行が相まって<u>都市のスプロール化</u>が発生しており、その対策が必要である。
	公共交通	<p><u>吉田出張所は多くの広域路線バスやお太助バス路線の発着点となっており、市内公共交通網の重要な結節点となっているが、吉田町中心部から外れており結節点としての機能は高くない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>交通結節点の利便性の確保</u>が求められる。 高齢化の進行が見込まれる中、将来的に免許返納などにより<u>移動困難者が増加</u>する可能性があり、<u>地域住民の足を引き続きカバー</u>し続けることが求められる。
	防災	<p><u>都市計画区域の広い範囲が浸水想定区域となっており、高齢化率の高い地域とも重なっている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>浸水想定区域付近の住民、特に高齢者の安全確保</u>に配慮する必要がある。 下水道整備などのインフラの耐震化・長寿命化やポンプの設置などの排水機能の強化、防災拠点の整備など、<u>災害に強い都市基盤の整備</u>の推進が求められる。 災害リスクの低い区域への居住の誘導や、災害ハザードマップ等に基づくリスクの周知・啓発等の<u>ソフト対策の推進</u>も必要である。
	都市構造	<p><u>都市計画区域には、他のエリアと比較して施設が多く立地している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少の進行が見込まれる中で<u>現状の施設を維持し、利便性を保つ</u>ことが求められる。
	生活行動	<p><u>通院や買い物など、市全体の日常生活における外出先の多くが吉田町に集中している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の生活行動パターンを踏まえ、<u>都市機能の配置の適正化</u>が必要である。
市民アンケート調査	住民意向	<p><u>吉田町では、災害に強く、安全に安心して暮らせる都市・生活環境づくりに対するニーズが高い。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>災害リスクへの対応を強化</u>することによる、安心して暮らせるまちづくりが求められる。

コンパクトな 都市の構築

都市機能の集約や施設の適正配置により、生活利便性の向上を図る。

安全・安心な 居住環境の確保

災害リスクの低い安全な地域への居住誘導を図るとともにインフラの整備等を行い、ハード・ソフトの双方から安全・安心な居住環境の確保を図る。

交通アクセスの 確保

誰もが都市機能などの目的地へアクセスしやすい環境の整備を図る。

6-3 立地の適正化に関する基本的な方針

目指すべきまちの方向性に対応する基本目標を以下のとおり設定します。



図 6-3 目指すべきまちの方向性に対応する基本目標

これら3つのまちづくりの方向性及び基本目標を踏まえ、都市計画区域におけるまちづくりの方針（ターゲット）を次のとおり設定します。

まちづくりの方針
(ターゲット)

充実した都市機能を活かした
魅力ある都市活動を生み出すまちづくり

都市計画マスタープランの全体構想で位置付けられた賑わい創出ゾーン、住環境保全ゾーンを中心に、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を検討します。

これらの区域に対し、都市機能などへアクセスしやすくするため、都市計画区域内外を結ぶ公共交通路線を基幹的公共交通と位置付け、東広島高田道路（吉田～向原）の整備にあわせて利便性の高い交通ネットワークを形成します。

また、都市計画マスタープランで道の駅三矢の里あきたかた周辺を地域拠点として定めていることを踏まえ、中心拠点と都市計画区域外の地域拠点を交通ネットワークで連携します。

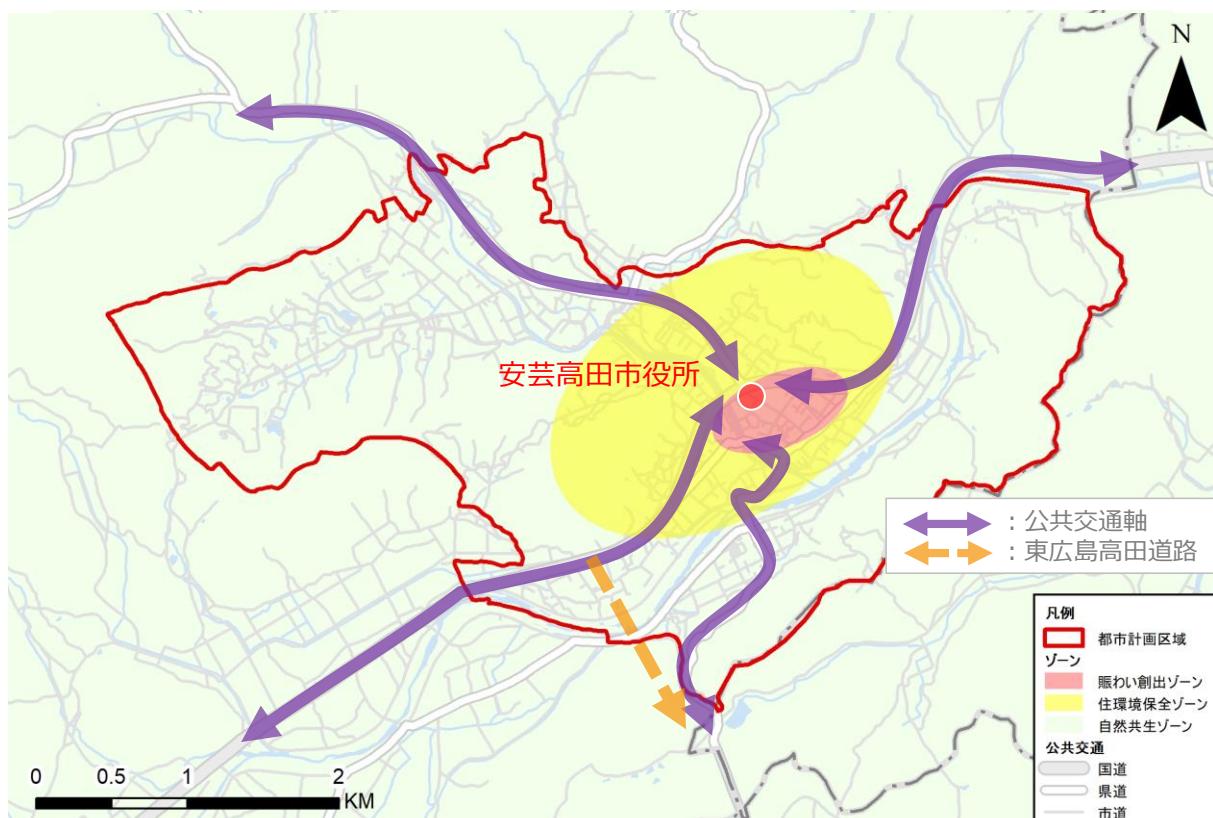


図 6-4 誘導方針図

6-4 誘導区域・誘導施設

誘導区域とは、医療・福祉、商業等の生活サービスの効率的な提供や、コミュニティの持続的な確保を図るため、生活サービスを提供する都市機能や居住を誘導すべきと定める区域のことです。

基幹的な都市機能の誘導を図る「都市機能誘導区域」と、身近な都市機能や住宅等の誘導を図る「居住誘導区域」の2つの区域に加え、都市機能誘導区域内への誘導を図る都市機能として「誘導施設」も検討します。

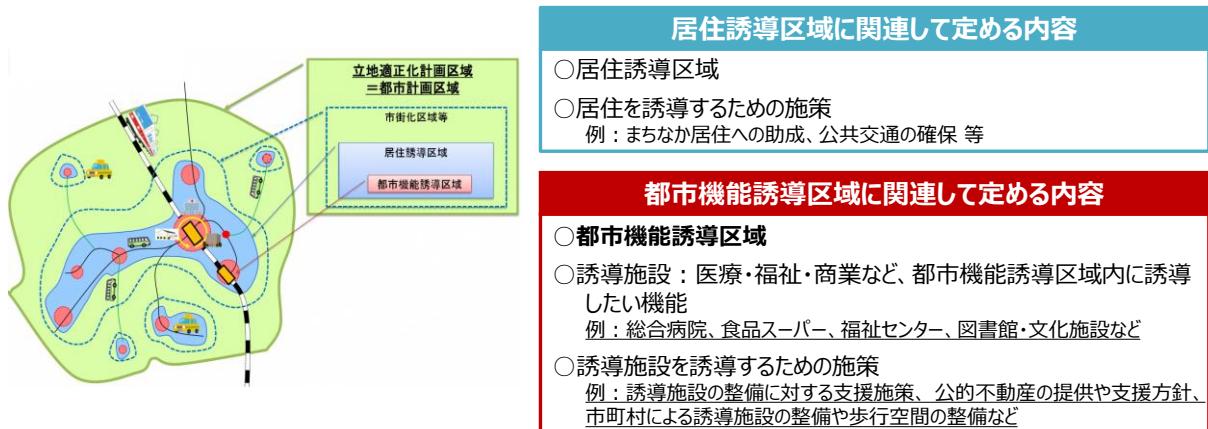


図 6-5 立地適正化計画で定める区域

(1) 居住誘導区域

居住誘導区域の設定は以下の7つのステップに基づき行います。



図 6-6 居住誘導区域の検討ステップ

なお、STEP1、2を検討するにあたり、法制度などにより居住誘導区域に含められない、または含めないことが望ましい区域を整理した上で、本市での対応方針を以下のように整理しました。

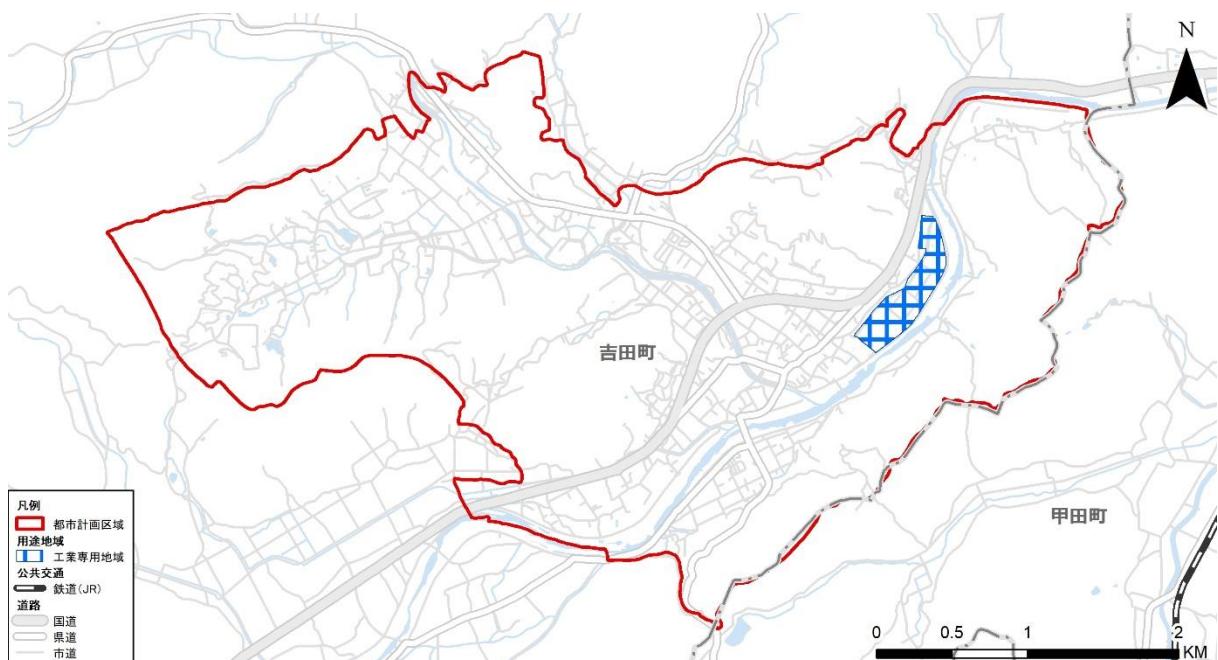
表 6-1 居住誘導区域設定の対象外とすべき区域の整理

区分	区域（法令など）	区域設定など
居住を誘導するのにふさわしくない用途地域などの区域 (主にSTEP1)	工業専用地域 (都市計画法)	含めない（法律上含められない）
災害の発生のおそれがある区域 (主にSTEP2)	土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法)	含めない（法律上含められない）
	土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)	原則含めない*
	浸水想定区域 (水防法)	原則浸水深3m以上の区域は含めない* (浸水深3m以上のエリアは、2階への垂直避難が難しい（国土交通省：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版））ため)

*上記範囲をすべて除することにより区域面積が過小となる場合は、現地状況などを踏まえて区域に含めることを検討

STEP1：法制度などにより含められない地域を整理

工業専用地域は法律上住宅の建設が制限されるため、除外する。

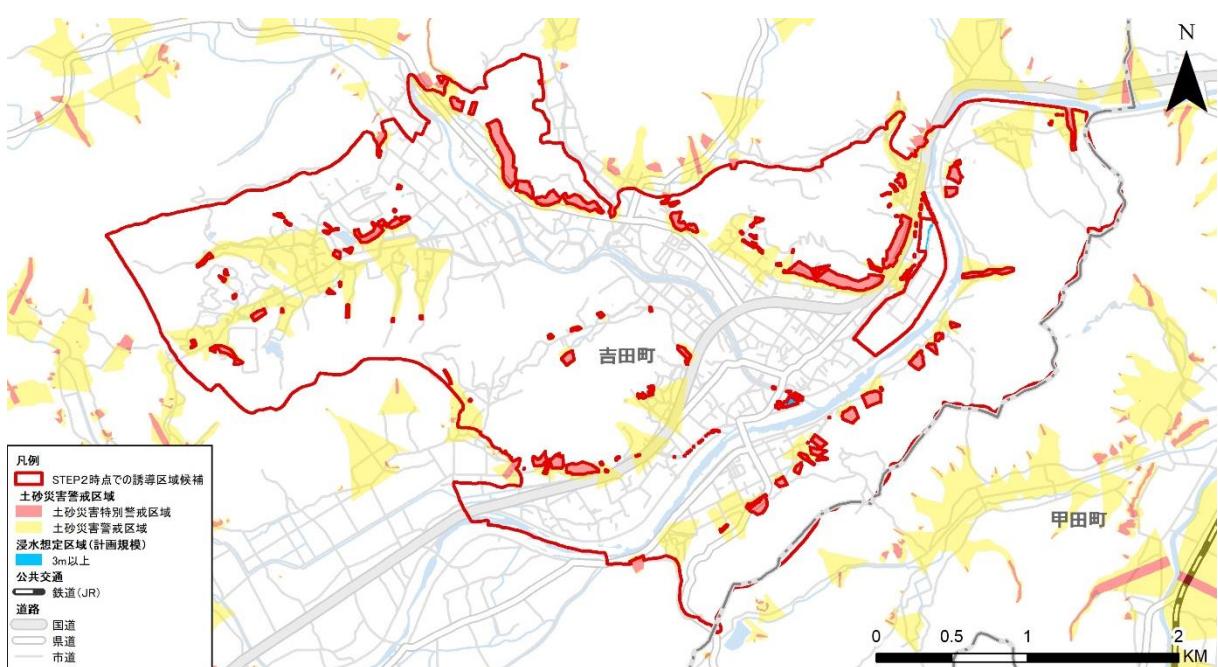


STEP2：災害リスクの高い地域を整理

土砂災害特別警戒区域は除外、土砂災害警戒区域については原則除外する。

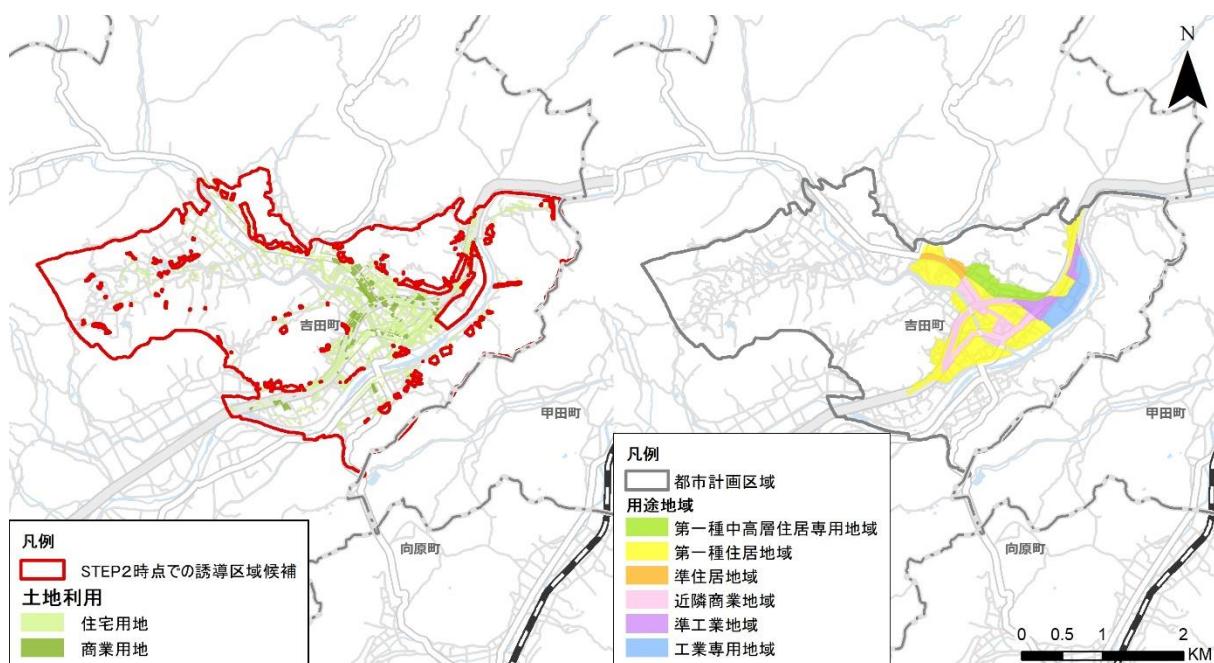
浸水想定区域は浸水深3m以上（計画規模）の地域は原則除外する。

土砂災害警戒区域を全て除外すると居住誘導区域面積が過小になる見込みであることから、本検討では土砂災害警戒区域は除外しない。



STEP3：居住可能な土地利用の範囲等を抽出

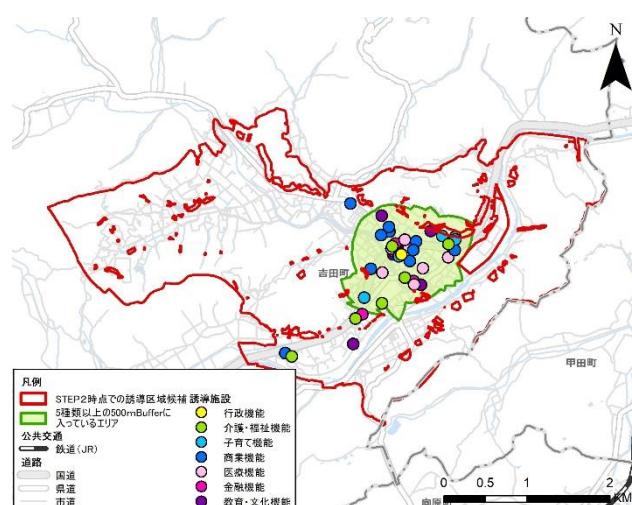
現状居住している地域や居住のための建物用地が存在する地域を中心に誘導区域を定めることが望ましいことから、建物用地（住宅用地・商業用地）及び用途地域（工業専用地域以外）を居住可能な土地利用として抽出する。



STEP4：身近な都市機能が充実した範囲を抽出

居住地周辺で利便性を享受できるようにすべき機能を行政、介護・福祉、商業、子育て、医療、金融、教育・文化と定義し、これら7種の都市機能に対し高齢者徒歩圏（500m以内※）が5種以上重なる範囲を身近な都市機能が充実した地域として抽出する。

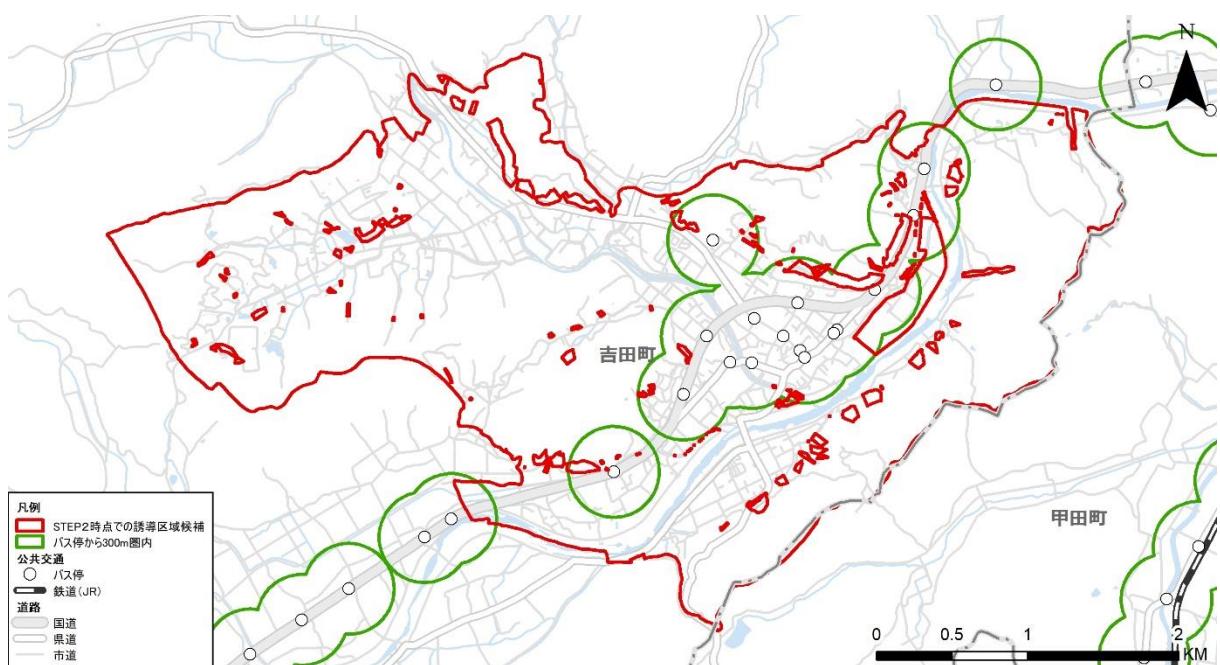
基幹的または身近な都市機能	
行政機能	本庁舎、支所
介護・福祉機能	総合福祉センター、地域福祉会館、デイサービス
子育て機能	保育所、幼稚園、認定こども園、児童クラブ、子育て支援センター
商業機能	スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア
医療機能	病院、診療所、クリニック
金融機能	銀行、信用金庫、郵便局
教育・文化機能	市民会館、図書館、文化ホール、美術館、小・中学校、コミュニティサロン



※「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省都市局都市計画課)

STEP5：公共交通の利便性の高い範囲を抽出

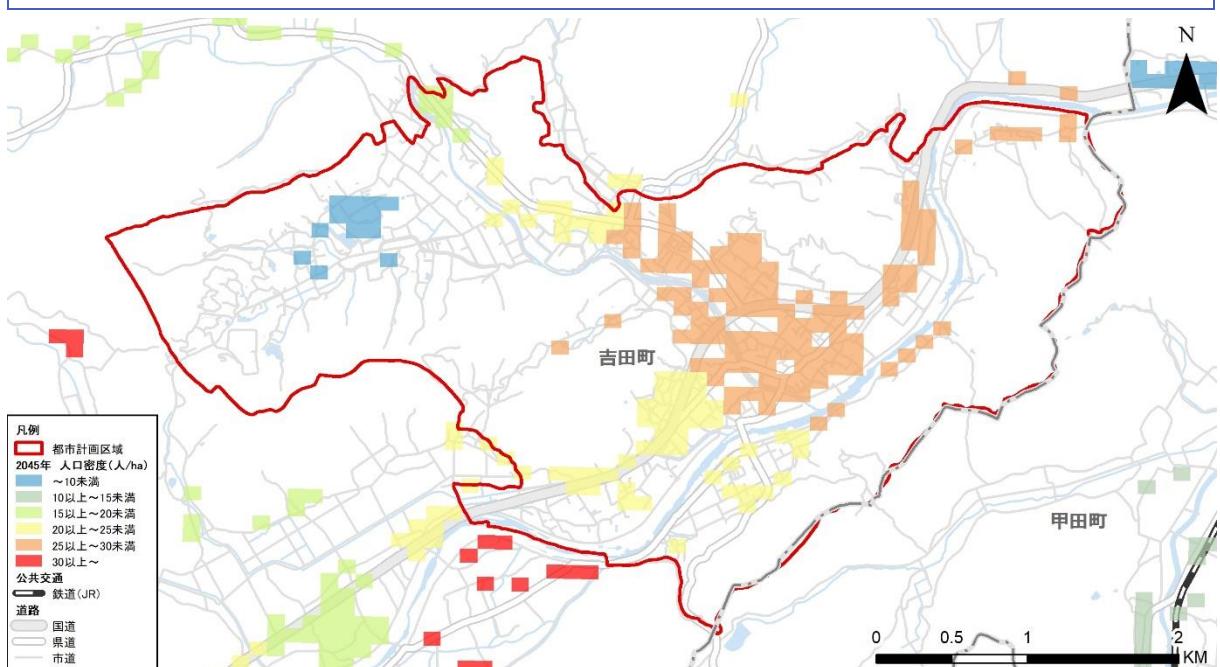
公共交通沿線地域（バス停 300m圏^{※1}）を抽出する。



※1 :「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省都市局都市計画課)

STEP6：将来人口密度が一定以上見込める範囲を抽出

将来人口密度（2045 年^{※2}）が一定以上で区域の連続性を担保できる範囲を抽出する。



※2 :国勢調査データ（2015 年）をもとに将来人口・世帯予測ツール（G 空間情報センター）を用いて推計

STEP7：個別調整を行い、地形地物に沿って区画を設定

生活利便性や区域の連続性などを踏まえ個別調整し、道路境界、地形地物などにより区画を設定する。

STEP3～6 で抽出された範囲を基に居住誘導区域のおおよその範囲を絞り込むことを目的として、100m×100m 単位のメッシュに対し点数評価を実施しました。色が濃いメッシュほど各ステップで抽出された範囲が重なっており、総合評価が高い箇所となります。点数評価で 3 点以上を基本とし、区域の連続性などを考慮のうえ居住誘導区域を設定します。

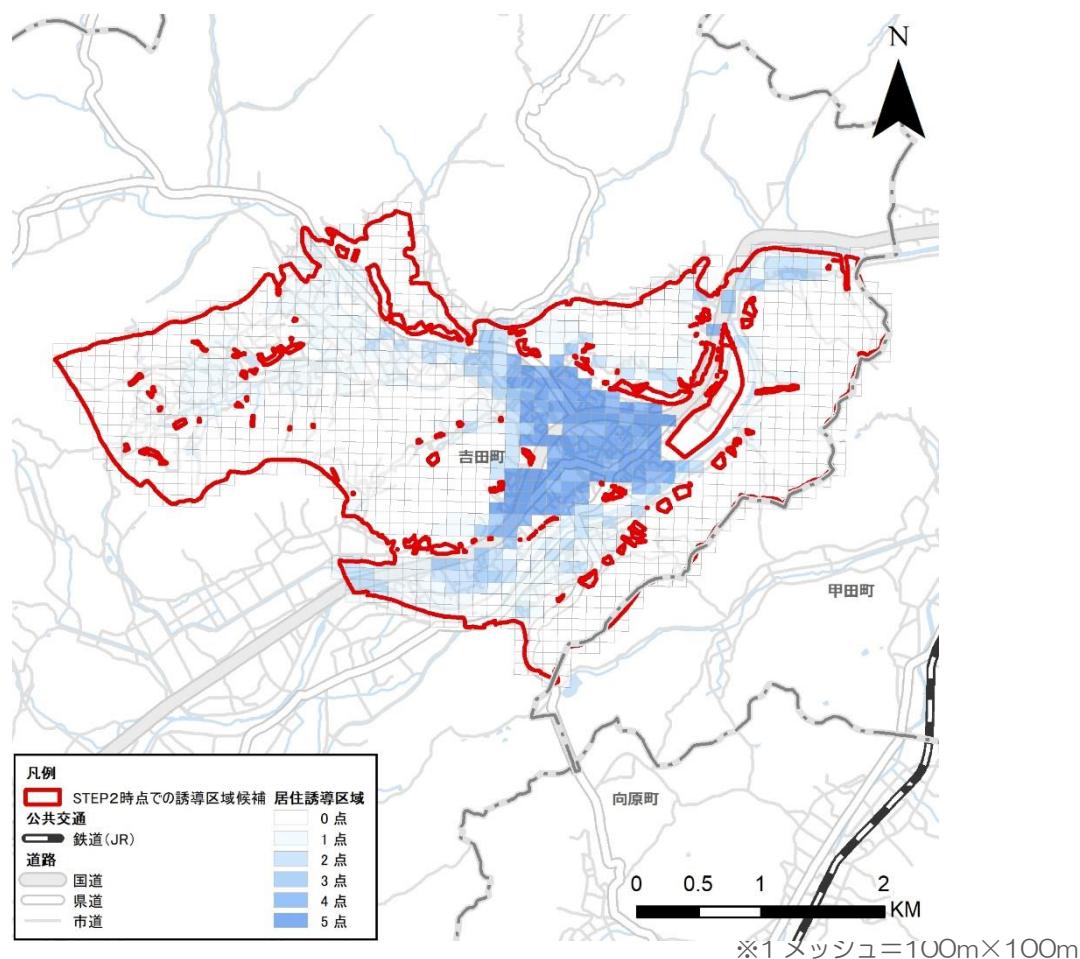
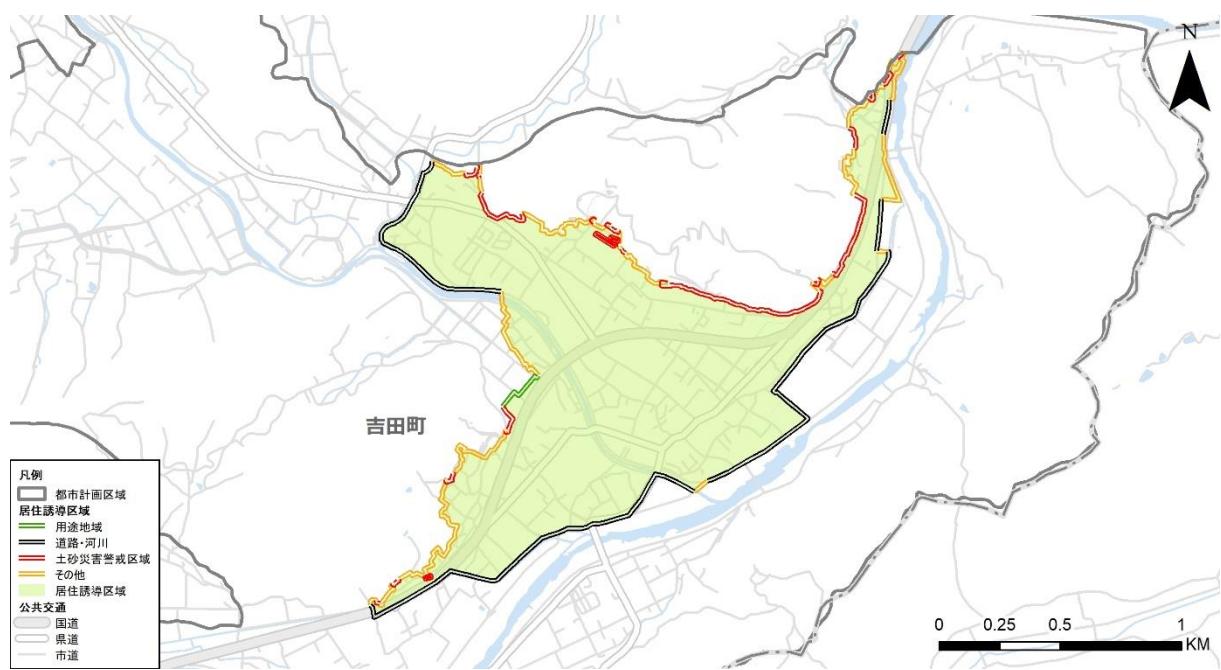


表 6-2 点数化基準

項目	評価対象
+1 点/項目	【STEP3】土地利用状況 土地利用が「住宅用地」または「商業用地」となっている指定範囲
	【STEP3】用途地域 用途地域の指定範囲（工業専用地域を除く）
	【STEP4】基幹的または身近な都市機能の充実状況 基幹的または身近な都市機能が充実した範囲として、7種の都市機能のうち5種類以上の高齢者歩行圏（500m圏内）に含まれる範囲
	【STEP5】公共交通の利便性 公共交通を利用しやすいエリアとして、公共交通沿線地域（バス停300m圏内）の歩行圏に含まれる範囲
	【STEP6】将来人口密度 将来人口密度（2045年）が高く推計されている範囲（20人/ha以上）

居住誘導区域の設定ステップに基づき検討した居住誘導区域を以下に示します。



(2) 都市機能誘導区域

都市計画マスタープランの全体構想及び都市機能の立地状況や用途地域をベースとして、以下の3つのステップに基づき都市機能誘導区域を検討します。

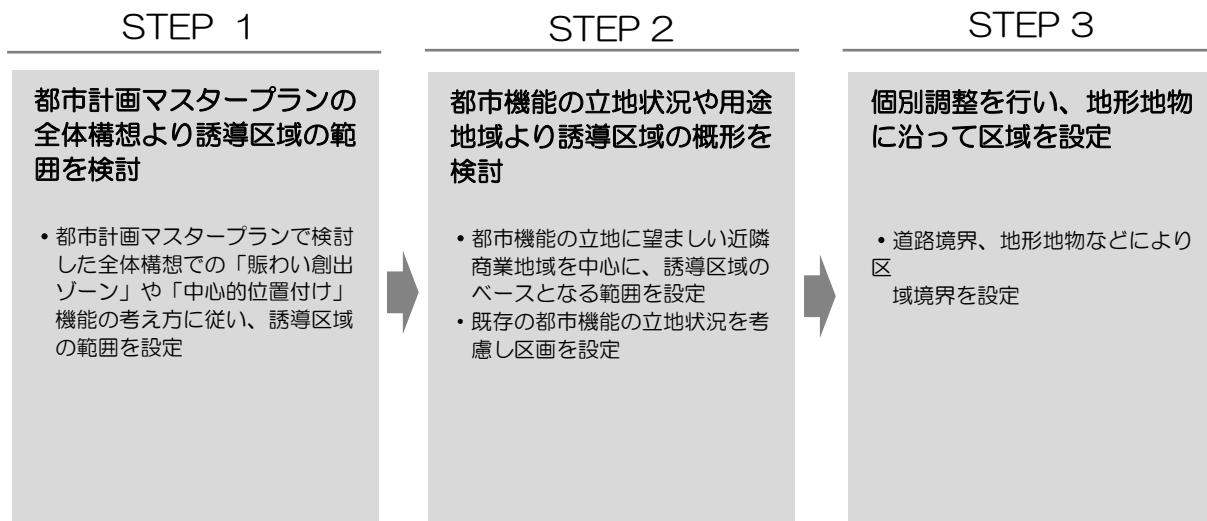
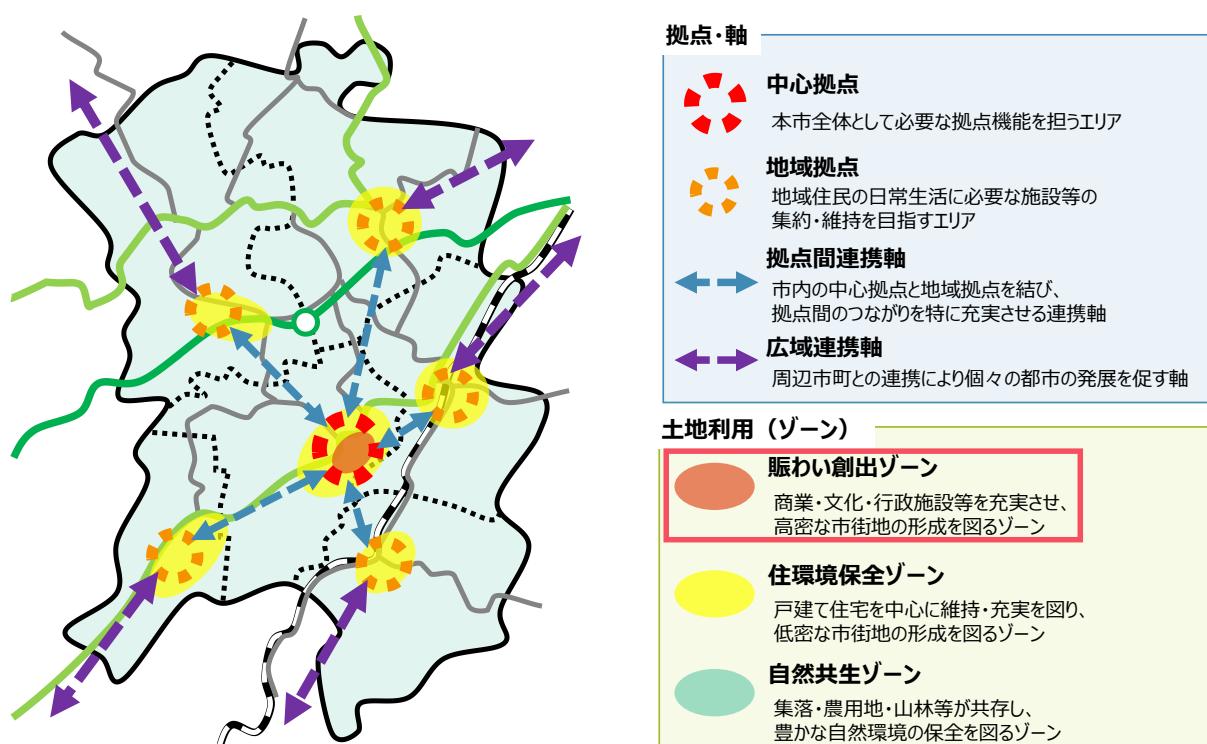


図 6-8 都市機能誘導区域の検討ステップ

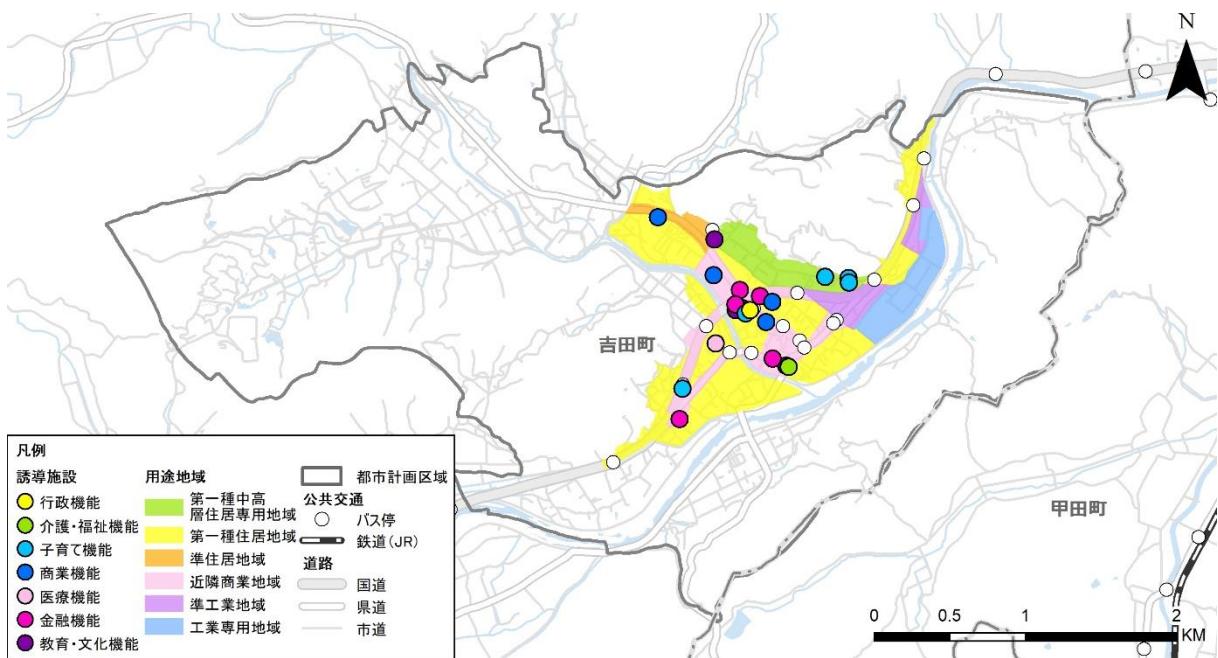
STEP1：都市計画マスタープラン全体構想より誘導区域の範囲を検討

都市計画マスタープランで検討した全体構想での「賑わい創出ゾーン」や「中心拠点」の考え方方に従い、誘導区域の範囲を設定する。



STEP2：都市機能の立地状況や用途地域より誘導区域の概形を検討

都市機能の立地に望ましい近隣商業地域を中心に、誘導区域のベースとなる範囲を設定し既存の都市機能やバス停の立地状況を考慮し区画を抽出する。



項目	評価対象	
全体構想	賑わい創出ゾーンの中心拠点内	
用途地域	近隣商業地域の範囲内※1	
公共交通網	広域路線バス、一般路線バス、コミュニティバス（お太助バス）のバス停からの徒歩圏（バス停から300m圏内）	
既存の都市機能の立地状況	行政機能	中枢的な行政機能を持つ施設（本庁舎）
	介護・福祉機能	市全体を対象とした高齢者福祉サービスの拠点施設
	子育て機能	子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園
	商業機能	延床面積1,000m ² 以上※2の商業施設（大型小売店舗立地法の対象施設）
	医療機能	病院
	金融機能	決済や融資などの機能を有する金融機関（銀行、信用金庫、郵便局、JA等）
教育・文化機能		市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点施設

※1：通常は商業地域も含めるが、吉田町には商業系用途地域が近隣商業地域しかない

※2：現状の吉田町の人口（約1万人）で維持が可能な施設規模は食品スーパー やドラッグストア相当（延床面積1,000m²～3,000m²）である。図6-11も参照されたい

STEP3：個別調整を行い、地形地物に沿って区域を設定

道路境界、地形地物等により区域境界を設定

STEP1～2 で抽出された範囲を基に都市機能誘導区域のおおよその範囲を絞り込むことを目的として、100m×100m 単位のメッシュに対し点数評価を実施しました。色が濃いメッシュほど各ステップで抽出された範囲が重なっており、総合評価が高い箇所となります。点数評価で 3 点以上を基本とし、区域の連続性等を考慮し都市機能誘導区域を設定します。

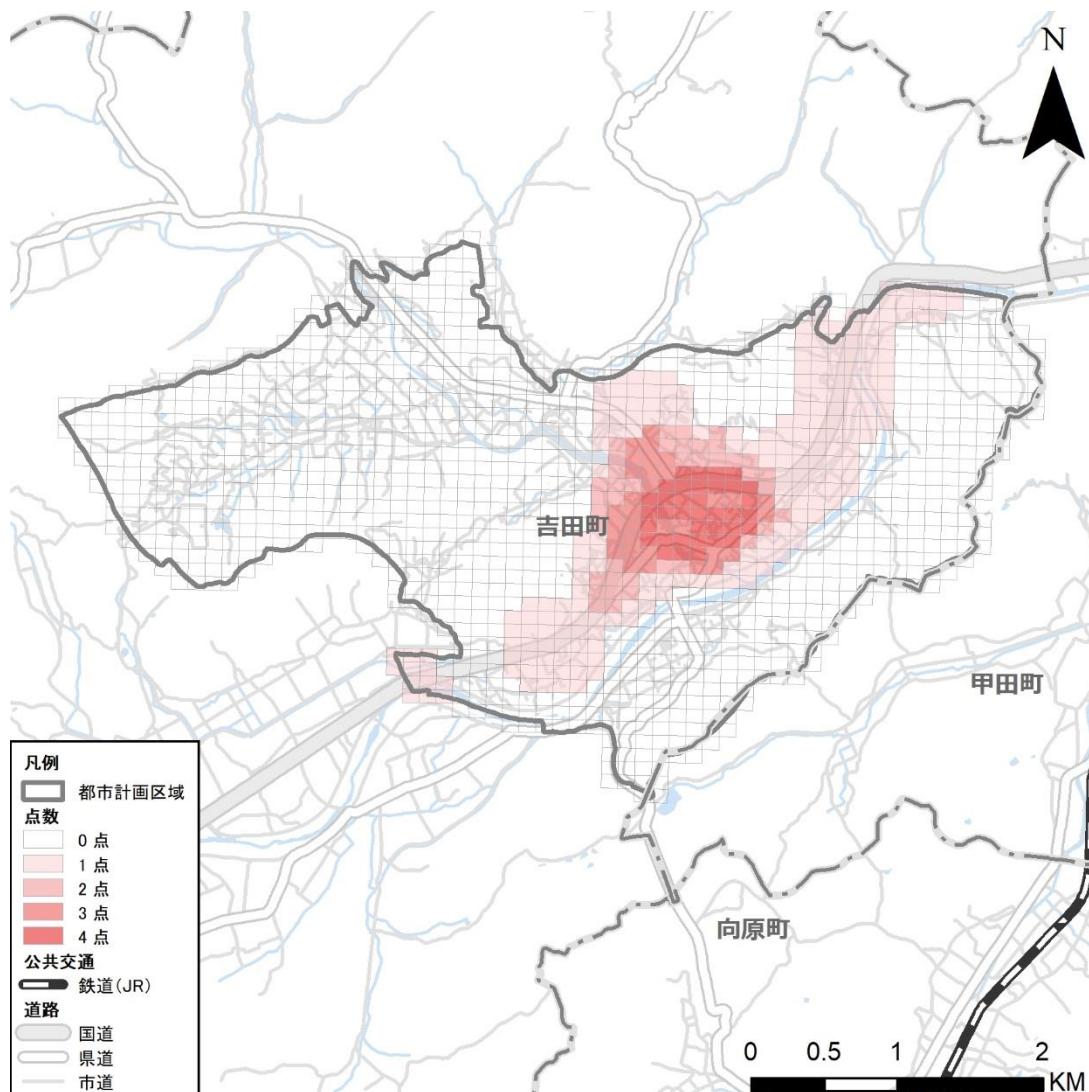
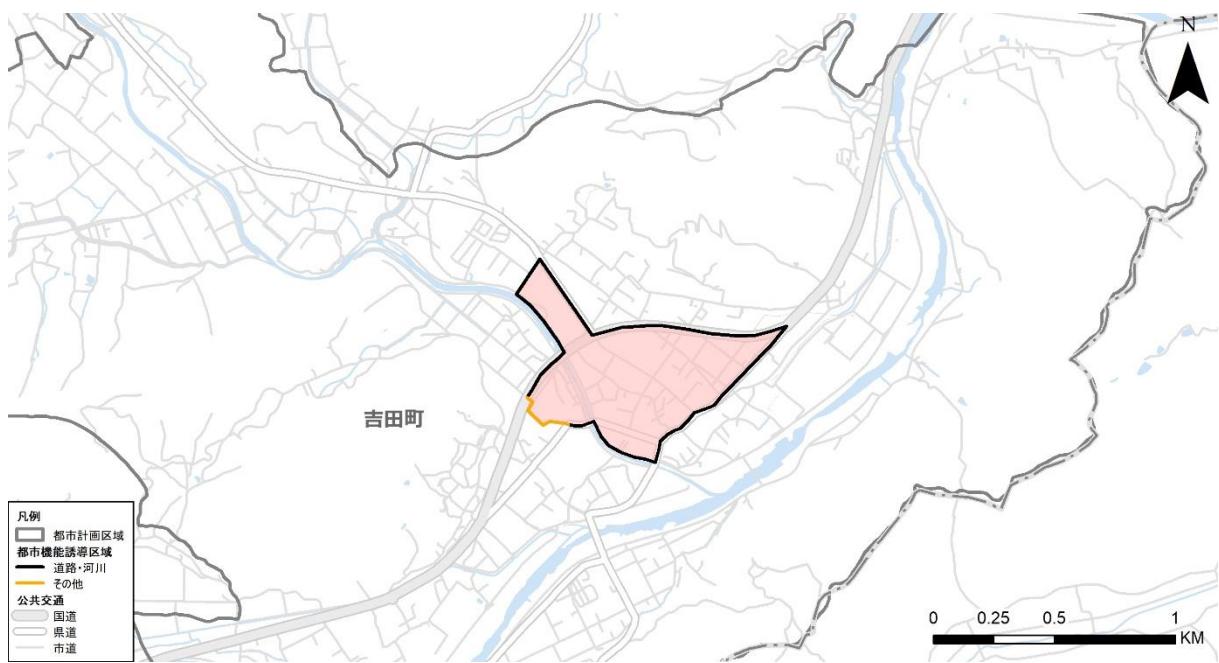


表 6-4 点数化基準

項目	評価対象
+1 点/項目	【STEP1】全体構想 都市計画マスタープランの全体構想で設定した賑わい創出ゾーンの中心拠点の範囲
	【STEP2】用途地域 近隣商業地域の範囲
	【STEP2】公共交通網 公共交通を利用しやすいエリアとして、公共交通沿線地域（バス停 300m 圏内）の徒歩圏に含まれる範囲
	【STEP2】既存都市機能の立地状況 基幹的または身近な都市機能が充実した範囲として、7種の都市機能のうち 5種類以上の高齢者徒歩圏（500m 圏内）に含まれる範囲

都市機能誘導区域の設定ステップに基づき検討した都市機能誘導区域を以下に示します。



(3) 誘導施設

生活利便性を高めるために都市機能誘導区域内に機能集約すべき施設として、以下の3つのステップに基づき誘導施設を検討します。

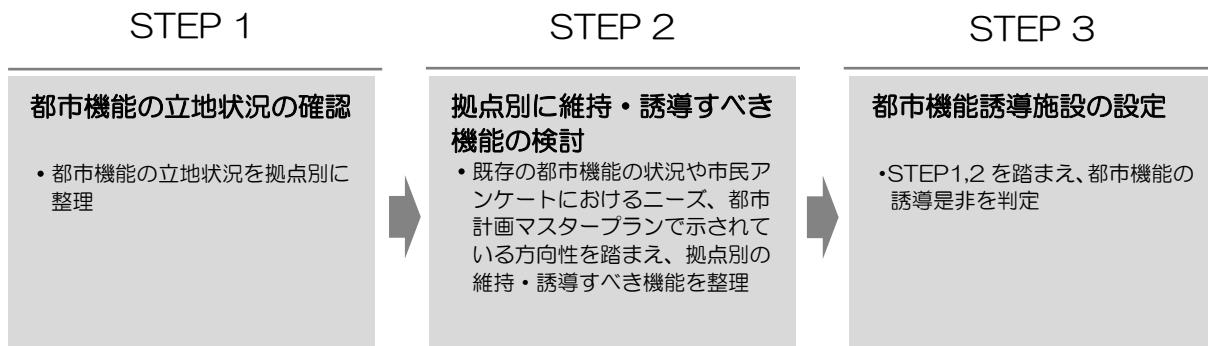
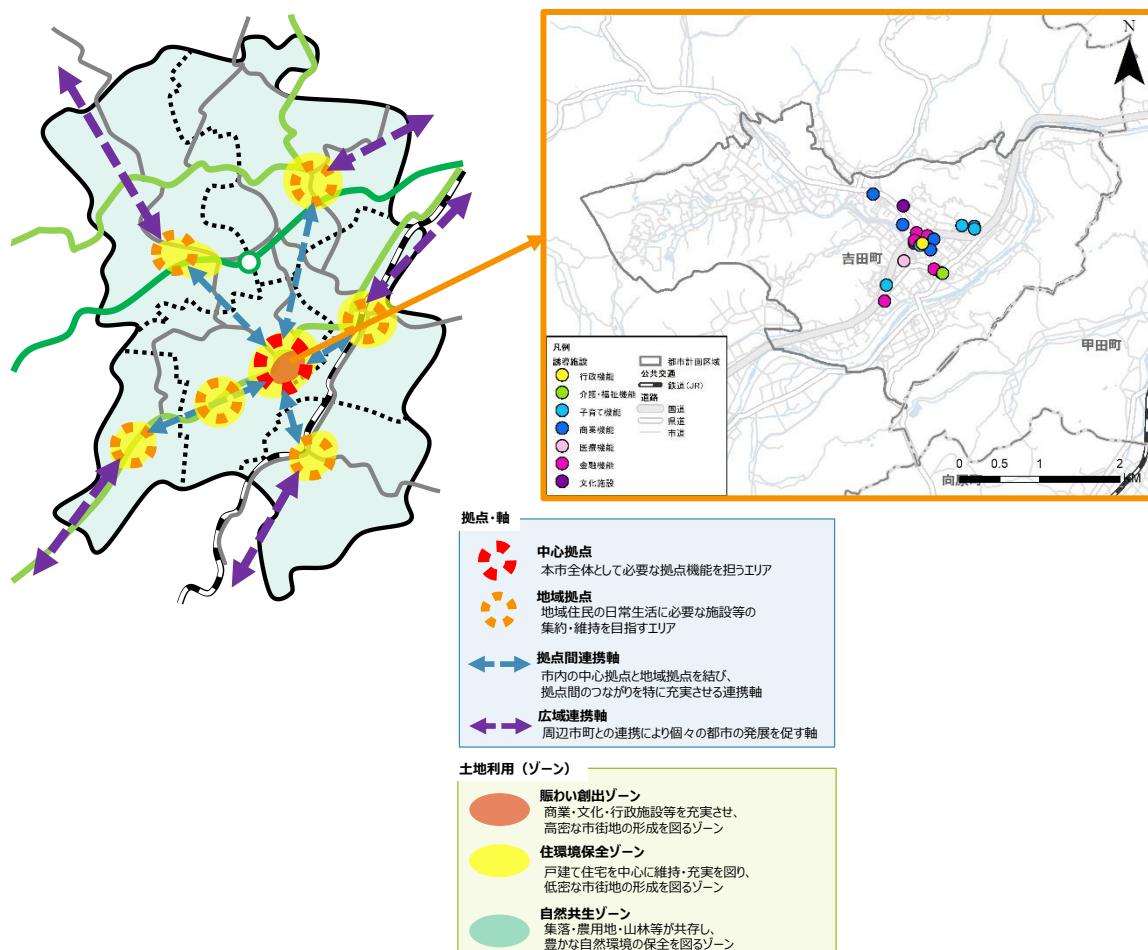


図 6-10 誘導施設の検討ステップ

STEP1：都市機能の立地状況の確認

都市機能の立地状況を整理する。

都市計画区域内における都市機能の立地状況を整理しました。



本市は非線引き都市計画区域かつ旧6町の対等合併であることを踏まえ、中心拠点に分類されるものだけでなく適宜地域/生活拠点に分類されるものも誘導施設として検討します。

表 6-5 誘導施設の例

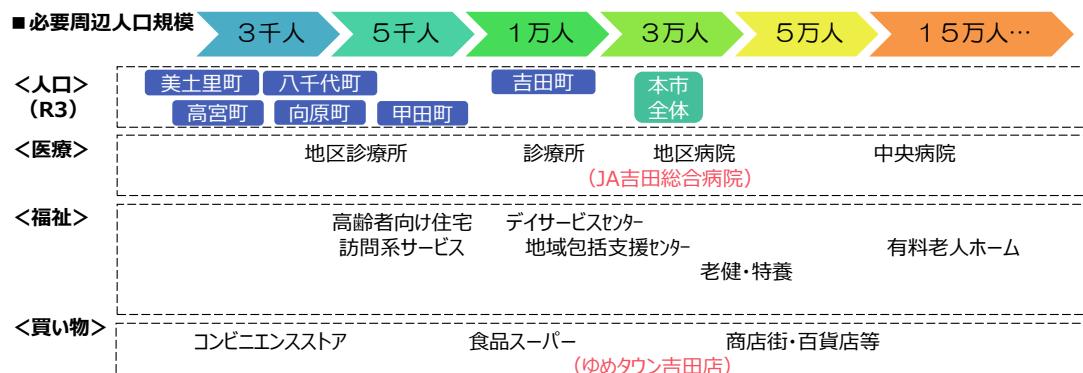
都市機能	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	中枢的な行政機能 例：本庁舎	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能など 例：支所、福祉事務所など各地域事務所
介護・福祉機能	市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守りサービスを受けることができる機能 例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロンなど
子育て機能	市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター	子供を持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能
医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例：病院	日常的な診療を受けることができる機能
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例：郵便局
教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館	地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き（R4.4、国土交通省）をもとに一部加工

STEP2：拠点別の維持・誘導すべき機能の検討

既存の都市機能の状況や市民アンケートにおけるニーズ、都市計画マスタープランで示されている方向性を踏まえ、維持・誘導すべき機能を整理

必要な周辺人口規模で見ると、医療施設、福祉施設、買い物施設のいずれも市全体をにらんだ規模の施設が配置されており、現状としては充足しています。今後これらの施設の老朽化や人口減少により事業を縮小することも想定し、より小規模な施設への転換も視野に入れるべきと考えられます。



■商業施設の商圈と施設規模

※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

- 商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圈や立地戦略は様々
- *コンビニエンスストア
大都市住宅地⇒商圈：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客
その他の地域⇒商圈：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：3000人～4000人、流動客
*食品スーパー（2,000～3,000m²規模）⇒周辺人口1～3万人
*ドラッグストア（1,000～1,500m²規模）⇒周辺人口1～3万人

参考：国土交通省都市局 第2回都市再構築戦略検討委員会資料より一部抜粋・加工

図 6-11 周辺人口規模の視点での誘導施設の必要性

既存の都市機能の状況や市民アンケートにおけるニーズ、都市計画マスタープランの全体構想案で示されている方向性を踏まえ、維持・誘導すべき機能を整理しました。

項目	内容
既存の都市機能の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途地域内には行政施設をはじめ商業施設や金融機関などの都市機能が集積している。 ● また、国道や県道沿いに総合病院、教育・文化施設などの都市機能も集積している。
市民アンケートにおける都市機能ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● 吉田町は他町に比べ、地域拠点に欠かせない施設として専門店やデパート、総合病院といった、現状では広島市や三次市等への依存度が高い施設を求める割合が高い。 ● 今後のまちづくりについては、災害に強い市街地環境を望む声やスーパーの撤退を懸念する声がある。
都市機能に係る都市マスクの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業・文化・行政施設等を充実させ、高密な市街地を形成 ● まちの顔としての賑わいを創出
維持・誘導すべき都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政機能、介護・福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能、金融機能、教育・文化機能を維持

図 6-12 維持・誘導すべき都市機能の整理

STEP3：都市機能誘導施設の設定

STEP1、2を踏まえ、都市機能の誘導是非を判定する。

以下のフローに従って、都市機能別の誘導方針を検討しました。

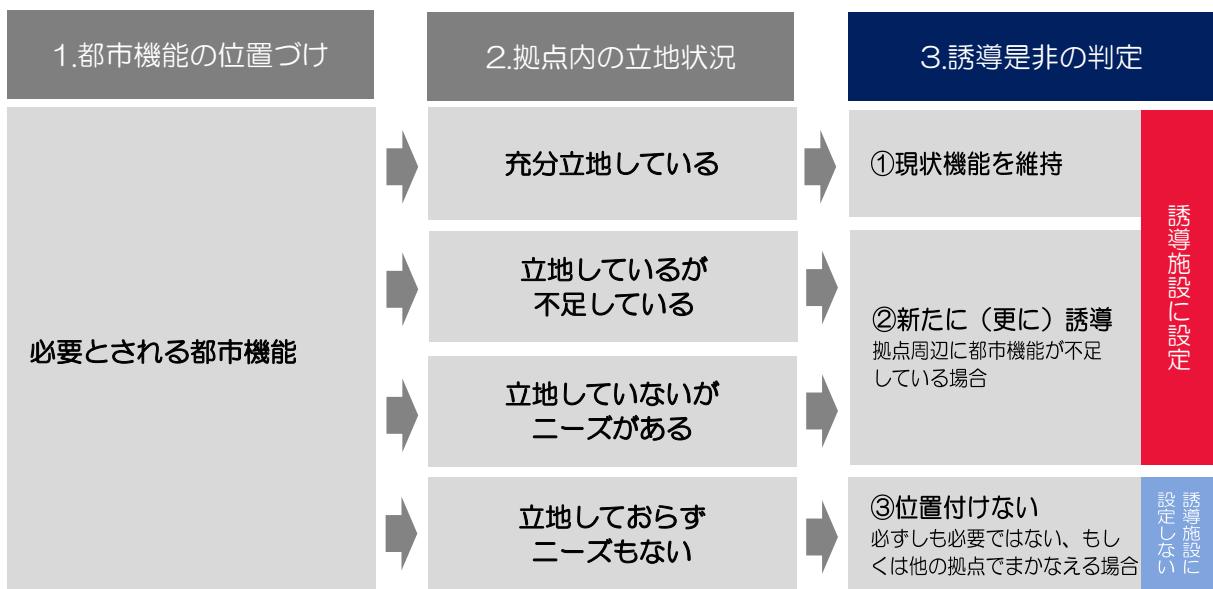
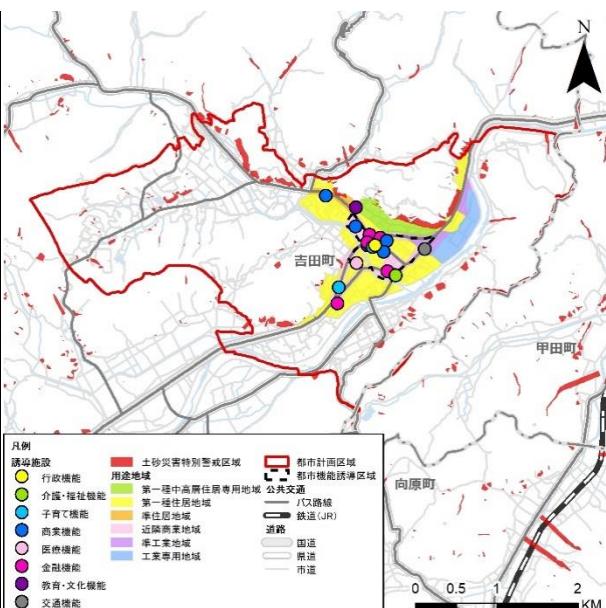


図 6-13 都市機能の誘導判定フロー

表 6-6 誘導の設定結果

誘導する施設	判定
行政機能	市役所本庁舎 ①現状機能を維持
介護・福祉機能	総合福祉センター、地域包括支援センター ①現状機能を維持
子育て機能	子育て支援センター ①現状機能を維持
商業機能	延床面積1,000m ² 以上の大型複合商業施設※1 ①現状機能を維持
医療機能	総合病院 ①現状機能を維持
金融機能	銀行、信用金庫、郵便局 ①現状機能を維持
教育・文化機能	市民会館、文化ホール ①現状機能を維持
交通機能	バスセンター ①現状機能を維持



①：現状機能を維持するため、誘導施設に設定する（拠点周辺に充足している場合）

※1：大規模小売店舗立地法の対象が建物内店舗面積1,000m²超であることに基づく

6-5 誘導施策

誘導施策とは、6-3 節で定めた「まちづくりの方針（ターゲット）」の実現に向けて、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方をもとに、各拠点間を結ぶ役割である公共交通との連携を図りながら、都市機能および居住の誘導を実現するために行う施策です。居住及び都市機能の誘導に係る施策の例を以下に示します。

**居住誘導区域内に居住を誘導するために
市町村が講ずる施策
(都市再生特別措置法 § 81②)**

居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保など、居住の誘導を図るために、財務上、金融上、税制上の支援措置などを記載することが可能

国の支援を受けて市町村が行う施策

- ✓ 居住者の利便の用に供する施設の整備
- ✓ 公共交通の確保を図るために光津結節点機能の強化・向上等
例) バスの乗換施設整備

市町村が独自に講じる施策

- ✓ 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置
- ✓ 基幹的な公共交通網のサービスレベル確保のための施策等
- ✓ 居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域について、災害リスクをわかりやすく提示する等、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置
- ✓ 都市のスポンジ化対策のための制度活用

**都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために
市町村が講ずる施策
(都市再生特別措置法 § 81③)**

都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るために、財務上、金融上、税制上の支援措置などを記載することが可能

国等が直接行う施策

- ✓ 誘導施設に対する税制上の特例措置
- ✓ 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置

国の支援を受けて市町村が行う施策

- ✓ 誘導施設の整備
- ✓ 歩行空間の整備
- ✓ 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援措置
- 市町村が独自に講じる施策
- ✓ 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策
- ✓ 市町村が保有する不動産の導入活用施策 等
- ✓ 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
- ✓ 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成
- ✓ 金融機関との連携による支援
- ✓ 都市のスポンジ化対策のための制度活用

出典：立地適正化計画作成の手引き（2022年4月、国土交通省都市局）をもとに一部加工

図 6-14 誘導施策の概要

(1) 誘導施策の設定方針

「安全・安心な居住環境の確保」、「コンパクトな都市機能の構築」、「交通アクセスの確保」の3つの目指すべきまちの方向性をもとに、誘導施策を設定しています。「安全・安心な居住環境の確保」は人口密度や生活環境の維持に関する方向性であるため、居住の誘導に係る施策としています。「コンパクトな都市機能の構築」は中心市街地の賑わいに関する方向性であるため、都市機能の誘導に係る施策としています。また、「交通アクセスの確保」は公共交通に関する施策としています。

安全・安心な居住環境の確保
災害リスクの低い安全な地域への居住誘導を図るとともにインフラの整備等を行い、ハード・ソフトの双方から安全・安心な居住環境の確保を図る。

コンパクトな都市機能の構築
都市機能の集約や施設の適正配置により、生活利便性の向上を図る。

交通アクセスの確保
誰もが都市機能等の目的地へアクセスしやすい環境の整備を図る。

図 6-15 目指すべきまちの方向性

(2) 本市における誘導施策

本市では、各誘導区域への誘導を促進するために、以下の誘導施策に取り組みます。

表 6-7 目指すべきまちの方向性に対応する誘導施策

目指すべき まちの方向性	誘導施策
安全・安心な居 住環境の確保 (居住の誘導)	<p>①安全な地域への居住誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住誘導区域内の災害リスクの低いエリアにおける田畠を活用し、基盤整備を行うことにより移住・定住を促進 (関連事業：防災集団移転促進事業、空き家バンク、安芸高田市かけ地近接等危険住宅移転事業、広島型ランドバンク事業、優良住宅団地開発事業・優良住宅団地開発支援補助金、広島県住宅耐震化促進支援制度) <p>②防災のためのインフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 吉田町中心部で想定される洪水浸水などの災害を防ぐため、堤防の整備などのハード対策を推進 (関連事業：都市構造再編集中支援事業) <p>③ソフト対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 浸水深の深いエリアについては、定期的に避難訓練を実施するなど、避難場所や避難経路を把握しておくための取組を推進 (関連事業：都市防災総合推進事業)
コンパクトな 都市機能の構 築(都市機能の 誘導)	<p>④都市機能の集約・施設の適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出制度を活用することにより、都市機能誘導区域外（かつ都市計画区域内）への施設の新規立地に対するハードルを設け、誘導施設の都市機能誘導区域内への集約を促進 ✓ 将来的な公共交通の利便性向上を目指して、吉田町中心部に交通結節点を移転・整備 (関連事業：届出・勧告制度、都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、安芸高田市地域公共交通計画 ※作成中)
交通アクセス の確保	<p>⑤地域住民の交通手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 今後高齢化が進むにつれ、公共交通の利用者が増加する見込みであることを踏まえ、主に路線バスなどの公共交通の路線や便数などを見直し、交通アクセスを向上 (関連計画：安芸高田市地域公共交通計画 ※作成中) <p>⑥交通結節点の利便性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共交通の再編にあたっては、利用者へ乗り継ぎを求める可能性もあり、乗り継ぎ拠点となる交通結節点について、待ち時間の有効活用が可能な施設の整備や風雨をしのぐことのできる施設の構築などを検討 (関連計画：安芸高田市地域公共交通計画 ※作成中)

誘導施策の実施主体と取組スケジュールを以下に示します。

表 6-8 誘導施策と取組スケジュール

分類	誘導施策	施策・事業名	実施主体	実施時期		
				短期 (5年以内)	中期 (10年以内)	長期 (20年以内)
① 安全な地域への居住誘導	防災集団移転促進事業	市※1		→	→	→
	空き家バンク	市		→	→	→
	安芸高田市がけ地近接等危険住宅移転事業	市※2		→	→	→
	広島型ランドバンク事業	市※2		→	→	→
	優良住宅団地開発事業・優良住宅団地開発支援補助金	市		→	→	→
	広島県住宅耐震化促進支援制度	県		→	→	→
② 防災のためのインフラ整備	都市構造再編集中支援事業	市※1		→	→	→
③ ソフト対策の推進	都市防災総合推進事業	市※1		→	→	→
④ 都市機能の集約・施設の適正配置	届出・勧告制度の活用	市		→	→	→
	都市構造再編集中支援事業 (※再掲)	市※1		→	→	→
	都市再生整備計画事業	市※1		→	→	→
⑤ 地域住民の交通手段の確保	地域公共交通計画	市		→	※計画策定以降も5年おきに計画内容を見直し	
⑥ 交通結節点の利便性確保						

※1：国による支援

※2：県による支援

(3) 届出・勧告制度

届出制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備や、居住誘導区域外における住宅開発などの動向を把握することを目的に運用するものです。都市機能誘導区域内外や居住誘導区域外の区域で対象となる行為を行う場合は事前の届出が必要になります。

事業者などが誘導施設を都市機能誘導区域外に建築する場合や都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合、一定規模以上の住宅を居住誘導区域外に建築する場合は当該行為を行う30日前までに届出が必要となります。

事業者などによる建築などの届出に関し誘導施設の立地の誘導に支障をきたす場合は、誘導施設の立地を適正なものとするために必要となる勧告を行うことが可能です。

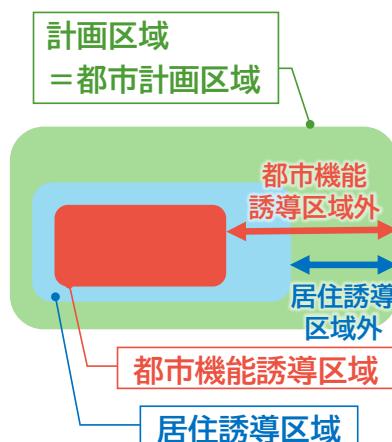


図 6-16 届出・勧告制度の適用範囲

6-6 防災指針

(1) 防災指針の考え方

防災指針とは、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避・あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を位置づけるものです。改正都市再生特別措置法（2020年9月施行）において、立地適正化計画の中で定めることが新たに位置づけられました。

6-4節では、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域（計画規模）を考慮して居住誘導区域を検討しました。ここではその他の災害リスクも踏まえて、居住誘導区域の妥当性を検証しました。

(2) 災害リスクの状況整理

以下のハザード情報を用いて、災害リスクの状況を整理しました。

表 6-9 整理したハザード情報の一覧

項目	ハザード情報			出典
地形・地質	大規模盛土造成地の分布			大規模盛土造成地マップ（広島県）
洪水	浸水深（想定最大規模）			洪水ポータルひろしま（2020年）
	浸水深（計画規模）			洪水ポータルひろしま（2020年）
	浸水継続時間（想定最大規模）			洪水ポータルひろしま（2020年）
	家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）			国土数値情報（2019年）
内水氾濫 (雨水出水)	浸水深 (令和3年8月豪雨による洪水の再現)	多治比川 破堤あり	ポンプ あり	三次河川国道事務所（2022年）
		多治比川 破堤なし	ポンプ なし	
土砂災害	土砂災害警戒区域			土砂災害ポータルひろしま
	土砂災害特別警戒区域			土砂災害ポータルひろしま
避難施設	避難所・避難場所の分布状況			安芸高田市地域防災計画資料編（2022年）

① 地形・地質（大規模盛土造成地の分布）

都市計画区域の西側、西浦において、谷埋め型大規模盛土造成地が分布しています。なお、居住誘導区域に大規模盛土造成地の分布はありません。

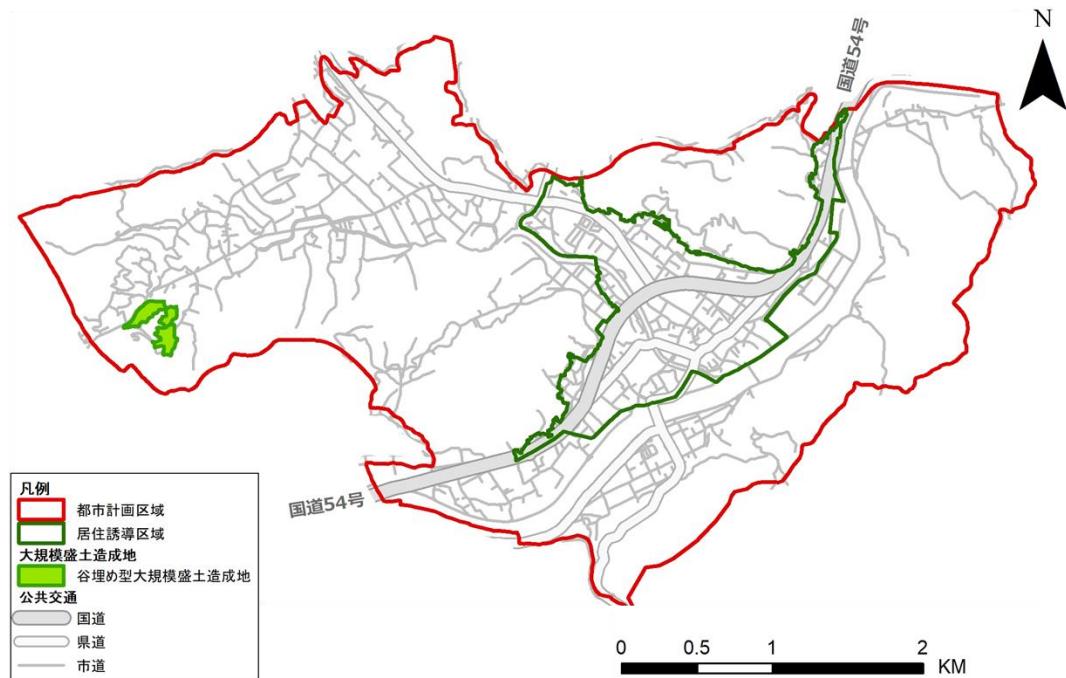


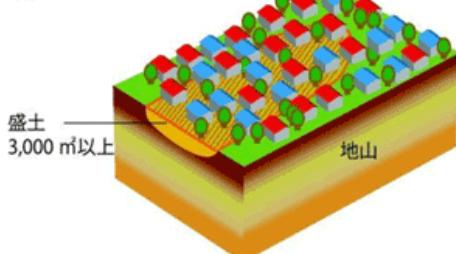
図 6-17 大規模盛土造成地の分布

※このマップは、造成前と造成後の地形図や空中写真から大規模盛土造成地に該当するおおむねの位置と大きさを示したものであり、必ずしも危険な箇所を示したものではありません。

谷埋め型盛土造成地

谷や沢を埋めて造成された土地。盛土をした土地の面積が 3,000 m²以上。

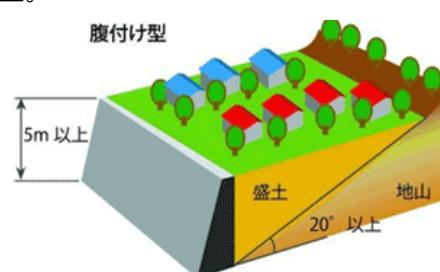
谷埋め型



腹付け型盛土造成地

傾斜面に沿って盛土造成された土地。盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5m 以上。

腹付け型



出典：国土交通省

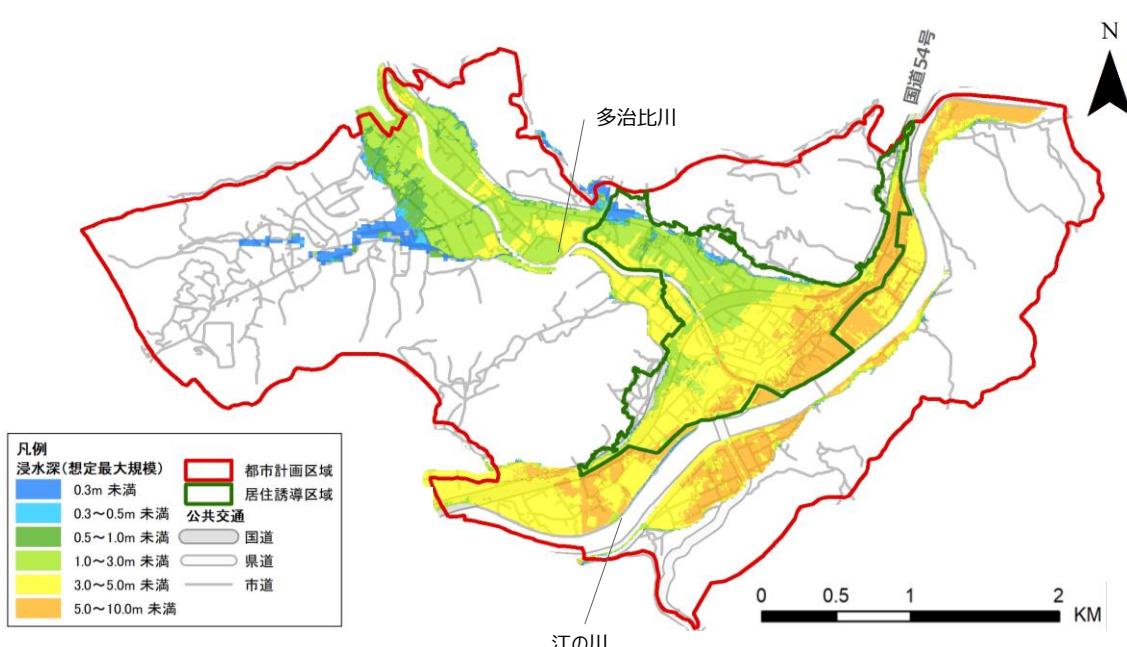
② 洪水

想定最大規模の洪水における浸水深をみると、江の川の周辺において、3~10mの浸水想定区域が広範囲に広がっています。また、多治比川の周辺においては、1~5mの浸水想定区域が広範囲に広がっており、一部では5m以上の浸水深が想定されている区域も存在します。居住誘導区域においても、広範囲で3m以上の浸水が想定されています。

一方、計画規模の場合をみると、江の川周辺において1~5m、多治比川周辺において3m未満の浸水想定区域が広範囲に広がっています。なお、居住誘導区域内に3m以上の浸水想定区域は含まれていません。

浸水継続時間は、江の川の南側で最も長い想定であり、国司では72~168時間未満とされています。また、江の川の北側では12~72時間未満、多治比川周辺では24時間未満の浸水継続時間が広範囲で想定されています。居住誘導区域においては、江の川の周辺などで24時間以上の浸水が継続するとされています。

また、江の川の南側及び北側すぐの一帯には、主に河岸浸食の家屋倒壊等氾濫想定区域が広がっており、そのさらに北側には、広範囲において、氾濫流の家屋倒壊等氾濫想定区域も広がっています。加えて、多治比川周辺においても、河岸浸食や氾濫流の家屋倒壊等氾濫想定区域が広がっています。居住誘導区域においても氾濫流及び河岸浸食の家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれています。



出典：洪水ポータルひろしま

図 6-18 洪水浸水深（想定最大規模）

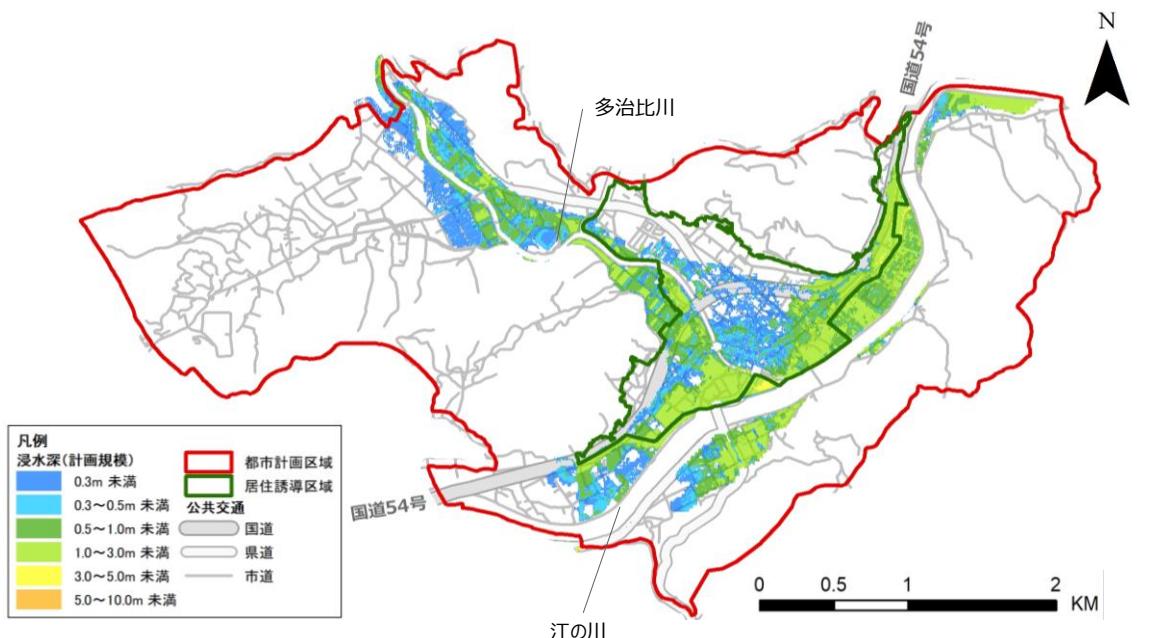


図 6-19 洪水浸水深（計画規模）

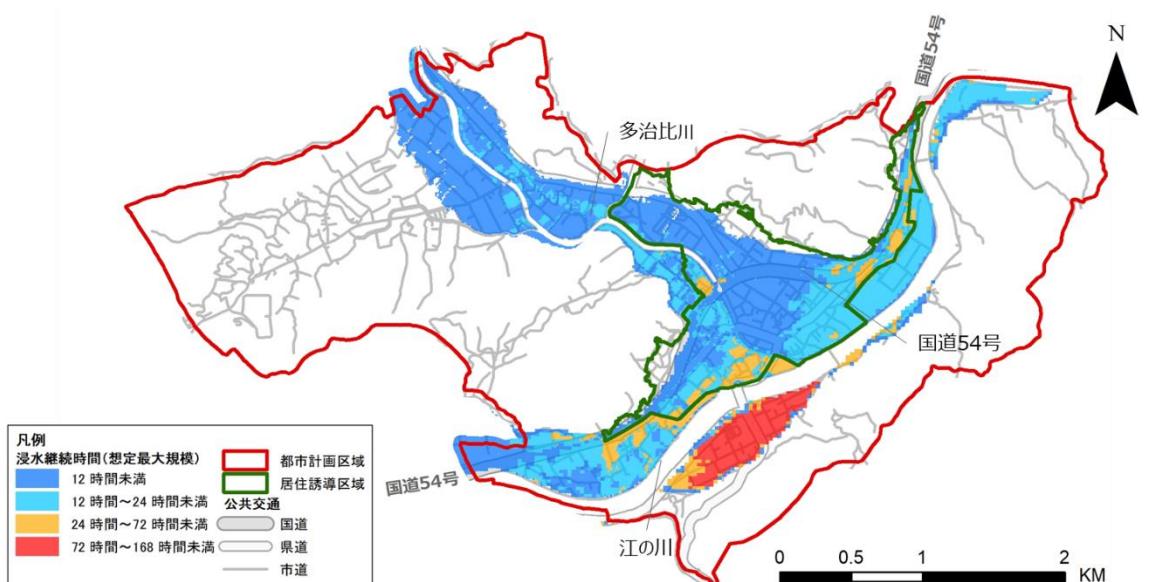
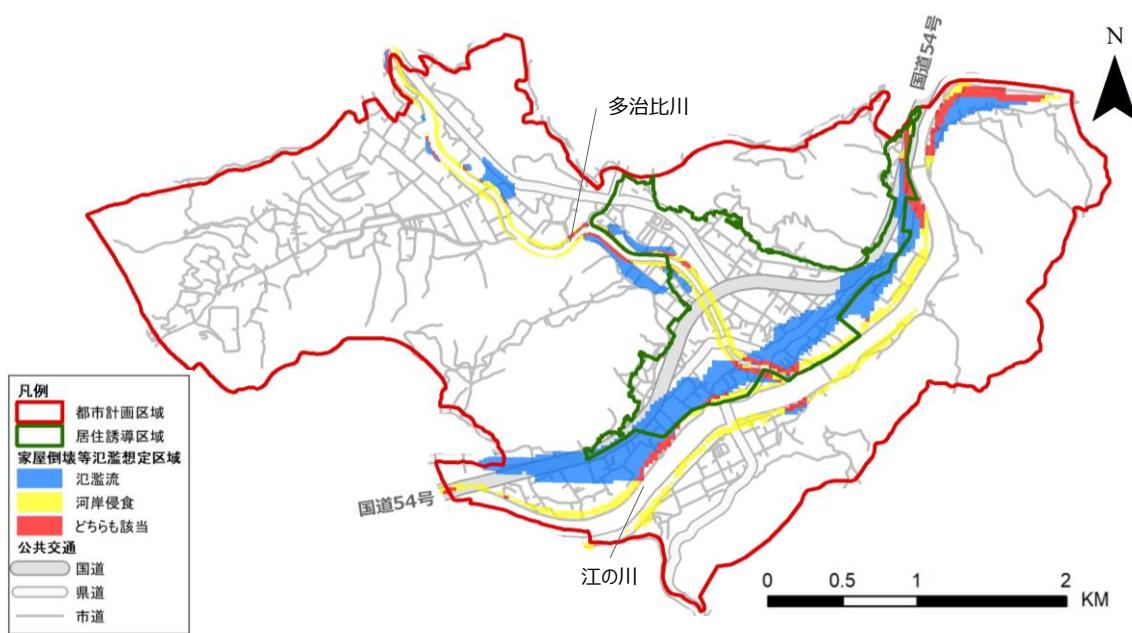


図 6-20 浸水継続時間（想定最大規模）



出典：国土数値情報（中国地方整備局）

図 6-21 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

③ 内水氾濫

内水氾濫については、令和3年8月豪雨の再現について、3つの場合のシミュレーションを行っています。

まず1つ目は、多治比川が破堤し、ポンプ2台を稼働させた場合です。江の川の北側すぐ、及び多治比川破堤による浸水範囲の一部において、浸水深1~3m未満となっています。

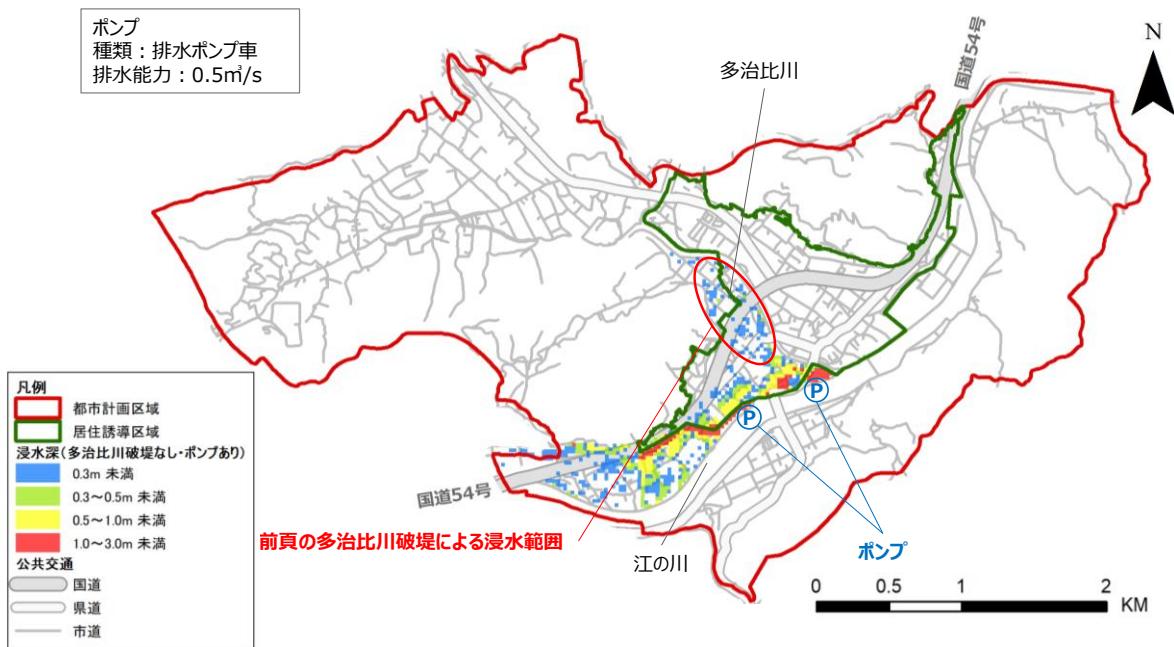
2つ目は、多治比川が破堤せず、ポンプを稼働させた場合です。浸水深は、多治比川が破堤した場合と比較して、低くなっています。

3つ目は、多治比川が破堤せず、ポンプを稼働させない場合です。浸水想定範囲は、多治比川が破堤せずポンプを稼働させる場合と変化ありませんが、浸水深はわずかに増加する傾向にあります。

なお、居住誘導区域においては、南西部が浸水想定範囲となっています。

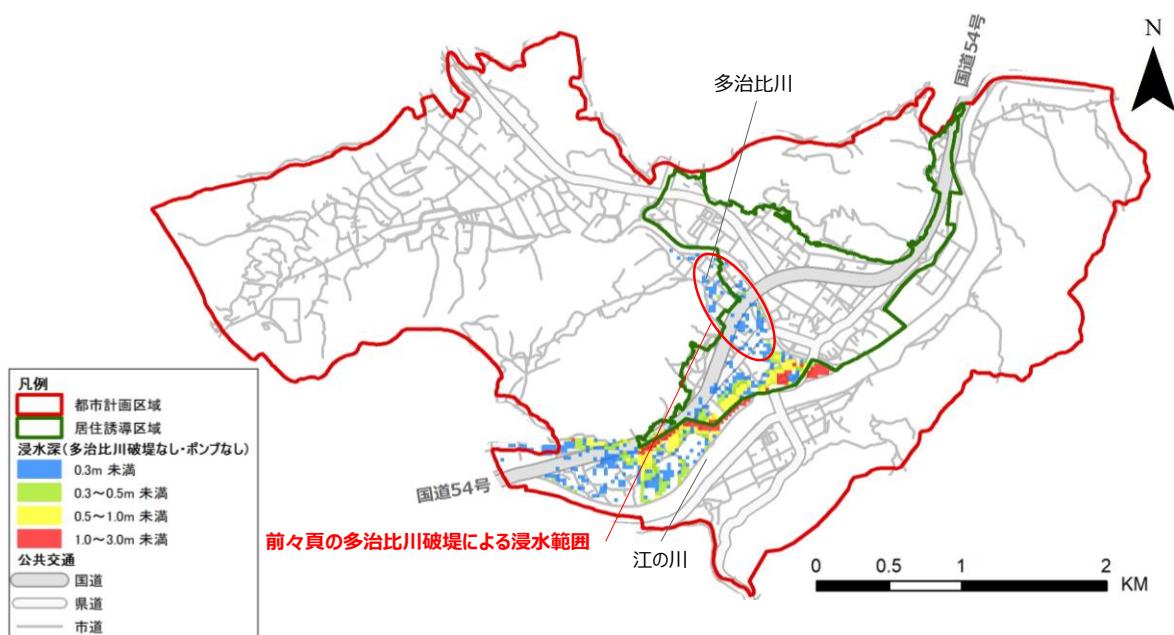


図 6-22 内水氾濫浸水深（多治比川破堤あり・ポンプあり）



出典：三次河川国道事務所

図 6-23 内水氾濫浸水深（多治比川破堤なし・ポンプあり）



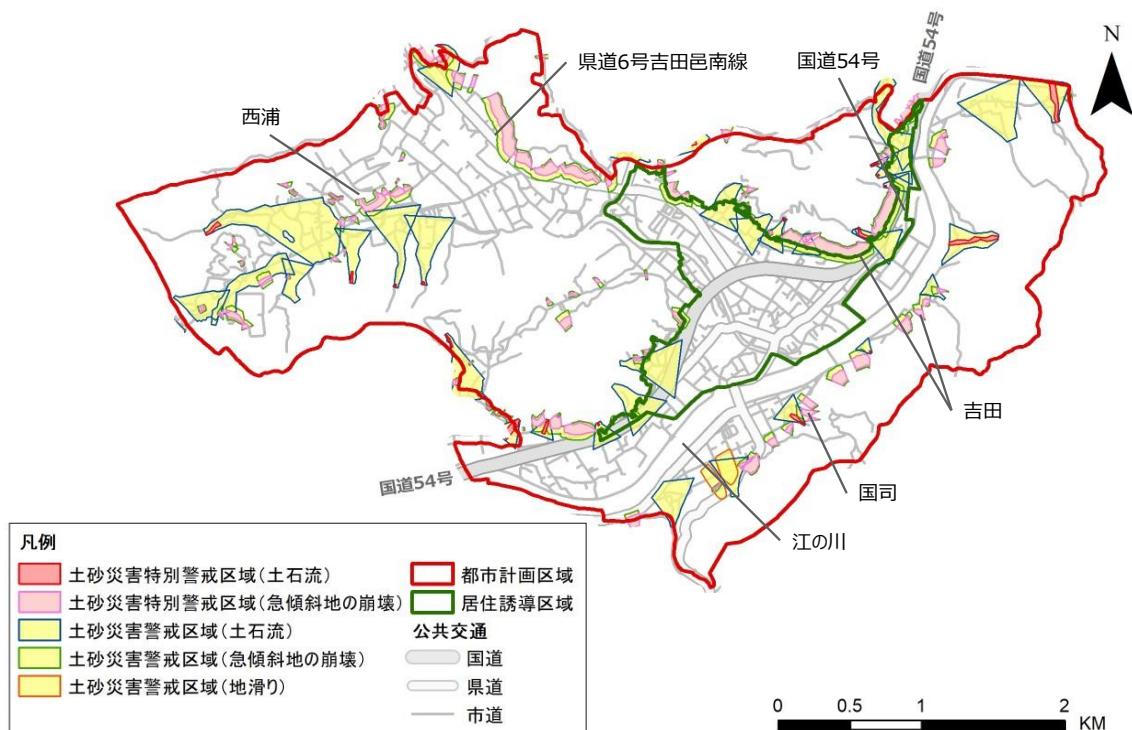
出典：三次河川国道事務所

図 6-24 内水氾濫浸水深（多治比川破堤なし・ポンプなし）

④ 土砂災害

国道54号及び県道6号吉田邑南線沿いなどを中心に、土砂災害特別警戒区域が広がっています。

なお、居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域は含まれていませんが、一部で土砂災害警戒区域が含まれています。



出典：洪水ポータルひろしま

図 6-25 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害警戒区域

土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

土砂災害特別警戒区域

避難に配慮を要する方が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域

土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一緒に流下する自然現象

地滑り

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

急傾斜地の崩壊

傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象

⑤ 避難施設（指定避難所・指定緊急避難場所）

クリスタルアージョ、吉田運動公園、吉田生活改善センターが指定避難所かつ指定緊急避難場所となっています。受入可能数は、吉田運動公園が最も多く、屋内で約2,400人、屋外で約20,000人です。

なお、クリスタルアージョは居住誘導区域内に位置しています。



出典：安芸高田市地域防災計画 資料編

図 6-26 指定避難所・指定緊急避難場所

指定避難所

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

指定緊急避難場所

居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所（災害種別に応じて指定）

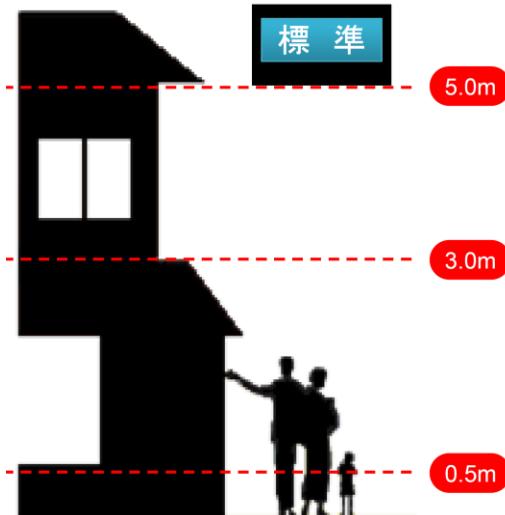
(3) 災害リスクの高い地域の抽出・評価

① 高災害リスクエリアの基準

洪水、内水氾濫、土砂災害のリスクが特に高いエリアを「高災害リスクエリア」と定義し、エリア内の居住分布や施設立地状況などについて整理しました。高災害リスクエリアの基準は以下の通りです。

表 6-10 高災害リスクエリアの基準

災害種別	高災害リスクエリアの基準	根拠
洪水	計画規模の洪水発生時の想定浸水深3m以上の範囲	2階の床下まで浸水する深さ (図 6-27 浸水深の目安参照)
	家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域
内水氾濫	令和3年8月豪雨(多治比川破堤あり・ポンプありの場合)の想定浸水深3m以上の範囲	2階の床下まで浸水する深さ (図 6-27 浸水深の目安参照)
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域



出典：水災害ハザードマップ作成の手引き

図 6-27 浸水深の目安

② 高災害リスクエリアの抽出

江の川や多治比川周辺の一帯において、洪水の高災害リスクエリアとなっています。また、江の川周辺や国道 54 号、県道 6 号吉田邑南線沿い、西浦等が土砂災害の高災害リスクエリアとなっています。なお、都市計画区域全域において、内水氾濫の高災害リスクエリアは存在しません。

居住誘導区域には、江の川、多治比川周辺で洪水の高災害リスクエリアが存在しています。



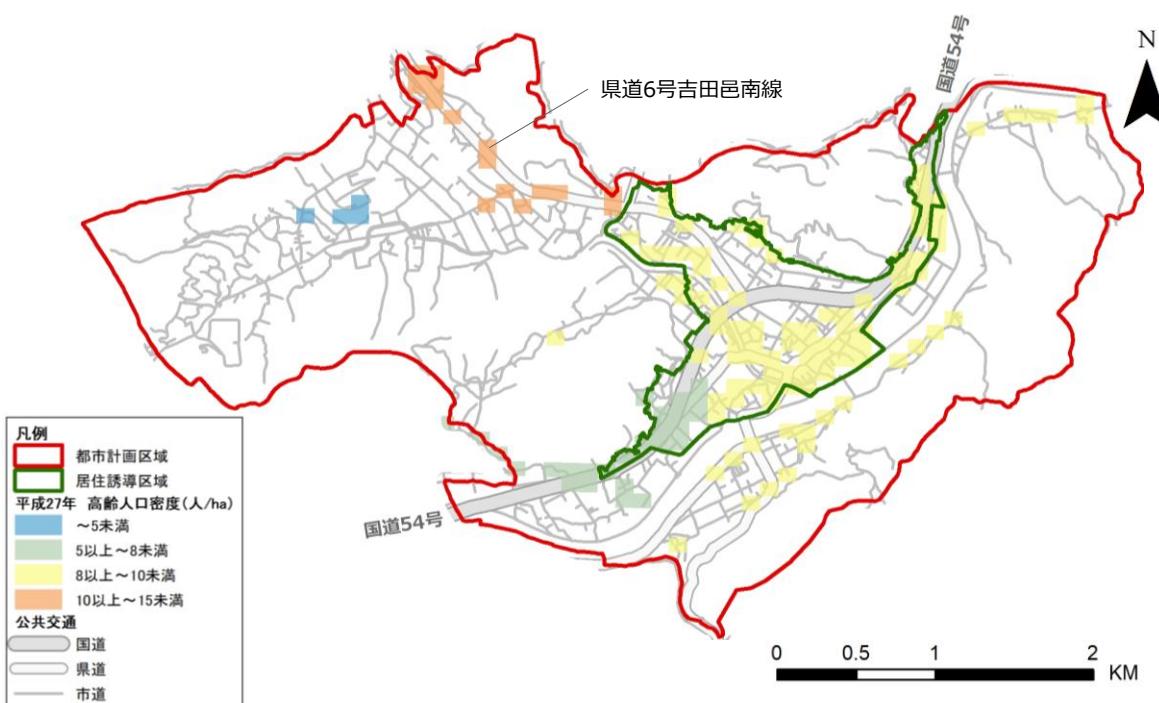
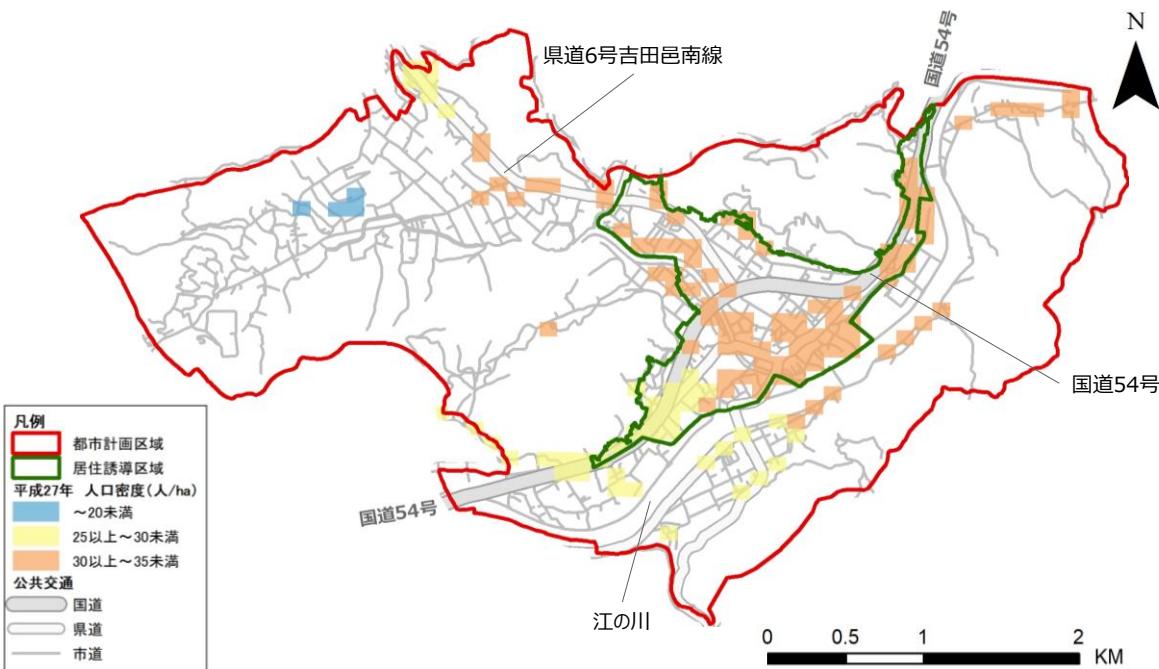
図 6-28 高災害リスクエリアの抽出

③ 高災害リスクエリアの居住人口密度

高災害リスクエリアに居住する人口密度を算出し、色付けを行いました。なお、高災害リスクエリア以外の人口には色付けを行っていません。

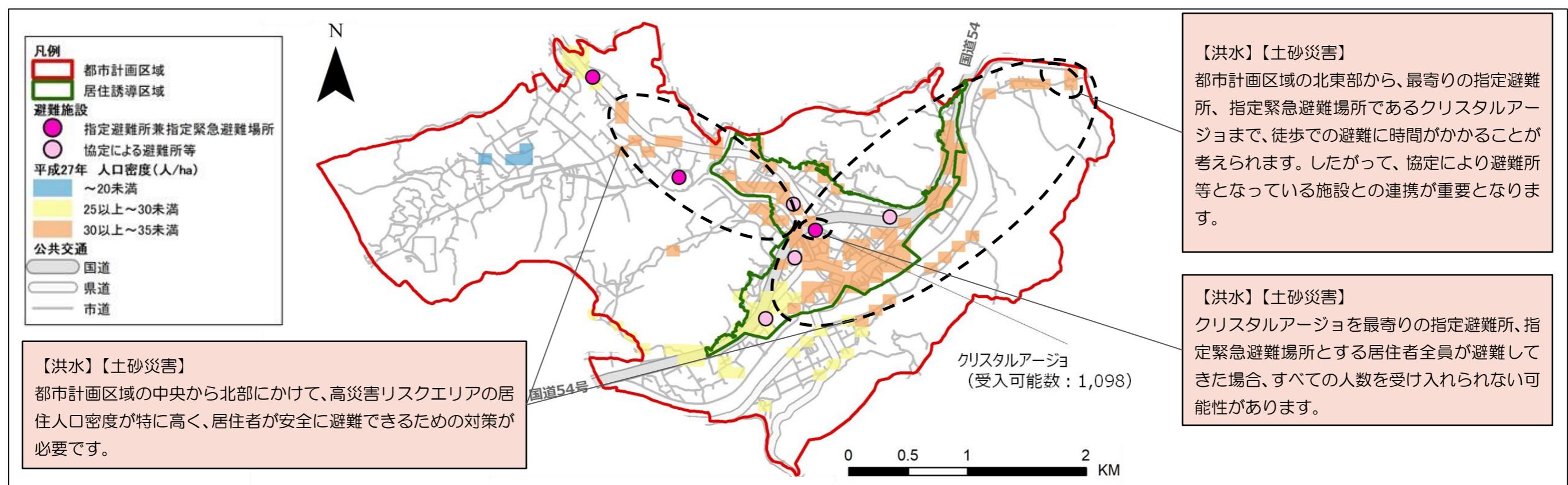
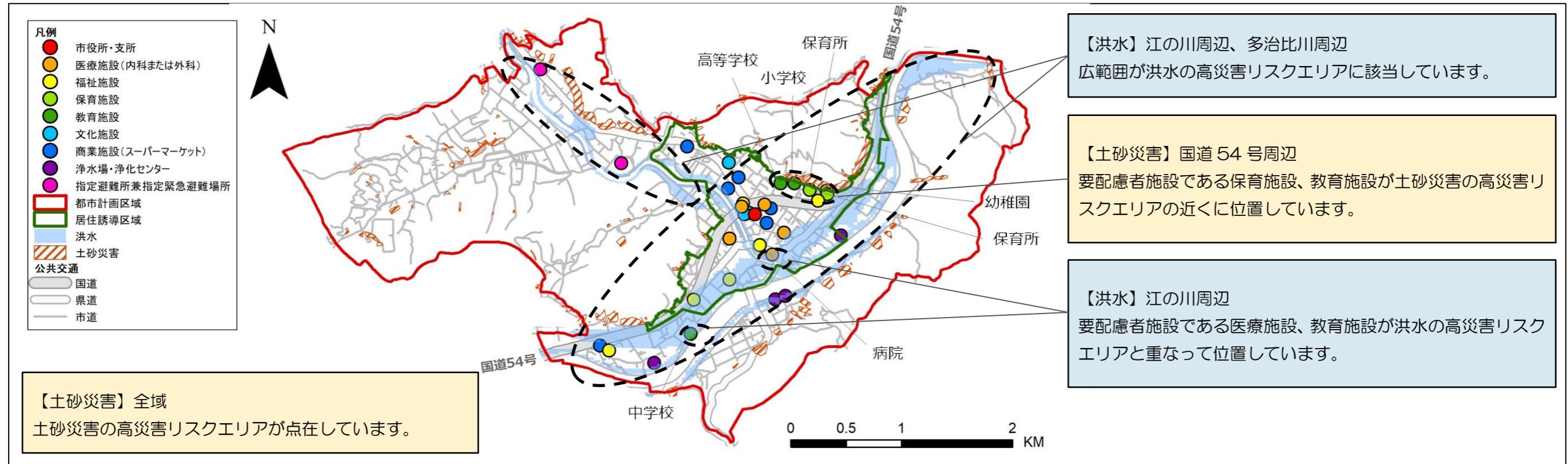
江の川や国道 54 号、県道 6 号吉田邑南線周辺において、人口密度が比較的高くなっています。また、高齢人口密度についても同様にみると、都市計画区域の北西部の県道 6 号吉田邑南線沿いで、比較的高くなっています。

つまり、高災害リスクが想定されているエリアに対し、高齢者を含む居住者が比較的多く存在しています。



(4) エリアごとの防災上の課題の整理

高災害リスクと都市施設及び避難施設の立地状況、高災害リスクエリアに居住する人口密度等からエリアごとの防災上の課題を整理します。



(5) 防災まちづくりの将来像と対応方針

① 防災まちづくりの将来像

分析した防災上の課題より、災害リスクを完全に避けることは難しいといえます。したがって、災害の被害が発生しないようにする「災害リスクの回避」を可能な限り進める一方で、被害を最小限に抑える「災害リスクの低減」を強化することが重要です。

そのためには、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識を持ち、自らの命を守る行動を積極的にとる必要があります。ただし、高齢者等の要配慮者には自主避難が困難な場合も考えられるため、助け合いにより「災害死ゼロ」を目指すことが重要です。

以上を踏まえて、防災指針における防災まちづくりの将来像を以下の通り設定します。

【防災まちづくりの将来像】

自助・公助・共助による災害死ゼロのまちづくり

② 対応方針

防災上の課題と防災まちづくりの将来像を踏まえて、対応方針を設定します。対応方針は、国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」に準じて、以下の通り分類します。

表 6-11 対応方針の分類

分類	取組内容
回避	災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組
低減（ハード）	河川の整備等による浸水対策や土砂災害防止のための砂防施設の整備等
低減（ソフト）	確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策

防災上の課題への対応方針を以下の通り定めます。

表 6-12 防災上の課題への対応方針

災害	エリア	課題	分類	主な対応方針
洪水	江の川周辺、多治比川周辺	● 広範囲が洪水の高災害リスクエリアに該当しています。	低減 (ハード)	● 河川改修等 ● 排水能力の増強
	江の川周辺	● 要配慮者施設である医療施設、教育施設が洪水の高災害リスクエリアと重なって位置しています。		● 建築物の防災機能強化
土砂災害	全域	● 土砂災害の高災害リスクエリアが点在しています。	低減 (ソフト)	● 要配慮者の避難体制の確立
	国道 54 号周辺	● 要配慮者施設である保育施設、教育施設が土砂災害の高災害リスクエリアの近くに位置しています。		● 総合的な山地災害防止対策
洪水、土砂災害の両方	都市計画区域の中央、北部	● 都市計画区域の中央から北部にかけて、高災害リスクエリアの居住人口密度を特に高く、居住者が安全に避難できるための対策が必要です。	回避 低減 (ハード)	● 災害リスクの低い地域への施設移転 ● 建築物の防災機能強化
	江の川周辺	● クリスタルアージョを最寄りの指定避難所、指定緊急避難場所とする居住者全員が避難してきた場合、すべての人数を受け入れられない可能性があります。		● 住宅の防災機能強化 ● 円滑な避難経路の確保
	都市計划区域の北東部	● 都市計画区域の北東部から、最寄りの指定避難所、指定緊急避難場所であるクリスタルアージョまで、徒歩での避難に時間がかかることが考えられます。	低減 (ソフト)	● 住民の防災意識の向上 ● 情報伝達体制の整備 ● 災害リスクの事前周知 ● 協定による避難所等との連携強化

(6) 具体的な取組

防災上の課題への対応方針を踏まえ、以下の取組を進めます。

分類	対応方針	具体的な取組	事業種別	実施主体	実施時期の目標		
					短期5年	中期10年	長期20年
回避	災害リスクの低い地域への居住誘導	災害リスクの高いエリアから、災害リスクの低いエリアへの住宅の移転促進	既存	国、県、市			
	災害リスクの低い地域への施設移転	土砂災害リスクの高いエリアに位置する保育所等の統合移転	既存	市			
低減（ハード）	河川改修等	河川改修等の施設整備、通水断面の確保	既存	県、市			
		農業用河川工作物の設備補強、定期点検	既存	市			
		雨水貯留浸透施設の設置、田んぼダムの整備	新規	県、市			
	排水能力の増強	排水ポンプの設置	既存	市			
	総合的な山地災害防止対策	山地災害危険区域等における山腹崩壊・土石流・落石防止対策、森林の整備	既存	市			
	円滑な避難経路の確保	道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修、連絡道路の確保	既存	県、市			
	住宅・建築物等の防災機能強化	住宅・建築物の安全性向上の促進（耐震診断、耐震改修、防災改修等）	既存・新規	県、市			
		大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落による被害防止	既存	県、市			
		危険空き家の解体	既存	市			
		防災上重要な公共施設（庁舎等施設、道路・橋梁、公園・緑地）の整備	既存	市			
	協定による避難所等との連携強化	協定による避難所等の確保、新規の協定締結の必要性の検討	既存	市			
低減（ソフト）	要配慮者の避難体制の確立	要配慮者施設での避難訓練の実施の推進	既存	市			
		要配慮者に配慮した避難場所、避難所の指定	既存	市			
		自主防災組織、消防団、近隣住民と連携した要配慮者の避難誘導の実施	既存	市			
	情報伝達体制の整備	お太助フォンやインターネット等の多様な手段により、情報を伝達するシステムの構築	既存	市			
	災害リスクの事前周知	ハザードマップ、広報紙等による土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の周知	既存	市			
		指定緊急避難場所、指定避難所の周知	既存	市			
	住民の防災意識の向上	防災教室や防災訓練の実施等による防災知識習得の促進、非常持出品の準備の推進	既存	県・市			
		自治会を中心とした自主防災組織の活動支援、消防団の災害対応能力の向上	既存	県・市			

6-7 目標値の設定

(1) 目標指標・目標値

本計画の実現に向けて、誘導施策及び防災の取組による計画の達成状況の進捗管理を行うため、目標指標及び目標値を設定します。

表 6-13 目標指標及び目標値

	目標指標	現況値	目標値
居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	22.9 人/ha (2020 年)	現状維持 (2040 年)
公共交通	公共交通利用者数	103,290 人 ^{※1} (2019 年) (お太助ワゴン)	現状維持 (2040 年)
防災	多治比川の河道掘削、橋梁架替等	実施中 (2022 年)	実施完了 (2027 年 ^{※2})
	安芸高田市地域防災リーダーの養成	38 人 (2018 年)	60 人 (2024 年 ^{※2})

※1：路線別 1 日あたり乗車人数（330 人）に、年間運行日数（日曜日を除く 313 日）を乗じた数

※2：国土強靭化地域計画の KPI や事業期間に合わせているため、居住誘導と公共交通の目標年次とは一致しない

(2) 目標指標の考え方

① 居住誘導

コンパクトな都市の形成による持続的な社会を実現していくには、居住誘導区域内に一定以上の人口を保つことが重要となるため、居住誘導区域内の人口密度を目標指標とします。ただし、本市は非線引き都市であり、もともと人口が多くないため、現況の都市計画区域内の人口密度を維持することを目標として定めます。

② 公共交通

公共交通を効率的に運営していくためには、運賃収入をいかに増やすかという視点が重要となります。コロナ禍直前の 2019 年のお太助ワゴン利用者数を維持することを目標として定めます。

③ 防災

防災のためには、ハード及びソフトの両面から対策を講じていくことが重要です。

本市の都市計画区域においては、特に水害の被害が大きいとされています。そこで、ハードの対策として、多治比川の河道掘削、橋梁架替等を行い、水害被害の防止、軽減を図ります。

また、ソフトの対策としては、安芸高田市地域防災リーダーの養成を行い、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図ります。

第7章 実現化方策

7-1 重点プロジェクト

都市計画マスタープランの各種方針の実効性を高めるため、全体構想で設定した4つの基本目標の実現に向けて推進すべき取組のうち、都市計画やまちづくりに特に密接に関連する内容を「重点プロジェクト」として設定し、計画期間（10年間）での取組内容を定めます。なお、都市計画区域内では、立地適正化計画の誘導施策や防災指針で具体的な取組を定めることから、重点プロジェクトは、主に市全域を対象とする取組を定めます。

重点プロジェクトとして設定した施策は次のとおりです。

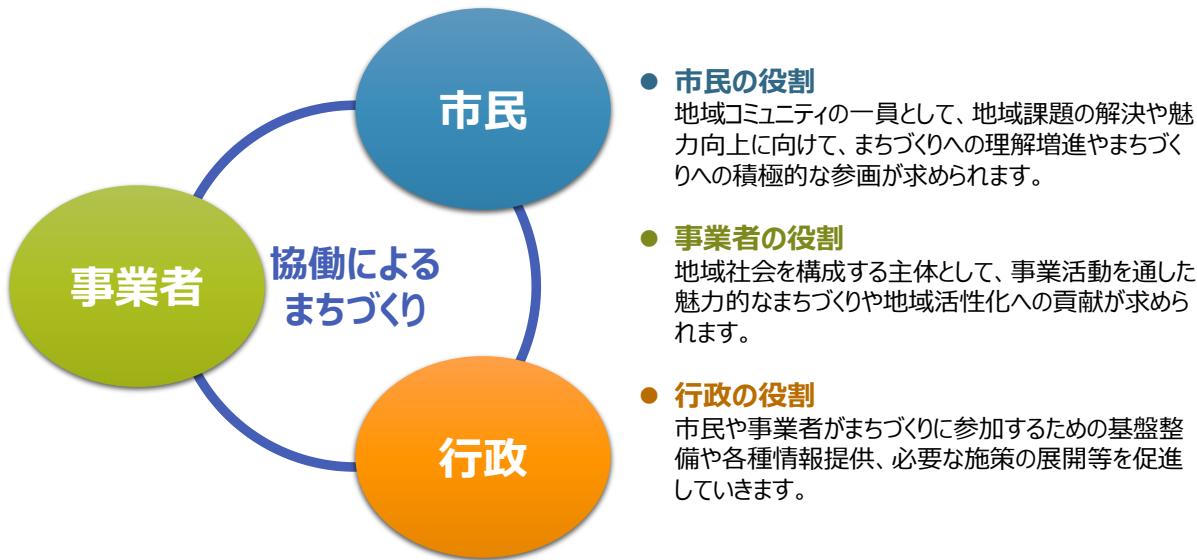
分類	実施する取組		実施期間	所管部署
持続可能なまちづくりに向けた重点プロジェクト	空き地や空き店舗の活用支援	中心拠点・地域拠点の利便性向上や既存ストックの活用、地域活性化等に向け、商業・事業用の空き地や空き店舗の活用を支援します。 具体的には、市内の空き地・空き店舗の状況に関する情報発信や、商工会等が行うチャレンジショップの運営に対する支援等を行います。	長期（10年程度）	商工観光課
	公共施設の再編	公共施設等総合管理計画に基づき、市内公共施設の総延床面積を2034年度までに30%以上削減することを目標とし、公共施設の中心拠点・地域拠点等への集約を図ることで、必要な公共サービスを将来にわたって提供できる実現可能な環境構築を図ります。	長期（10年程度）	財産管理課
リスクに強いまちづくりに向けた重点プロジェクト	災害リスクの低いエリアへの居住誘導	国の防災集団移転促進事業や、県のがけ地近接等危険住宅移転事業等を活用し、自然災害が発生した地域や災害リスクの高い区域において、住居移転を行う際の支援を行うなど、災害リスクの低い環境への居住誘導を図ります。	長期（10年程度）	管理課
	地域防災リーダーの養成	災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる、自主的な防災対応能力の向上を図るため、立地適正化計画の防災指針でも具体的な取組に定めた安芸高田市地域防災リーダーの養成を、全市的にも推進します。	短期（2～3年程度）	危機管理課
	空き家情報バンク	災害リスクの低いエリアへの居住誘導や移住支援の観点から、空き家情報バンクを活用した優良物件の周知を行います。	長期（10年程度）	管理課

分類	実施する取組		実施期間	所管部署
活力あるまちづくりに向けた重点プロジェクト	地域振興組織の活動支援	地域コミュニティの活性化に向け、特に住民主体のまちづくりに向けた取組方針や計画を策定している地域振興組織に対して活動支援を行います。	長期（10年程度）	政策企画課
	定住・移住促進	未来の安芸高田市の担い手となる居住者の確保を図るため、市外からの定住・移住者の確保に向けたPR活動を推進します。また、移住希望者が地域で暮らしていくための雇用の場の確保のため、企業誘致やリモートワーク環境の整備についても推進します。	長期（10年程度）	政策企画課
やさしいまちづくりに向けた重点プロジェクト	公共交通網の再編	本計画とあわせて策定する「安芸高田市地域公共交通計画」の内容に基づき、持続可能な公共交通網への再編について検討します。	短期（2～3年程度）	政策企画課
	東広島高田道路の整備促進	東広島高田道路（向原～吉田間）について、本市の拠点間連携軸を担う重要な道路網として、広島県に対し早期整備を促進していきます。	短期（2～3年程度）	建設課
	歩道空間の整備	中心拠点・地域拠点を中心に、住民等が安全に歩いて暮らせるまちなみを実現するため、歩車混在道路における歩道空間の整備を推進します。	長期（10年程度）	建設課
	JR芸備線の利用促進	沿線自治体である広島市・三次市等と連携し、JR芸備線の利用促進に向けた取組を推進します。	長期（10年程度）	政策企画課
	交通結節点の整備	中心拠点・地域拠点における交通結節点について、行政・商業・医療等の施設へのアクセス環境向上に向けた環境整備を推進します。 特に、吉田町におけるバスセンター（吉田出張所）については、現在中心市街地から離れた場所に位置しているため、市役所周辺への移設による都市機能の集約・利便性の向上を図ります。	中期（5年程度）	政策企画課

7-2 計画推進体制

人口減少・少子高齢化が今後も続く見込みである中、本計画で定めた都市計画の方向性を実現するためには、行政だけではなく、市民や事業者との連携が不可欠です。

そのため、本計画の推進にあたっては、住民・事業者・行政がそれぞれの役割や責任を分担し、「未来へ 続くまち 安芸高田」を実現するための取組をともに進める体制を構築します。



7-3 計画の見直し

本計画は、目標年次を20年後(2042年度)、計画期間を10年間(2023年度～2032年度)としており、長期的な視点に基づく都市計画の方針について記載するものです。一方、社会情勢の変化や、本計画の上位計画である「広島圏域都市計画区域マスタープラン」の改定などがあれば、本計画で定める都市計画の方針についても見直しが必要となります。

そのため、本計画では、おおむね5年ごとのPDCAサイクルによる評価を行うとともに、必要に応じて見直しを実施していきます。



資料編

(1) 用語集

あ行	
ターン	生まれ育った場所で働いたのち、出身地ではない場所へ移住して働くこと。
イノベーション	特にビジネスにおいて、新たな仕組みや習慣を取り入れて、革新的な価値を創造すること。
か行	
開発行為	主として、建築物の建築や特定工作物の建設を目的とした、土地の区画形質の変更のこと。都市計画区域内で所定の開発行為を行う場合は、開発許可が必要となる。
近隣商業地域	用途地域の一つで、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業や、その他の業務の利便を増進するため定める地域のこと。住宅や店舗のほか、小規模の工場も建てられる。
計画規模	「計画規模」の降雨規模は10～100年に1回程度を想定。
工業専用地域	用途地域の一つで、工業の利便を増進するため定める地域のこと。工場（規模を問わない）が建てられる一方、住宅、店舗（物品販売店舗、飲食店舗）、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
交流人口	その地域に居住する人（定住人口）に対して、地域を観光などで訪れる人のこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
コンパクトシティ	高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造。
さ行	
自家用有償旅客運送	バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人などが、自家用車を用いて提供する運送サービス。旅客から収受する対価は実費の範囲内に限定される。
商業地域	用途地域の一つで、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域のこと。銀行、映画館、飲食店、百貨店などの商業施設のほか、住宅や小規模の工場も建てられる。
人口密度	人口統計において、ある単位面積当たりに居住する人の数により定義される数値。都市化、土地利用の度合いなどの目安となる。
浸水継続時間	任意の地点において、氾濫水到達後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5mに達してからその水深を下回るまでにかかる時間。
浸水想定区域（洪水）	河川の氾濫などにより、住宅などが水につかる浸水が想定される区域。
スタートアップ	新しいビジネスモデルや市場を開拓することで、短期間で急速な成長・発展を狙う企業や事業のこと。
スプロール	都市計画が実施されないまま都市が発展することで、都心部から郊外に向けて、市街地が無秩序、無計画に広がっていくこと。

想定最大規模	「想定最大規模」の降雨規模は 1000 年に 1 回程度を想定。1000 年毎に 1 回発生する周期的な降雨ではなく、1 年の間に発生する確率が 1/1000(0.1%) 以下の降雨。毎年の発生確率は小さいが、規模の大きな降雨であることを示す。
た行	
大規模盛土造成地	宅地を造成する際に、谷や沢を埋めた造成地又は傾斜地の上に腹付した造成地のうち、大規模なもの。「谷埋め型」と「腹付け型」の 2 つの方がある。
地域おこし協力隊	各自治体の委嘱を受け、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR などの地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行なながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。
長寿命化	老朽化した建物や道路・橋梁などの都市インフラに対し、将来にわたり長く使い続けられるようにするために、物理的な不具合を直し耐久性を高めるほか、当初整備以降で新たに求められるようになった機能・性能水準まで引き上げる改修を行うこと。
デマンド交通	路線やダイヤをあらかじめ定めないと、利用者のニーズに応じて柔軟に運行するバス又は乗合タクシー。
都市機能	相互に関連して都市全体を構成する各要素の固有の役割で、基本的な機能としては、行政機能、介護・福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能、金融機能、教育・文化機能、交通機能などがあげられる。
都市計画区域	都市計画法などの法令の適用を受ける範囲として、都市として的一体的な整備、開発及び保全を行う区域のこと。都市計画決定、都市施設の整備、市街地開発事業の施行などの都市計画に関する施策は、この区域内で実施する必要がある。
土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれがある土砂災害防止法に基づき指定された区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。
な行	
二拠点居住	都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つことで、定期的に地方部で仕事や私生活を行うライフスタイルのこと。
は行	
ハード・ソフトの対策	ハード対策は、構造物により洪水、高潮、津波等による外力（ハザード）を制御し、災害を防止・軽減するもの。ソフト対策は、ハザードマップの作成や避難態勢の整備、土地利用規制等により、洪水や高潮等によるハザードが発生しても人的な被害の発生を防止したり、物理的な被害を軽減するもの。
ハザードエリア	災害ハザードエリア。被災の恐れが大きい区域であり、「災害レッドゾーン」と「浸水ハザードエリア等」とに二分される。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
非線引き都市計画区域	市街化区域（都市計画区域の中で、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために指定される、すでに市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）とに区分されていない都市計画区域のこと。

防災拠点	地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護などの災害応急活動の拠点となる施設のこと。
や行	
Uターン	生まれ育った場所以外で働いたのち、再び生まれ故郷に戻って働くこと。
用途地域	住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建築される建物の規模や用途が制限される。
要配慮者	「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」、そのほか「難病患者、妊産婦、外国人等」も含まれる。

(2) 都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定の経緯

開催日	会議等	主な内容
2021年 12月3日～20日	市民アンケート調査	・安芸高田市内に居住する全世帯を対象としたアンケート調査
2022年 3月25日	第1・2回都市計画マスタープラン等策定委員会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により同日開催	・委員長の選出 ・計画策定の進め方 ・都市計画の概要 ・マスタープランと立地適正化計画の概要 ・現況分析・課題整理 ・全体構想
2022年 7月29日	第1回都市計画審議会	・会長の選任 ・計画策定の進め方 ・都市計画の概要 ・マスタープランと立地適正化計画の概要 ・現況分析・課題整理 ・全体構想の検討
2022年 8月25日 ～9月7日	地域別意見交換会 (6地域別)	・マスタープランの全体構想の説明 ・地域別構想の説明 ・地域の要望の聴取
2022(令和4)年 10月7日	第3回都市計画マスター プラン等策定委員会	・前回策定委員会・都市計画審議会の振り返り ・地域別構想の検討 ・立地適正化計画の検討(基本方針、誘導区域・誘導施設)
2022(令和4)年 12月26日	地域別意見交換会 (第2回：吉田町のみ)	・立地適正化計画の説明 ・地域の要望の聴取
2023(令和5)年 2月2日	第4回都市計画マスター プラン等策定委員会	・前回策定委員会の振り返り ・立地適正化計画の検討(防災指針、居住誘導区域、誘導施策・目標値) ・実現化方策の検討 ・安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画(素案)
2023(令和5)年 2月8日～28日	パブリックコメント	・安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画(素案)への意見聴取
2023(令和5)年 ●月●日	第5回都市計画マスター プラン等策定委員会	・前回策定委員会の振り返り ・パブリックコメント結果の確認 ・安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画(案)
2023(令和5)年 ●月●日	第2回都市計画審議会	・安芸高田市都市計画マスタープラン・立地適正化計画(案)

(3) 安芸高田市都市計画マスタートップラン・立地適正化計画策定委員会委員名簿

区分	所属等	氏名（敬称略）
学識経験者	公立大学法人福山市立大学 教授	渡邊 一成
	米子工業高等専門学校 教授	加藤 博和
関係団体	安芸高田市農業委員会 会長	田中 秀之
	一般社団法人安芸高田市医師会 会長	佐々木 龍司
	広島北部農業協同組合 総務部長	後藤 隆
	安芸高田市商工会 会長	住吉 峰男
	安芸高田市工業会 幹事	藤本 隆成
	(公財) 安芸高田市地域振興事業団 事務局長	小田 忠
地元代表者	吉田町地域振興会連絡協議会 会長	小川 芳史
	八千代町振興会連絡協議会 副会長	児玉 孝治
	美土里町地域振興運営協議会連合会会長	岡川 元春
	高宮町振興会連絡協議会 会長	辻駒 健二
	甲田町振興連合会 会長	谷口 恭一
	向原町振興会連絡協議会 会長	正田 建二
関係行政機関 の職員	広島県地域政策局地域力創造課 課長	山田 和孝（2021年度） 兼田 洋一（2022年度）
	広島県土木建築局都市計画課 課長	廣中 伸孝
	安芸高田市 副市長	米村 公男